

令和7年度第2回「京都市男女共同参画審議会」次第

日時	令和7年9月2日(火)
	午後2時00分～
場所	京都市役所本庁舎1階 第1会議室

1 開 会

2 第6次京都市男女共同参画計画に係るパブリック・コメントの実施について

[資料1](#) [資料2](#) [資料3](#) [資料4](#)

3 第5次京都市男女共同参画計画の進捗状況について

[資料5](#) [資料6](#) [資料7](#)

4 報告事項

5 閉 会

京都市男女共同参画計画 パブリック・コメント募集

少子高齢化や人口減少が進む中、価値観やライフスタイルが多様化し、誰もが多様な選択肢の中から自分自身の生き方を安心して選ぶことができる環境の整備が求められています。

京都市では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く場や地域、社会に幸せや豊かさをもたらす「ウェルビーイングな社会」の実現を目指し、「第6次京都市男女共同参画計画」を策定します。

計画案全文はこちら→



計画（案）へのご意見・ご提案を募集します

▶ 提出方法

- ・ 郵送・持参 〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市文化市民局共生社会推進室
(電話：075-222-3091)
- ・ Fax 075-366-0139

- ・ 電子メール danjo@city.kyoto.lg.jp
- ・ WEBフォーム URL
検索はこちら



京都市男女共同参画計画 パブコメ

1 第1章「計画策定に当たって」について（計画の位置付け、計画期間等について）

2 第2章「男女共同参画を取巻く状況」について（社会情勢の変化等のデータ等について）

3 基本目標Ⅰ「誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会」の実現に向けた施策について

4 基本目標Ⅱ「あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会」の実現に向けた施策について

5 その他（上記以外、全般）について

ご意見を取りまとめる際の参考といたしますので、差し支えなければ以下にご記入ください。

【年齢】 ～19歳・20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代・80歳～

【住所】 京都市内・それ以外



第6次京都市男女共同参画計画（概要版）

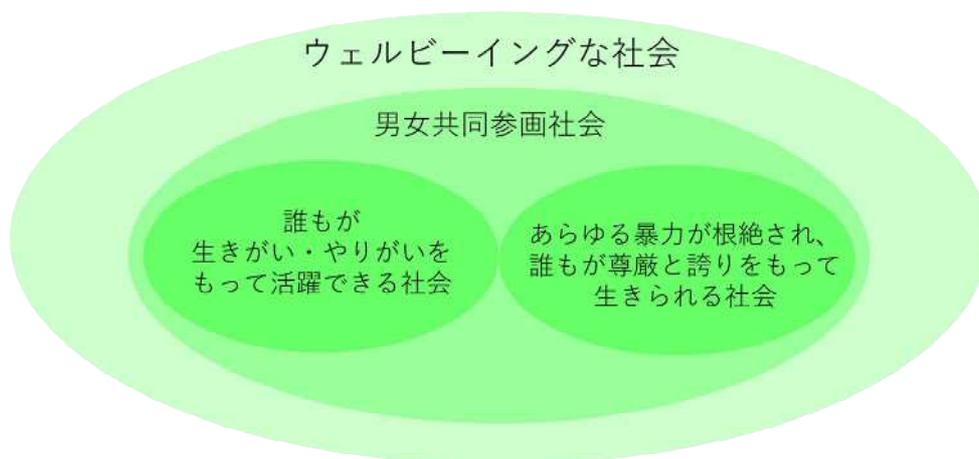
計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「京都市男女共同参画推進条例」に基づき、本市が男女共同参画を推進するうえでの基本的な考え方を示す総合的な計画です。

また、この計画には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「市町村基本計画」に位置付ける「京都市DV対策基本計画」及び、「困難な問題を抱える女性に対する支援の法律」に定める「市町村基本計画」に位置付ける「京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」が盛り込まれています。

本計画の目指す社会

本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く場や地域、社会に幸せや豊かさをもたらす「ウェルビーイングな社会」の実現を目指します。



「ウェルビーイングな社会」の実現に向けて、男女共同参画社会に寄与する以下の目標を設定します。

《誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会》

誰もが個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮できる、健康で生きがい・やりがいとゆとりのある暮らしを実現できる社会。

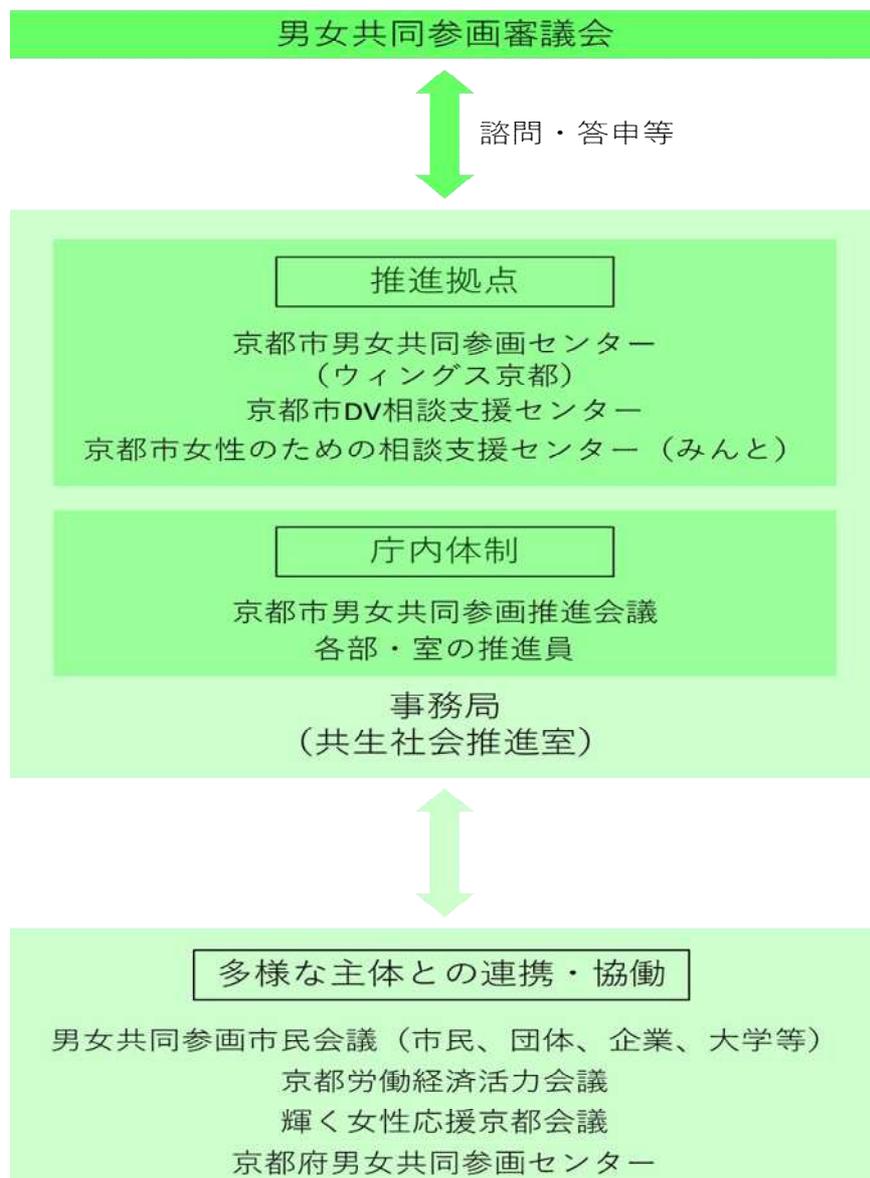
《あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りを持って生きられる社会》

困難を抱えておられる方への支援等を通じて実現される、あらゆる暴力が根絶され、誰もが取り残されることのない社会。

計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

推進体制



京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）及び、京都市DV相談支援センター、京都市女性のための相談支援センター（みんと）を、京都市の男女共同参画推進拠点として位置付け、京都市男女共同参画審議会の調査、審議のもと、「京都労働経済活力会議」や「輝く女性応援京都会議」¹、「京都府男女共同参画センター」などの多様な主体と連携・協働しながらオール京都体制でワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進を図ります。

¹ 経済団体・労働団体等と京都府・京都市・京都労働局等で構成する京都における女性活躍を加速するための体制。

現状と課題

○ 仕事と生活の調和について

少子高齢化、人口減少が進む中、価値観やライフスタイルが多様化する中、誰もが、「仕事か家庭か」という二者択一を迫られることなく、多様化するライフスタイルや価値観に応じ、学びや地域活動、社会貢献活動などを選択し、仕事との両立の下、調和させながら追求できる社会を目指していく必要があります。

○ 女性の社会参画、女性活躍について

より公平で、包括的、かつ強靱な社会を構築するためには、社会のあらゆる分野において女性の参画とリーダーシップを高める必要があります。

また、女性の所得向上・経済的自立・男女間賃金格差の是正は、個人の尊厳と安心・安全が守られる社会を実現する上でも不可欠な課題です。

○ 性別により異なる健康課題への対応等について

全ての人々が持続可能な形で自らの理想とする生き方を追求できる社会の実現のためには、自らの身体の特長や健康課題に対する正しい知識を習得し、健康増進に自発的かつ積極的に取り組めることが必要です。また、家族等周囲の方々の健康・介護等に関わるケアは当事者のみで抱えるべき課題ではなく、社会全体で支える必要があります。

○ DVをはじめとする困難な問題を抱える女性への支援について

女性は、女性であることにより、性暴力や性的虐待等の性的な被害により遭遇しやすく、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在するほか、不安定な就労状況や経済的困窮に陥りやすい状況にあります。京都市では、令和6（2024）年7月に「京都市女性のための相談支援センター（みんと）」を開所し、困難を抱える女性の包括的な支援を開始しました。

様々な困難の中でも、特にDV（配偶者や恋人など親密な関係の中で起こる暴力）は、身体的、精神的、社会的、経済的、性的な暴力など様々な形態を有する重大な人権侵害で、被害者の状況やニーズに応じ、一人一人に寄り添った切れ目のない支援を関係機関が連携して行っていくことが必要です。

計画の主な内容

基本目標Ⅰ 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現

★ 施策の方針

1 仕事と生活の調和

ライフスタイルや価値観が多様化する中で、誰もが仕事、家庭や地域活動、学び等の様々な選択をし、自身の仕事と生活の調和の中で、豊かな人生を送ることができるよう、環境づくりを推進します。

2 女性活躍の推進

「輝く女性応援京都会議」において、オール京都体制で、様々な場面での女性活躍の推進と、男女間の格差を解消するための取組を推進し、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現を目指します。

3 全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着

ウェルビーイングな社会の実現に向けて、男女共同参画の理念が正しく、分かりやすく広がって定着するよう、教育機関や家庭、地域とも連携し、主体的に男女共同参画意識の醸成や行動改革に取り組める環境づくりを促進します。

4 性に関する理解・尊重と心と体の健康づくり

誰もが性やそれに伴う身体的特徴について理解し、配慮し合い、安心して暮らせる社会の実現のため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康の保持・増進と、企業においては従業員の健康に配慮した仕組みづくりの支援を行います。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現

★ 施策の方針

1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援

配偶者等からの暴力をはじめとする暴力、性犯罪の根絶や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

計画の体系

I 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現	
1 仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり ② 全ての人々が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備 ③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進 ④ 生涯学び続けることができる機会の提供
2 女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援 ② 教育における女性活躍の推進 ③ 防災・復興における女性参画の拡大 ④ 政策・方針決定過程における女性参画の拡大
3 全ての人の 人権尊重に基づく 男女共同参画の視点の定着	<ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発 ② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援 ③ 魅力ある公共空間・エリアづくりに貢献する 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都） ④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする 各種ハラスメントの防止対策
4 性に関する理解・尊重と 心と体の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談 ② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進 ③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進 ④ 性別により異なる健康課題への理解促進
II あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現 【京都市DV対策基本計画】 【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】	
1 DVをはじめとする様々な 困難を抱える女性への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 女性本人や周囲にいる方への広報啓発 ② 関係機関等と連携した支援対象者を早期発見するための取組 ③ 相談支援体制の充実 ④ 被害者等の保護に関する取組 ⑤ 自立に向けた支援の充実 ⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発

委員名	御意見	考え方
芦田 委員	女子生徒の自殺者が急増していることが懸念される。	素案第2章で令和6年度の自殺者数（全国）データを記載し、若年層の女性の自殺者数が男性を上回っている状況について示しました。 困難な問題を抱える女性への支援の推進に当たっては、引き続き自殺者数の動向に注視します。
佐々木 委員	育休の取得率向上と併せて長時間労働を変えていくような施策を検討されたい。	素案第2章で長時間労働の状況に関するデータを記載し、子育て世代の男性への偏りを示しました。 推進施策において、長時間労働の削減に向けた意識啓発等を行い、課題解決に努めていきます。
藤本 委員	女性活躍の基盤としての安全・安心、健康といったリンクについて、計画に盛り込むことはできないか。	安心・安全を、2つの基本目標両方に関わるテーマとして捉え、心身の健康や生きがい・やりがい、経済的な安心を含む広義の安心・安全の確保を通じて、誰もがそれぞれの場で活躍でき、取り残されることがない、ウェルビーイングな社会を目指すこととしました。
里内 委員	ワーク・ライフ・バランスの発展的な概念としてウェルビーイングを目指すとの説明があったが、それにより問題点や課題を矮小化することにはならないよう、計画の細目で、未だ取り組むべき課題について言及されたい。	ウェルビーイングな社会を理想像として掲げる一方で、具体的な課題については、施策方針や具体的施策の中で言及することにより、従来からの課題で未だ残るものがウェルビーイングという言葉に埋没、矮小化されないよう対応していきます。
里内 委員	「伝統的な男性観」のみならず、女性の生きづらさや不安につながるような「伝統的な女性観」もあると思われ、この点も女性への支援の中に含められたい。	「伝統的な女性観」に起因するような困難や不安を抱えておられる女性へのフォローについて、女性活躍に係る施策や困難な問題を抱える女性への支援において検討・実施していきます。
佐々木 委員	計画期間について、現行の5年間にに対し次期計画が10年間というのは長いという印象を受ける。	計画を取り巻く社会情勢の動向に適宜対応していく必要を踏まえ、計画期間を5年間に改めました。

多賀 委員	企業の好事例（例：労働時間を減らしつつ業績を向上させた。）を集めて紹介することなどはできないか。	従来から取り組んできた地域企業等の好事例紹介の充実に努めます。
多賀 委員	男女共同参画は、女性側にも男性側にも、両方にメリットがあるということを伝えられるような広報啓発を心がけられたい。	素案において施策方針1-3「全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着」の【現状と課題】に記載したように、「男女共同参画」という言葉が男女間の分断を生む可能性に留意し、男女のいずれにも正しく「男女共同参画」の理念が広がることを目指して啓発に取り組みます。
丸山 委員	女性のための相談事業は、いろいろな経緯に基づく窓口が複数あり、一見して分かりにくいと思う。分かりやすいように、相談窓口を一本化したり、最初の相談先を一体化するなどした方が良いのではないか。	女性支援の現場において、DV被害者支援が大きな割合を占めていることから、当面は「DV」を明確にした窓口を継続設置したいと考えておりますが、今後の相談窓口のあり方について、他都市の状況等も参考にしながら、広報啓発の方法も含めて市民の方に分かりやすいものとなるよう検討していきます。
佐々木 委員	真のワーク・ライフ・バランス啓発ウェブサイト等の周知啓発について、広く知ってもらえるよう工夫を。	具体的取組において、周知啓発方法を検討し、より多くの方に見ていただけるよう取り組みます。
南野 委員	DV等で支援を必要とされる方に窓口を知っていただけるよう、より効果的な周知を検討されたい。	具体的取組において、支援を必要とされる方に届く周知を検討し、実施していきます。
里内 委員	ウィングス京都の機能を強化して、次期男女計画でも重要な役割をしっかりと担うよう進められたい。	次期男女計画においても、ウィングス京都を男女共同参画の推進のための中核施設としての役割を担うものと位置付け、更なる機能強化に努めます。

令和7年度第1回審議会での御意見及び京都市の考え方と計画最新案への反映状況

委員名	御意見	考え方	計画最新案への反映状況
藤本 委員	<p>「性別により異なる健康課題」が何を指すのか理解しづらいと思われる。</p> <p>具体的に何を指すのかを補足的に説明したうえで、その認知についてはこのような状況がある、というようにデータを示してもらった方が、伝わりやすく分かりやすい記載になるのではないかと。</p> <p>この点、第2章の「2 社会情勢・現状」についてさらに情報を補足していただきたい。</p>	<p>第2章の「2 社会情勢・現状」に、健康課題の内容、また男女によって健康課題に直面する年代が異なることについて具体例を交えながら記載しました。</p>	<p>【素案】：記載なし</p> <p>【最新案】：P.18の1行目～以下を追加</p> <p>◀性別によって異なる健康課題▶</p> <p>○ 健康課題については、その内容や、健康課題を抱えやすい年代が男女によって異なります。</p> <p>男性特有の疾患としては、前立腺肥大症、前立腺炎、前立腺がんなどの前立腺疾患や泌尿器科疾患のほか、男性型脱毛症（AGA）などがあります。</p> <p>一方で、女性特有の疾患としては、子宮がん、卵巣がん、子宮内膜症、子宮筋腫、卵巣嚢腫、月経困難症、更年期障害などの婦人科疾患のほか、乳腺疾患や出産に関連する疾患も挙げられます。</p> <p>○ さらに、糖尿病や脂質異常症、骨粗しょう症、痛風、うつ病、アルツハイマー型認知症などは男女のいずれにも共通する疾病ですが、その発症率や症状等において男女で顕著な相違がみられるものもあります。</p> <p>○ 男性特有の疾患は、50代以降でり患率が上昇するものが多く、特にがんについては60代以降で急激に患者が増えとされています。一方で女性においては、月経障害等は20代から40代前半、子宮内膜症や子宮平滑筋腫は30代及び40代、乳がんや更年期障害、甲状腺中毒症（バセドウ病等）は40代及び50代などの働く世代のり患が多い傾向があります。</p>
芦田 委員	<p>令和6年度第3回審議会での意見への補足。</p> <p>若年女性の自殺が増加しているという点には素案の中で触れているが、特に私が懸念していたのが、この3年間で中高生年代の女性の自殺者数が急増しているという点。男性は同年代での自殺者数は減少傾向にあるようだ。</p> <p>中高生世代の女性は性被害や命の危機にさらされる危険性も高く、改めて懸念を表明したい。</p>	<p>令和7年度第1回審議会にて提供いただいた資料を基に、改めて事務局で計画掲載用のグラフを作成し、最新案に反映させました。</p> <p>困難を抱える中高生の世代の女性に対しては、教育委員会、児童相談所等の関係機関とも連携しながら支援を行ってまいります。</p>	<p>【素案】：記載なし</p> <p>【最新案】：P.20の1行目～以下の記載及び図表を追加。</p> <p>○ 小中高生における自殺者数を見ると、令和4年度以降男性の自殺者が減少傾向にある一方で、女性は令和4年度以降、徐々に増加しています。</p> <p>【図表18 若年層における自殺者数（男女・職業別）（全国）】</p>

丸山 委員	<p>「DV対策基本計画」と「困難な問題を抱える女性への支援計画」は一体的に策定することができるという国の方針が出ている。</p> <p>今回計画を策定するに当たり、一体化してワンストップで相談を受けるといった形に変更できる機会と捉えていたのだが、素案では、二つの計画で二つの窓口を維持するという形式になっているので、この建付けを再度検討されたい。</p>	<p>相談窓口については、女性支援の現場において、DV被害者支援が大きな役割を占めている現状を考えると、「DV」の看板を下ろすことでDV被害者にとって相談先が分かりにくくなることも考えられるので、当面は「DV相談をしたい相談者」のために、一本化することなく「DV相談支援センター」を継続設置したいと考えております。</p> <p>計画そのものについては、「DV対策基本計画」と「困難な問題を抱える女性への支援計画」を一本化する形に改めました。</p>	<p>【素案】：基本目標Ⅱ「あらゆる暴力が根絶された社会の実現」に「1 DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶【京都市DV対策基本計画】」と「2 困難な問題を抱える女性への支援【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）】」が紐づく。</p> <p>【最新案】：基本目標Ⅱ「あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現」に「1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援【京都市DV対策基本計画】【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】」が紐づく。</p> <p>(P.29を参照)</p>
藤本 委員	<p>ウィングス京都の今後の活性化については、若い人を積極的に巻き込むような取組を検討されたい。</p> <p>様々な考え方をしている学生がおり、話を聞いていると学生の考えていることには重要なことが含まれていると感じる。</p> <p>若い人の政策提言を積極的に吸い上げるようなチャンネルがあってもよい。若者は言いたいことを持っていると思うから、ウィングス京都を活用して政策提言の場を設ければ、施設に特徴付けができるのではないかと。</p>	<p>今後、大学生や大学院生を中心としたワークショップを実施し、これからの京都を担う若い年代の方々から意見をいただく機会を設けます。</p>	
多賀 委員	<p>京都市は大学が多い街なので、若者による政策提言の機会を、大学と提携し設けてみると面白いのではないかと。</p> <p>最近はジェンダーやセクシュアリティにまつわるサークル活動をしている若者も多く、彼らは非常に斬新で先進的な取組をしているにもかかわらず、サークル同士の連携ができていない場合もあると思う。そうした連携など、検討の余地はまだあると思うので、工夫して取り組まれたらいい。</p>		

令和7年8月21日時点

第6次京都市男女共同参画計画 (案)

令和8（2026）年●月



男女共同参画社会の推進に関する基本理念

京都市では、平成 15（2003）年 12 月に制定した「京都市男女共同参画推進条例」において、男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。

（基本理念）

- 1 男女の人権の尊重及び社会における制度又は慣行への配慮
- 2 男女の継続的な職業生活の確保
- 3 子育て、介護等の家庭生活とその他の活動との両立
- 4 男女の互いの性の理解と尊重
- 5 政策等の立案から決定までの参画機会の確保
- 6 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組との協調

【参考】京都市男女共同参画推進条例

第 2 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

市長あいさつ

目次

第1章

計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

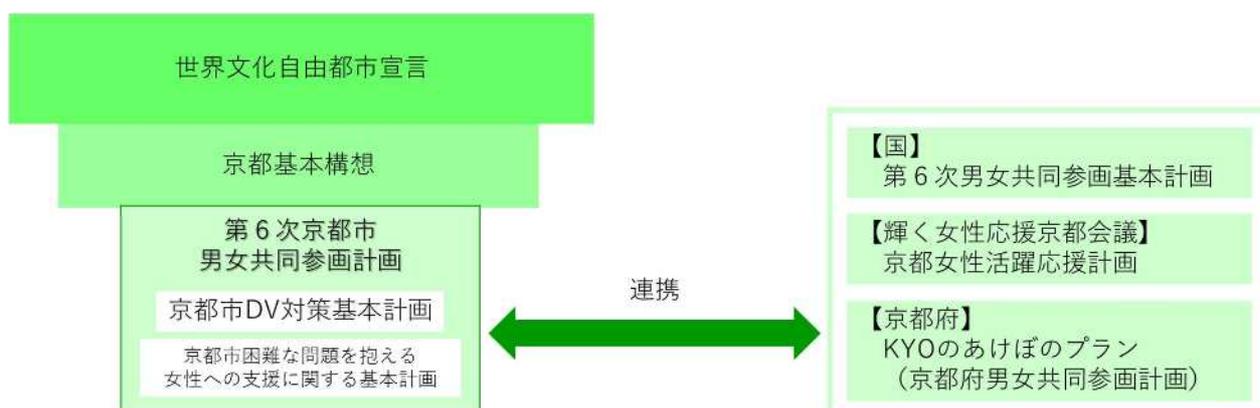
京都市では、昭和57（1982）年10月に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定してから現在に至るまで、市民ひとりひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会の実現のための取組を進めています。

平成15（2003）年12月には、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「京都市男女共同参画推進条例」を制定しました。

「第5次京都市男女共同参画計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」が、令和7年度で計画の期間が満了することから、令和7（2025）年3月に京都市男女共同参画審議会に次期計画について諮問を行い、令和8年（2026）●月、同審議会から答申を受けました。この答申を踏まえ、「第6次京都市男女共同参画計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「京都市男女共同参画推進条例」第10項第1項に定める、男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画です。
- (2) 世界文化自由都市宣言の都市理念の下、「京都基本構想」（令和7年12月策定予定）に基づく分野別計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」に位置付ける、「京都市DV対策基本計画」です。
- (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に定める「市町村基本計画」に位置付ける、「京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」です。

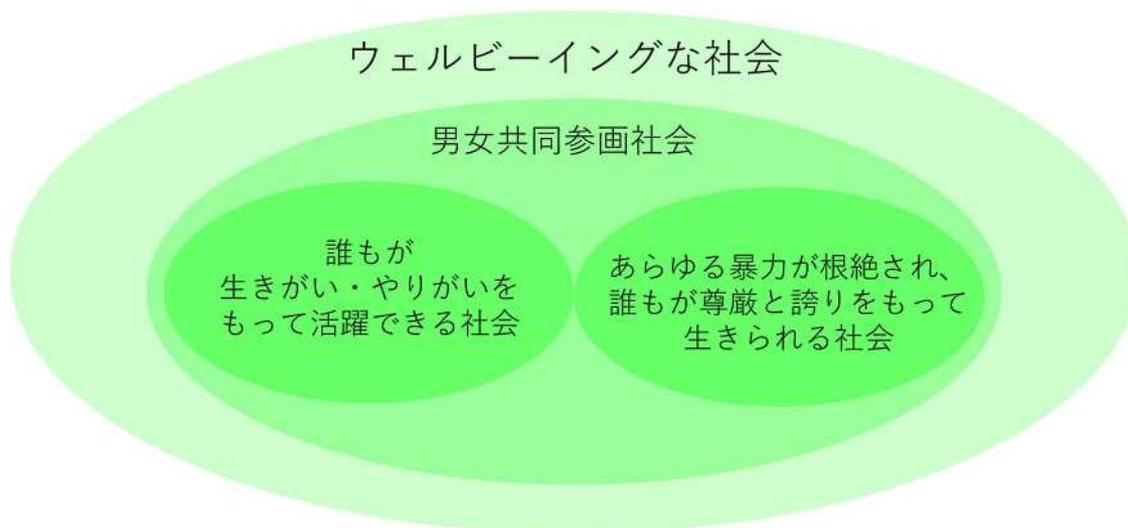


3 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

4 第6次男女共同参画計画の目指す社会像

本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く場や地域、社会に幸せや豊かさをもたらす「ウェルビーイングな社会」の実現を目指します。



「ウェルビーイングな社会」の実現に向けて、男女共同参画社会に寄与する以下の目標を設定します。

《誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会》

誰もが個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮できる、健康で生きがい・やりがいとゆとりのある暮らしを実現できる社会。

《あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現》

困難を抱えておられる方への支援等を通じて実現される、あらゆる暴力が根絶され、誰もが取り残されることのない社会。

5 推進体制

(1) 推進拠点

ア 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）

計画を推進する中核的施設として、男女共同参画に関する「情報の収集と提供」、「啓発誌の発行」、「講座・研修等の実施」、「相談事業」、「活動のための施設の提供」、「活動団体相互間の連携と交流」、「調査研究・人材育成」など様々な事業を実施しています。

《京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の機能充実》

本計画推進の中核施設である「京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）」は、人口減少や少子高齢化、人生100年時代の到来、デジタル化の進展、女性の貧困問題など社会環境が大きく変化し、市民ニーズも多様化する中、これからの時代に向けた、魅力あふれる施設を目指していく必要があります。

本計画の推進に当たっては、同センターの優れた立地環境を活かし、子どもや子育て世代、若者など多くの人々・世代が集い、誰もが居心地の良さを感じられる、開かれたテラスのような新たな公共空間を創出することで、これまで同センターを知らなかった方も気軽に男女共同参画に関心を持ち、触れていただくことのできる施設としていきます。

イ 京都市DV相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「相談や相談機関の紹介」、「同行支援」、「代行支援」、「被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保」のほか、「カウンセリング」や「弁護士相談」、「自立生活の促進、保護施設や保護命令¹制度の利用についての情報提供」などを実施しています。

ウ 京都市女性のための相談支援センター（「みんと」）

DV以外の様々な困難を抱える女性のための包括支援施設として、「相談や相談機関の紹介」、「同行支援」、「代行支援」、「相談者及び同伴者の緊急時における安全の確保」のほか、「カウンセリング」や「弁護士相談」、「精神科医による相談」などを実施しています。

(2) 審議会及び庁内における推進体制

ア 京都市男女共同参画審議会

本計画の策定や本市における男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議等を行うとともに、市長に意見を述べるための附属機関として、学識経験者、経済界・労働者代表、市民公募等からなる委員で構成

¹ 被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令を発令する制度。保護命令に違反した者には、刑罰が科せられる。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力でも申立てが可能。

されます。

イ 庁内体制

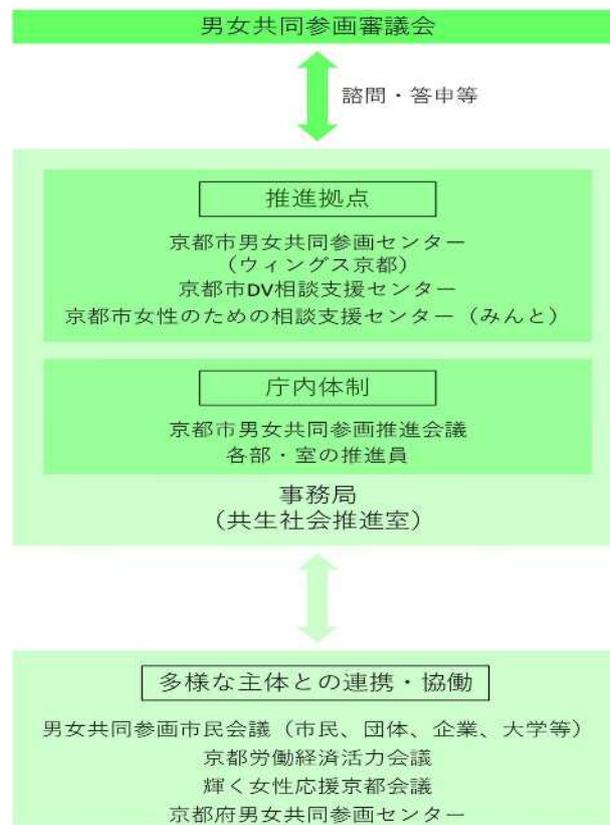
本計画の推進に当たり、様々な行政分野における施策に男女共同参画の視点を反映することが重要です。そのため、各分野別計画等の策定・推進において、関係部局との連携の下、施策を融合しながら取り組む必要があることから、相互に連絡・調整を行い、計画の円滑かつ総合的な推進を図るための庁内組織、「京都市男女共同参画推進会議」を設置しています。

併せて、各部・室に1名の割合で、各自の職場における男女共同参画の意識醸成や業務への反映、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む役割の職員を任命し、研修等を通じて庁内全体での男女共同参画の推進を図っています。

(3) 多様な主体との連携・協働

本計画を推進するに当たっては、市民団体等で構成された「京都市男女共同参画市民会議」等を通じて、市民、団体、企業、大学等の多様な主体と連携・協働することにより、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの特性をいかした主体的な取組の促進を図っています。

また、「京都労働経済活力会議」や「輝く女性応援京都会議」²、「京都府男女共同参画センター」と連携し、オール京都体制でワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進を図っています。



² 経済団体・労働団体等と京都府・京都市・京都労働局等で構成する京都における女性活躍を加速するための体制。

第2章

男女共同参画を取り巻く状況

第2章 男女共同参画を取り巻く状況

1 男女共同参画をめぐる動向

(1) 国際社会の動向

男女共同参画の取組は、国連を中心にした世界的な時流と連動して推進されています。

平成27(2015)年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、令和12(2030)年までの目標達成に向けて、世界のすべての国と地域の政府だけでなく、地方自治体、民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされており、そこで設定された持続可能な世界を実現するための17の目標のうち、男女共同参画に関するものとしては、目標5に「ジェンダー³の平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う」、また目標8に「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」が位置付けられています。

また近年では、先進国首脳会議(G7)や経済協力開発機構(OECD)といった国際会議や多国間協議においても、ジェンダー平等や女性・女児のエンパワーメントが主要議題の一つとして取り上げられ、各国間の合意文書においても言及されています。

こうした中、世界経済フォーラム(WEF)が例年発表する各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、わが国は、政治及び経済分野での格差が大きい点が響いて、G7における最下位に定着している状況があります。

(2) 国の動向

国においては、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、令和5(2023)年12月には同計画を一部変更し、企業における女性登用の加速化に係る成果目標等が設定されました。

政治分野においては、令和3(2021)年6月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布により、衆参両院及び地方議会の選挙において男女の候補者の数ができるだけ均等となることを基本原則として、国・地方公共団体の責務及び政党の達成すべき目標が定められています。

女性活躍に関しては、令和元(2019)年6月公布の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(通称：女性活躍推進法)」により、一般事業主行動計画の策定や男女の賃金の差異の情報公表が一定の従業員規模の事業主を対象として義務付けられるなど、取組が加速されています。

また、令和6(2024)年5月に育児休業、「介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(通称：育児・介護休業法)」が改正され、令和7(2025)年4月からは、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現を可能にするための措置が拡充されたほか、育児休業の取得状況の公表が義務付けられる事業主が従前から拡大されたところ です。

³ 社会的・文化的に形成された性別のこと。

2 社会情勢・現状

(1) 社会動向の変化

《人口減少》

- 京都市の人口は、昭和61（1986）年の約148万人をピークとし、平成28（2016）年に減少局面に移行しました。令和32（2050）年には124万人まで減少する見込みです。
- また、少子高齢化の進展により、15～64歳の生産年齢人口は平成7（1995）年の104万人をピークに減少しており、令和32（2050）年には67万人まで減少する見込みです。

【図表1 推計人口の推移（京都市）】

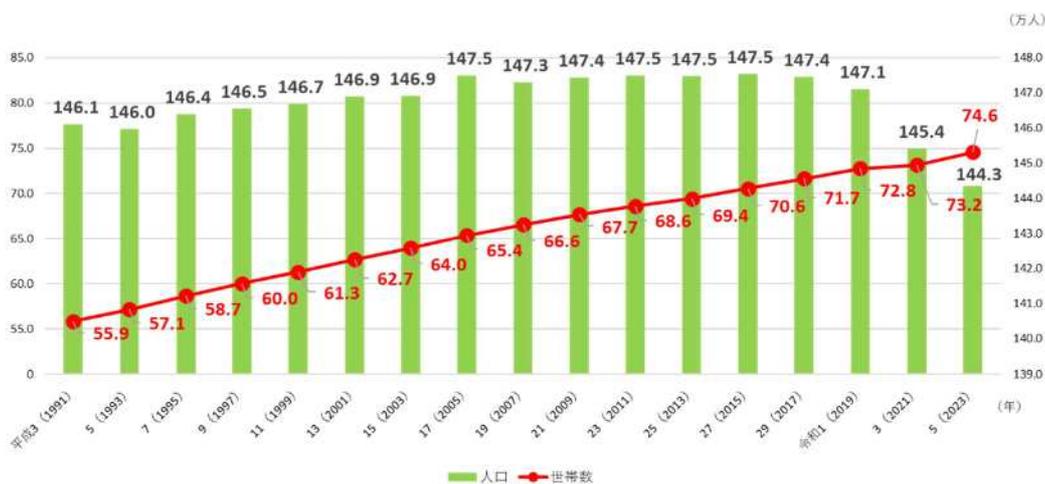


出典：令和6年度第1回京都市総合計画審議会資料

《世帯構成の変化》

- 京都市では、人口は減少局面にある一方、世帯数は増加傾向にあります。
- 特に単身世帯数の増加傾向は顕著で、令和4（2022）年には全世帯数に占める単身世帯数の割合が50%を超えています。

【図表2 人口及び世帯数の推移（京都市）】



【図表3 単身世帯数及び全世帯数に占める単身世帯の割合の推移（京都市）】

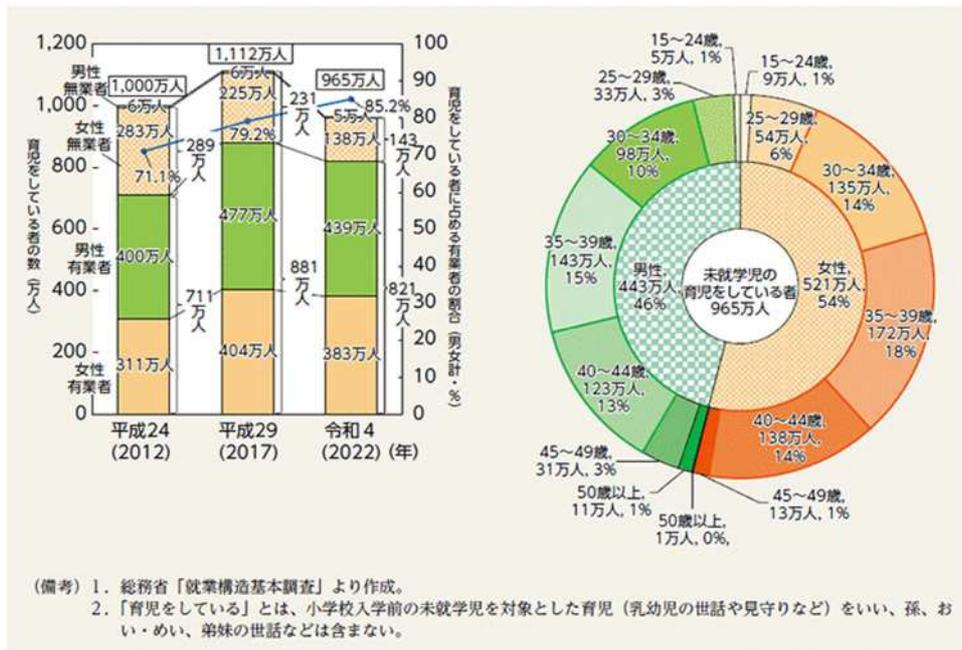


出典：図表2・3とも令和6年度第1回京都市総合計画審議会資料

《働きながら育児、介護をする人の増加》

- 未就学児の育児をしている有業者は111万人(女性72万人、男性39万人)増加しており、未就学児の育児をしている者に占める有業者の割合は71.1%から85.2%に上昇している。

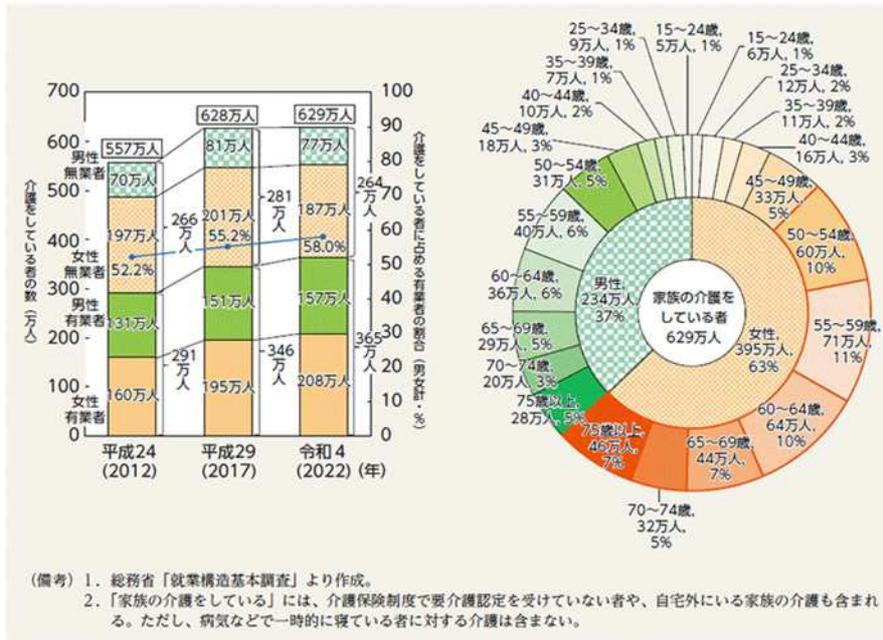
【図表4 未就学児の育児をしている者の推移及び割合（全国）】



出典：内閣府令和6年版男女共同参画白書

- 家族の介護をしている無業者が 10 年間で 2 万人減少している一方、有業者は 74 万人（女性 48 万人、男性 26 万人）増加しており、男女ともに介護をしながら働く者が増加している。

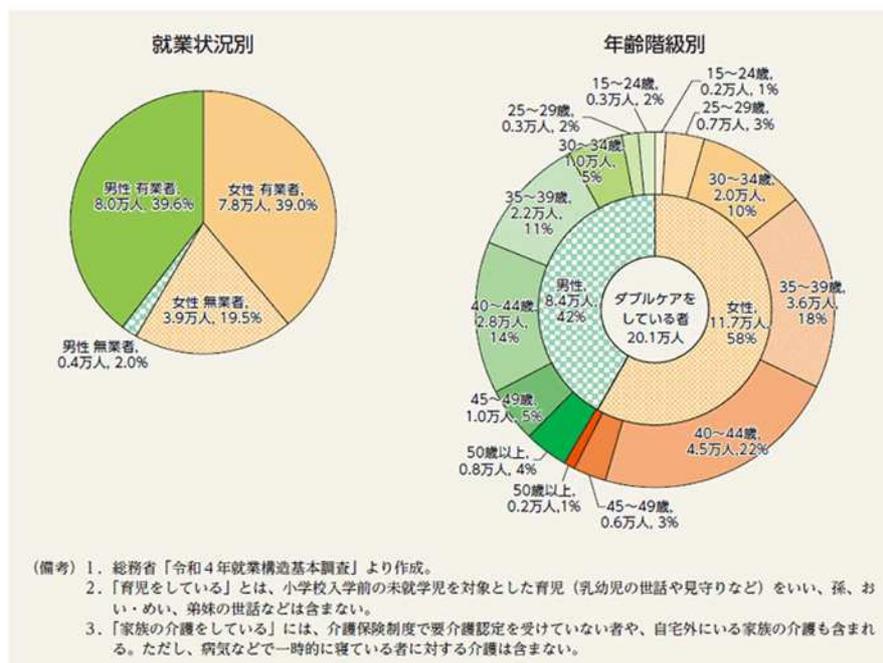
【図表 5 家族の介護をしている者の推移及び割合（全国）】



出典：内閣府令和 6 年版男女共同参画白書

- 未就学児の育児をしながら、家族の介護をしている者（ダブルケアをしている者）は、2022（令和 4）年時点で 20.1 万人であり、うち有業者が 16 万人、無業者が 4 万人となっている。

【図表 6 ダブルケアをしている者の数及び割合（全国）】

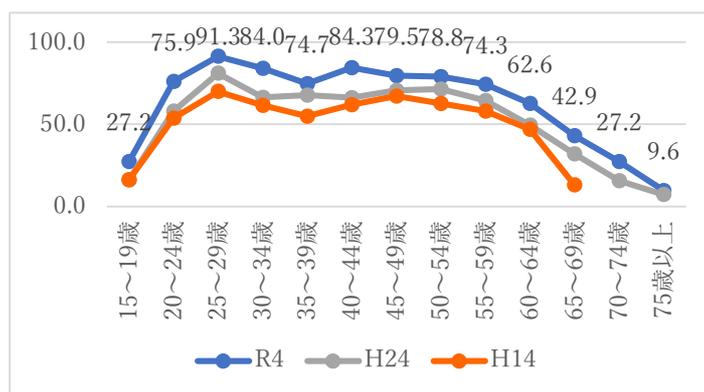


出典：内閣府令和 6 年版男女共同参画白書

《女性の年齢階級別有業率の推移》

- 年齢階級別有業率のグラフを見ると、女性においては、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ⁴」が見られます。
- 35～39歳における有業率の低下は特に顕著で、平成9（1997）年から平成29（2017）年の間にかけて底が浅くなってきていたM字カーブが、令和4（2022）年に再び底が深くなるという現象が生じています。
- 一方で、25歳から44歳までの女性の有業率については、年を経るごとに上昇しています。

【図表7 女性の年齢階級別有業率の推移（京都市）】

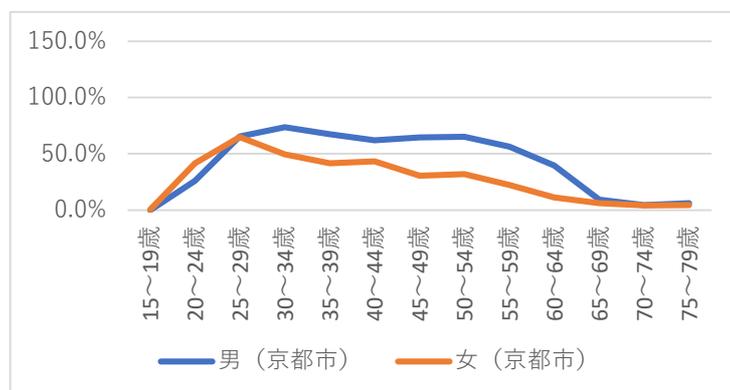


出典：総務省令和4年就業構造基本調査

《正規労働者の割合（男女別）》

- 京都市の女性の年齢階級別正規雇用比率は、25～29歳をピークに右肩下がりに低下する「L字カーブ⁵」を描いています。
- 出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられ、女性に介護や育児の負担が偏っていることが要因の一つとして挙げられます。

【図表8 年齢階級別正規雇用労働者の割合の推移（京都市）】



出典：総務省令和4年就業構造基本調査

⁴ 女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚や出産期の年代で低くなり、子育てが一段落する時期に再び上昇するM字型のような形になること。

⁵ 女性の年齢階級別正規雇用比率が25～29歳をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況。

《長時間労働の状況》

- 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は近年横ばいで推移しています。男女別にみると、男性は女性より高く、子育て期にある 30 代男性では 8.0%、40 代男性では 9.2%となっています。

【図表9 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移（全国）】



出典：内閣府令和7年版男女共同参画白書

- 総務省の行う令和4年就業構造基本調査によると、京都市の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は男性が 10.4%、女性が 3.2%で、全国と比較して京都市では週間就業時間が長い雇用者が男女ともに多い傾向が見られます。

《男性の育児休業取得率》

- 近年上昇していますが、令和5（2023）年度では、民間企業、公務員ともに男女間で大きな差があります。

【図表 10 男性の育児休業取得率の推移（全国）】



- (備考) 1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から平成24（2012）年度までは「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度までは内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までは内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」、令和5（2023）年度は「国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について」より作成。
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。
 なお、調査対象は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）が適用される一般職の国家公務員で、行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
4. 民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
5. 国家公務員の育児休業取得率について、令和2（2020）年度以前は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。令和3（2021）年度以降は、当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
6. 地方公務員の育児休業取得率は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

出典：内閣府令和7年版男女共同参画白書

- 京都市役所における男性職員の育児休業取得率は、令和2（2020）年度の36.7%から令和6（2024）年度の85.7%へと大きく上昇しています。

(2) 人々の意識の変化

《性別に関わる固定観念》

○ 令和6（2024）年度に実施した「京都市男女共同参画市民意識調査」（以下、「市民意識調査」）では、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的役割分担意識について否定的な回答をした人の割合は45.4%に上りました。

○ また、「女性よりも男性のほうが組織のリーダーにふさわしい」、「男性は女性より理系科目に優れている」、「男性は論理的、女性は感情的である」といった考え方については、肯定する回答の割合はどの項目においても2割前後で、否定する回答の割合を下回っています。

しかし、「男性には男性の、女性には女性の感性があるものだ」という考え方については、肯定する回答が過半となっており、市民の間に根深く残る性別観も見受けられます。

《仕事での昇進等について》

○ 仕事での昇進等についての20代時点での考え方を見てみると、女性では、若い年代ほど、「この仕事を長く続けたいと思っている・いた」、「昇進できると考えている・いた」「いずれは管理職につきたいと思っている・いた」と考える割合が大きくなっています。

【図表11 仕事の継続希望、昇進希望（20代時点での考え方）（全国）】



出典：内閣府令和5年版男女共同参画白書

《家事・育児等への考え方》

- 家事・育児等について、女性では年代が高い方が、男性では年代が低い方が、「自分が率先してすべきことである」と回答する割合が大きい傾向にあります。

【図表 12 家事・育児等への考え方（自分が率先してすべきことである）（全国）】



出典：内閣府令和5年版男女共同参画白書

《防災分野における男女共同参画の重要性の認識》

- 市民意識調査では、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動・復興のために「女性、男性それぞれのニーズに応じた物資の備蓄がされていること」と「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行うこと」が必要であると感じている人が多いという結果が見られます。

【図表 13 防災活動・復興に必要なこと（複数回答可）（京都市）】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
発災後に増加が懸念される性暴力やDVへの対策を強化すること	20.8%	17.7%	23.6%	16.7%
女性、男性それぞれのニーズに応じた物資が備蓄されていること	42.2%	39.4%	44.6%	50.0%
避難所の運営において男女の意見を等しく反映させること	34.0%	31.6%	36.0%	33.3%
男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行うこと	41.2%	36.7%	45.3%	33.3%
防災・減災に必要な知識や技術をもった女性を育成すること	13.4%	11.9%	14.9%	0.0%
女性が多く参加する防災訓練を実施すること	7.3%	6.2%	8.3%	0.0%
その他	0.4%	0.2%	0.6%	0.0%
必要なことはない	9.7%	13.9%	5.9%	0.0%
わからない・無回答	25.4%	24.8%	25.7%	50.0%

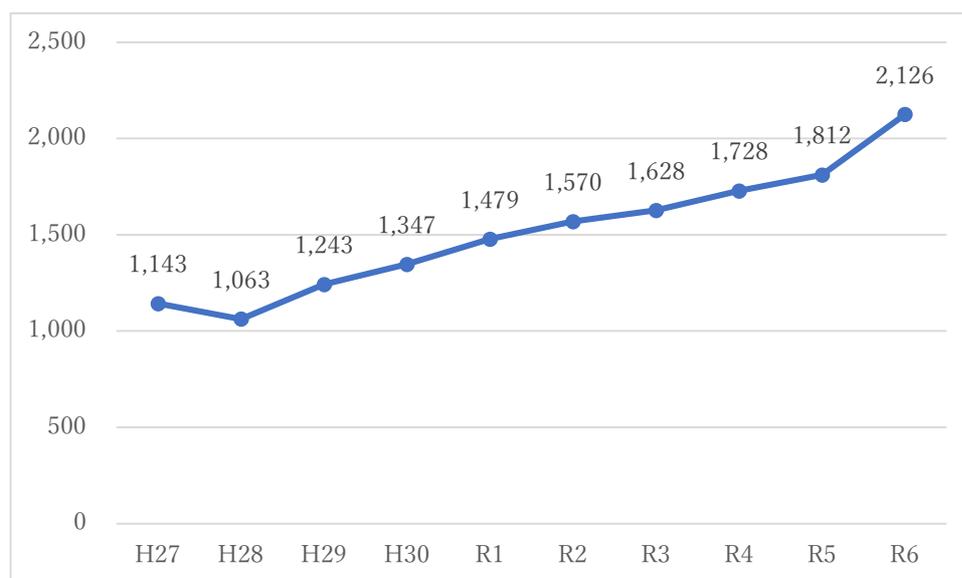
出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

(3) 人々の抱える困難の変化

《ネット社会の進展による負の影響》

- 交際相手に性的画像等を提供してしまい、のちにインターネットへの掲載等により拡散する、いわゆるリベンジポルノの被害が社会的な問題となり、平成 26 (2014) 年 11 月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定されました。私事性的画像に係る事案の相談件数は、同法が施行された同年以降増加傾向にあります。

【図表 14 私事性的画像に係る事案の相談等件数 (全国)】



出典：警察庁発表の数値

- また、AI技術を用いてわいせつな画像や動画に加工する「性的ディープフェイク」については、技術が加速度的に進歩したことに伴い、作成が比較的容易となった結果、インターネット上での掲載・拡散が問題化しています。

《性別によって異なる健康課題》

- 健康課題については、その内容や、健康課題を抱えやすい年代が男女によって異なります。

男性特有の疾患としては、前立腺肥大症、前立腺炎、前立腺がんなどの前立腺疾患や泌尿器科疾患のほか、男性型脱毛症（AGA）などがあります。

一方で、女性特有の疾患としては、子宮がん、卵巣がん、子宮内膜症、子宮筋腫、卵巣嚢腫、月経困難症、更年期障害などの婦人科疾患のほか、乳腺疾患や出産に関連する疾患も挙げられます。

- さらに、糖尿病や脂質異常症、骨粗しょう症、痛風、うつ病、アルツハイマー型認知症などは男女のいずれにも共通する疾病ですが、その発症率や症状等において男女で顕著な相違がみられるものもあります。

- 男性特有の疾患は、50代以降で患率が上昇するものが多く、特にがんについては60代以降で急激に患者が増えるとされています。一方で女性においては、月経障害等は20代から40代前半、子宮内膜症や子宮平滑筋腫は30代及び40代、乳がんや更年期障害、甲状腺中毒症（バセドウ病等）は40代及び50代などの働く世代のり患が多い傾向があります。

《性別によって異なる健康課題の認知》

- 市民意識調査では、男女それぞれの健康課題について「知っている」又は「聞いたことがある」を選ぶ人がいずれの性でも多いという結果が見られます。

【図表 15 男女の健康課題の認知（京都市）】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
知っている	48.4%	44.7%	51.9%	33.3%
聞いたことがある	28.8%	28.3%	29.5%	0.0%
知らない	22.6%	26.8%	18.4%	66.7%
無回答	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%

出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

- また、男女の健康課題の相互理解に必要なこととして選ばれたもののうち、最も多いのが「配偶者やパートナーとの話し合い」(56.7%)であり、「学校における性や性差に応じた健康に係る教育」(38.1%)、「職場の理解促進」(26.3%)がこれに次ぎます。

【図表 16 男女の健康課題の相互理解に必要なこと（複数回答可）（京都市）】

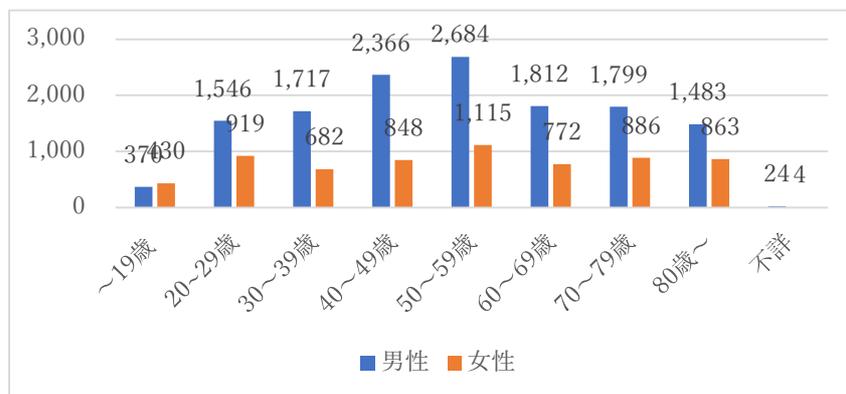
	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
配偶者やパートナーとの話し合い	56.7%	53.1%	60.2%	33.3%
親子間での話し合い	17.9%	14.4%	21.2%	0.0%
学校における性や性差に応じた健康に係る教育	38.1%	31.0%	44.6%	33.3%
職場の理解促進	26.3%	19.9%	31.9%	33.3%
性や健康についての相談窓口	15.0%	14.6%	15.2%	16.7%
講座の開催などによる学習機会の提供	7.6%	7.3%	7.9%	0.0%
ウェブサイトやパンフレットなどによる情報提供	12.5%	11.1%	13.9%	0.0%
その他	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%
必要なことはない	6.4%	9.3%	4.0%	0.0%
わからない	18.2%	21.7%	14.7%	50.0%

出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

《自殺者数の状況》

- 男性の自殺者数は女性の2倍程度に上り、年代別に見ると、ほとんどの年代で男性の方が多く分かります。
- 令和6年度においては、19歳以下の若年層において女性の自殺者数が男性の自殺者数を上回っており、若年女性の抱える困難・課題への対応が求められます。

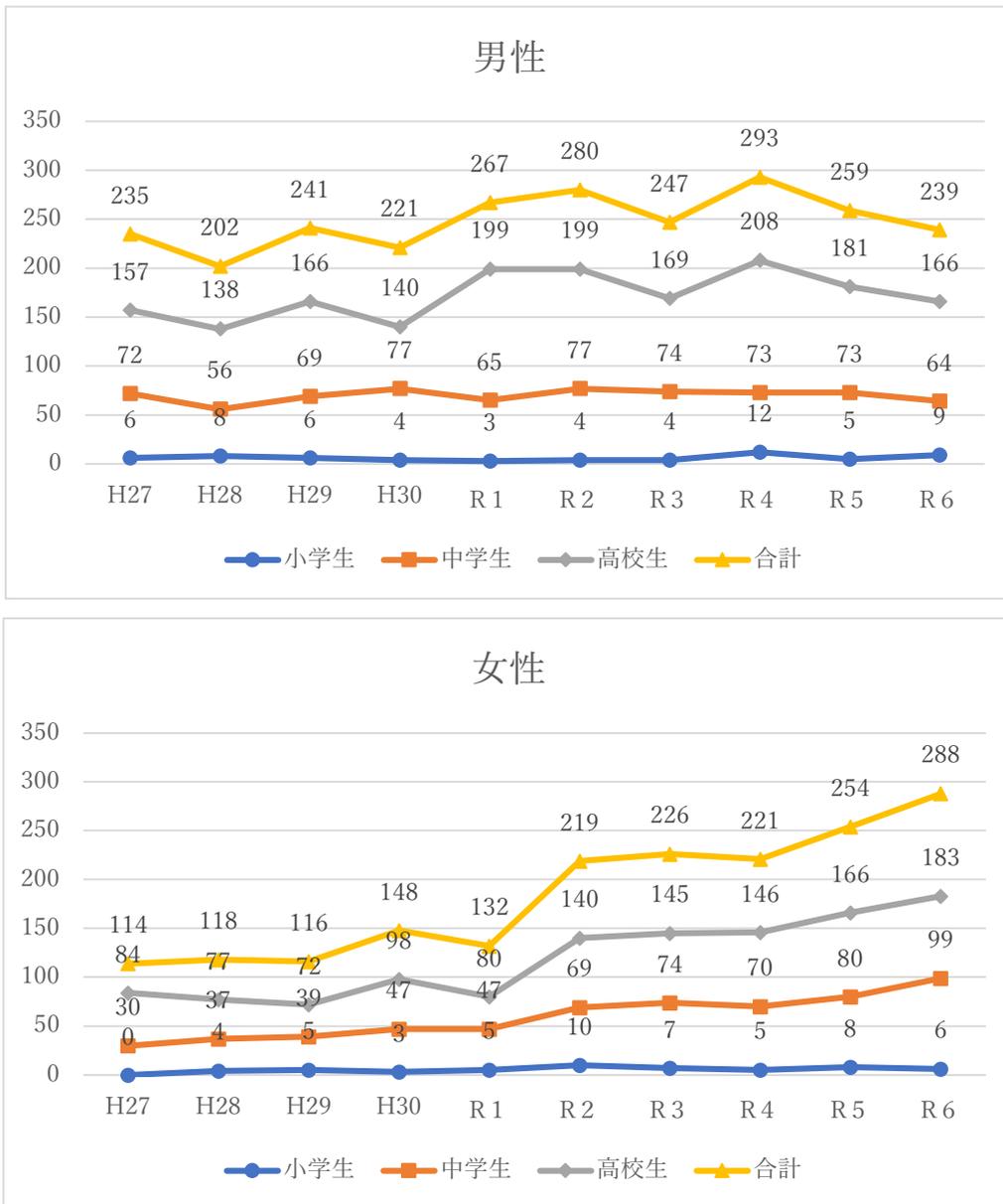
【図表 17 自殺者数（全国）】



出典：厚生労働省及び警察庁「令和6年中における自殺の状況」

- 小中高生における自殺者数を見ると、令和4年度以降男性の自殺者が減少傾向にある一方で、女性は令和4年度以降、徐々に増加しています。

【図表 18 若年層における自殺者数（男女・職業別）（全国）】



出典：警察庁自殺者統計データ

《孤独感の状況》

- 内閣府の実施した全国調査によると、「あなたはどの程度、孤独であると感じるでしょうか。」という質問に対して、「しばしばある・常にある」と回答した人の割合には男女差は見られません。（男性：4.4%、女性：4.2%）

【図表 19 男女、年齢階級別孤独感（直接質問）（全国）】



出典：内閣府「人々のつながりに関する基礎調査（令和6年）」 調査報告書

- 一方で、設問に「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握するための質問（※）に対し、孤独感を感じていると回答した人の割合は男性が7.4%、女性が5.7%と男性の方が高い傾向がみられます。

※ 「あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。」「あなたは、自分を取り残されていると感じることがありますか。」「あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。」の3問

【図表 20 全国の男女、年齢階級別孤独感（間接質問）（全国）】



出典：内閣府「人々のつながりに関する基礎調査（令和6年）」 調査報告書

《男性の抱える生きづらさ》

- 「男は外で仕事をして家計を支えるものだ」、「男は泣くものではない」といった伝統的な価値観や行動規範は、社会が男性に期待することを通じて男性の意識に根付き、性別役割分担を助長してきた側面があると考えられます。

当事者とその周囲がこうしたステレオタイプに気付いて、そこから脱却するための啓発等取組が、男性ならではの生きづらさを緩和・解消する可能性があります。

《DV相談支援件数》

- DVセンターにおける相談支援件数は、コロナ禍の令和2（2020）年度に初めて6,000件を超え、以降高水準で推移していましたが、近年では2年連続過去最多を更新し、令和6（2024）年度は6,647件と前年比7%の増となりました。

【図表21 DVセンターにおける相談件数（京都市）】

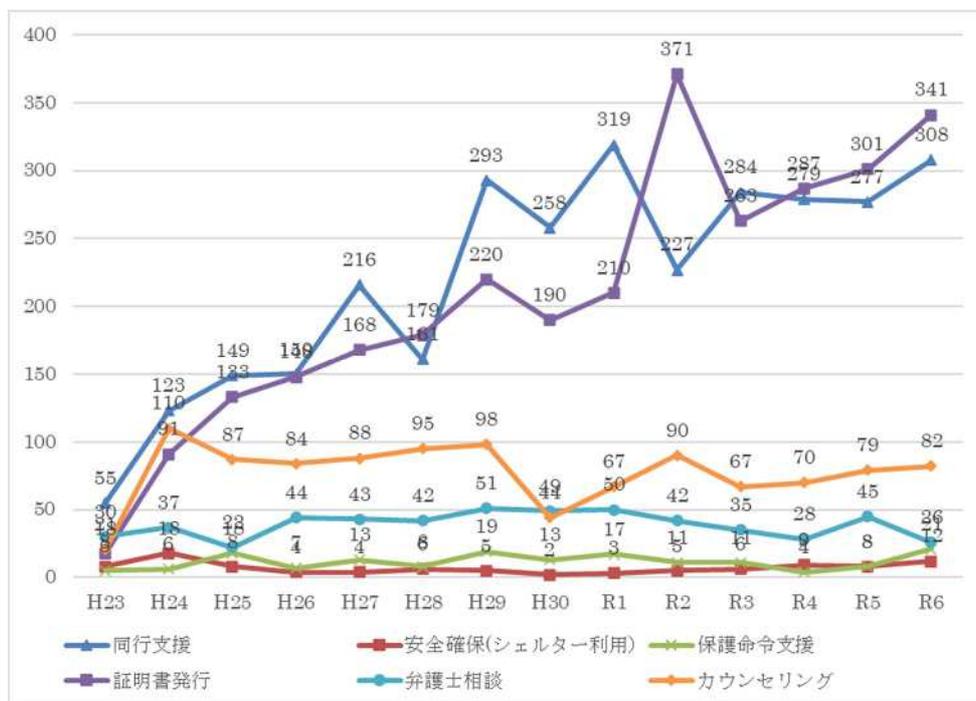


出典：京都市DV相談支援センター報告書

《DVセンターにおける支援》

- 具体的支援の内容としては、裁判所や区役所、警察等への同行支援や住民基本台帳事務における支援措置をはじめ、各種給付金を受け取るための証明書等の発行が多くなっています。また、カウンセリングや弁護士相談の提供、保護命令支援や民間シェルターと連携した安全確保等も実施しています。

【図表22 DVセンターにおける支援内容別相談件数（京都市）】

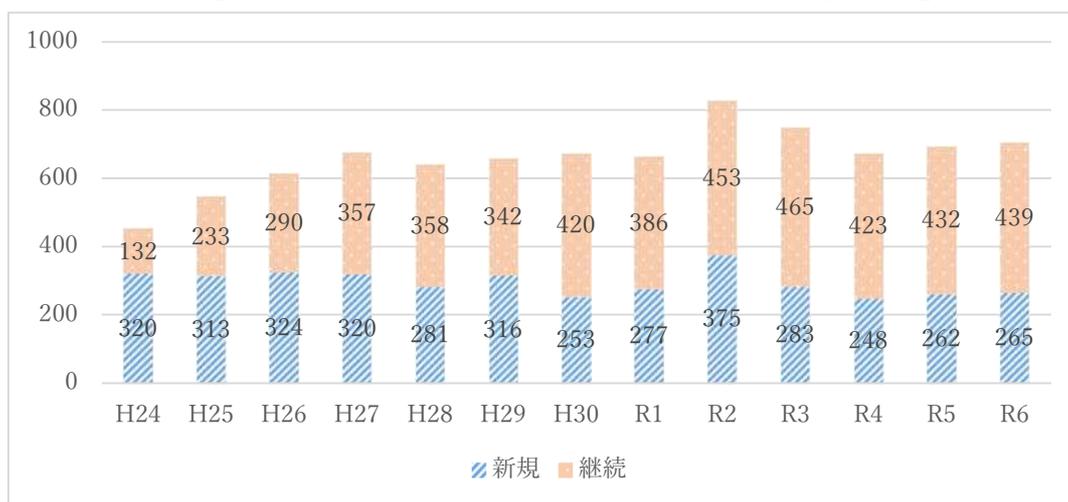


出典：京都市DV相談支援センター報告書

《DV相談実人数》

○ DV相談者の実人数は、コロナ禍の令和2（2020）年度の828人をピークに700人前後で推移しています。増加傾向が続く相談支援件数に比べて、実人数に顕著な増加はなく推移していることから、課題の複雑化、複合化等により1人当たりの相談支援件数が増えていると考えられます。

【図表 23 DVセンターにおける相談人数（京都市）】

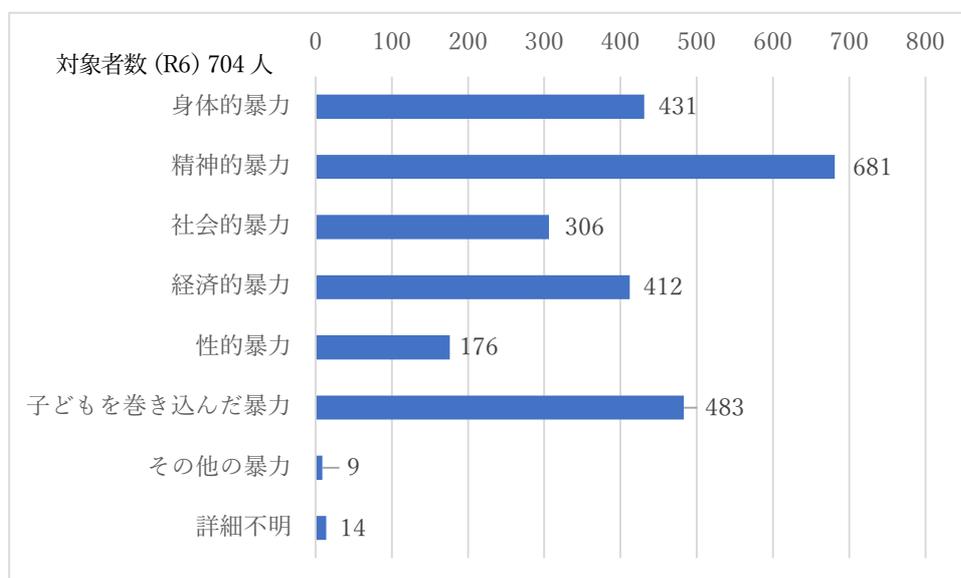


出典：京都市DV相談支援センター報告書

《DVセンターでの相談における暴力の種類》

○ 暴力の種類では、以前の傾向としては精神的暴力が最も多く、次いで身体的暴力が多かったのですが、近年は子どもを巻き込んだ暴力が身体的暴力を上回る傾向があります。続いて、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力の順となっていますが、ほとんどのケースで複数の暴力が重複して行われている状況に変わりはありません。その他の暴力として、外国籍被害者に対する文化的暴力や在留資格を利用した暴力があります。

【図表 24 DVセンターでの相談における暴力の種類割合（複数回答可）（京都市）】



出典：京都市DV相談支援センター報告書

《DV被害経験》

- 市民意識調査によると、被害経験のある人は 30.8%（男性 28.8%、女性 32.7%）となっており、男性は前回調査の 15.6%から急増しています。

受けた暴力の内容では、『馬鹿だ』『変だ』『何も知らない』あるいは『父親（母親）失格だ』『家計のやりくりが下手だ』『俺（私）が養ってやっている』などとののしられた」が 8.8%（男性 6.4%、女性 11.1%）、「何を言ってもしても、無視された」が 8.8%（男性 10.4%、女性 7.5%）と高くなっています。

一方で、前回調査で最も割合が多かった身体的暴力（前回 17.3%、今回 5.7%）は減少し、暴力の被害全体の中での精神的暴力の相対的な割合が増加しています。

《子どもへの影響》

- 被害経験のある人のうち、子どもがいる人について、子どもがDV被害を知っているかという問いに対し、「はい」が 25.9%、「いいえ」が 52.5%と、4人に1人が被害を子どもに知られている状況にあります。「はい」を選んだ人の割合は前回調査に比べて 16ポイント減少していますが、女性は「はい」を選ぶ人が男性に比べて高い傾向があります。（男性 14.5%、女性 35.2%）

また、子どもの変化として、「特に変化はなかった」と「大人の顔色をうかがうようになった」が 41.5%と最も高く、前回調査との比較では、「言葉を話さなくなった」が大きく増加しています（男女計 前回 8.8%、今回 17.1%）。

子どもの前での暴力が児童虐待に当たることについて、「知らない」（男女計 56.1%）が「知っている」（男女計 43.7%）を上回っており、男性よりも女性の方が認知度が高くなっています（男性 36.9%、女性 50.1%）。

《DVを受けたときの対応》

- 最も多い回答は「何もできなかった」（男女計 42.9%）であり、男女別では、男性は「何もできなかった」（41.1%）に次いで「その他」（17.1%）、「それを原因として相手と別れた」（14.0%）の順であるのに対し、女性は「何もできなかった」（44.2%）の次に、「それを原因として相手と別れた」（22.4%）、「家族・親戚に相談した」（12.7%）が多くなっています。

また、男性では公的機関への相談が 10.9%であるのに対し、女性は 5.4%と公的機関へのつながりやすさに差が生じています。

《DVに関する相談窓口の認知度》

○ DVセンター、区役所（市民総合窓口室戸籍窓口担当、子どもはぐくみ室など）、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）、京都府家庭支援総合センター（京都府配偶者暴力相談支援センター）、京都府警察、女性の人権ホットライン（法務局）、DV相談（内閣府）、民間の専門家や専門機関など、DVに関する相談窓口のうち、知っているものを問う設問への回答は、「知っているものはない」が61.2%で最も多く、前回調査（「知っているものはない」が36.7%）からの大幅な認知度の低下がみられます。

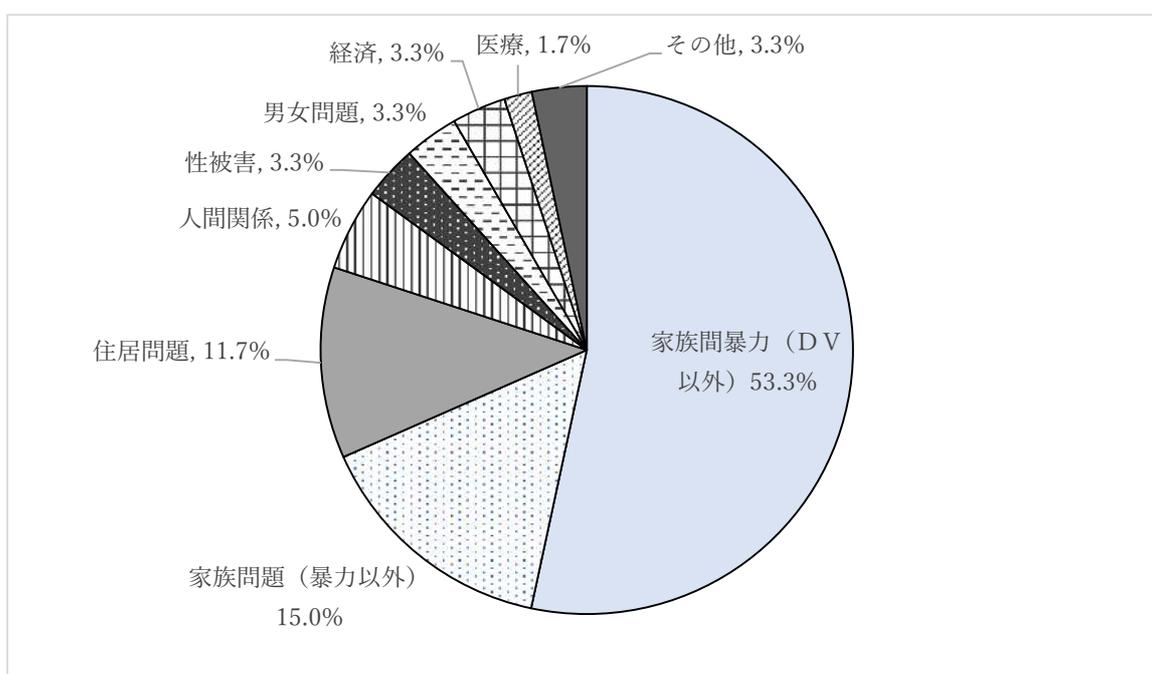
知っている相談窓口では、男性が「京都市男女共同参画センター」（10.4%）、「区役所」（9.7%）、「DVセンター」（9.5%）、女性は「区役所」（20.2%）、「京都市男女共同参画センター」、「DVセンター」（ともに19.0%）となっており、京都市におけるDV被害者支援の中核施設であるDVセンターの認知度は男女全体で14.4%にとどまっています。

《DV以外の困難な問題を抱える女性への相談支援の状況》

○ 女性が抱える課題が多様化・複雑化する中、令和6年7月に開所した京都市女性のための相談支援センター「みんと」では、暴力や性被害、生活困窮等、DV以外の様々な困難な問題を抱える女性の包括的支援を行っており、令和7年3月までの9か月間に724件の相談支援を行いました。

寄せられた相談の主訴では、家族間暴力（配偶者以外からの暴力）が半数以上を占め、次いで、家族問題（離婚など）、住居問題が上位を占めています。

【図表 25 京都市女性のための相談支援センター「みんと」相談主訴
（令和6年7月～令和7年3月）（京都市）】



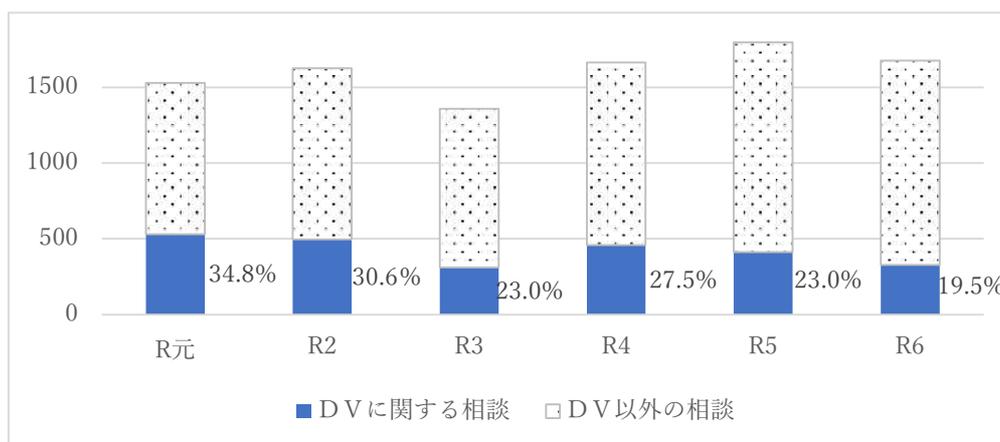
出典：京都市女性のための相談支援センター報告書

《ウィングス京都における相談の変化》

- 日常生活の中で女性が直面する様々な悩みや問題について相談を受け付けているウィングス京都相談室「女性のための相談」では、DVに関する相談の割合が徐々に少なくなっています。これは社会の中でDVが減ってきたということではなく、DVセンターが十分機能し、地域においてその存在が定着してきたことから、関係機関等から直接DVセンターにつながるケースが増えたことが影響していると考えられます。

なお、ウィングス京都では、DV被害者自立支援事業として、心身の回復のため、専門家の助言を得ながら、当事者同士での語り合いやトラウマケアの読書会を通じて、本来持つべき自尊感情を取り戻す「居場所」を提供する事業を実施しています。

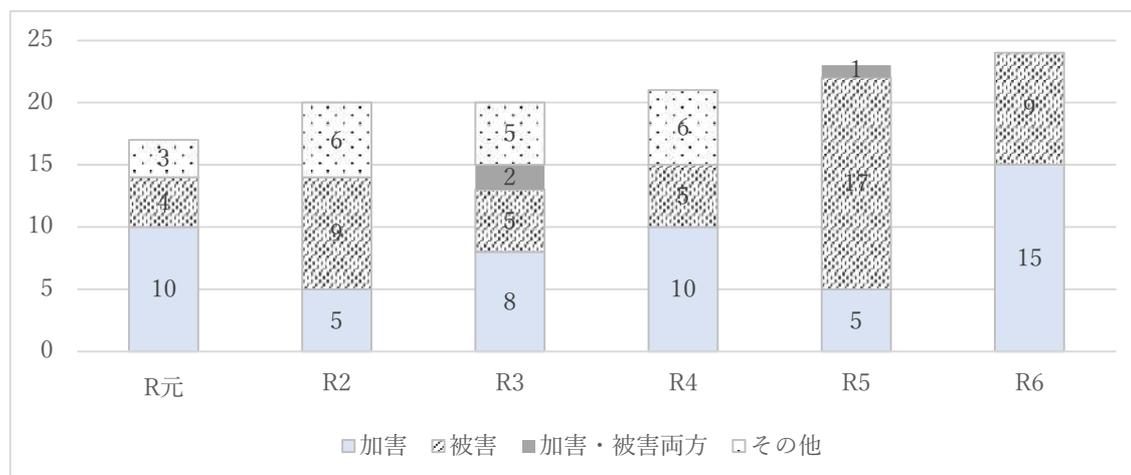
【図表 26 ウィングス京都 女性のための相談に占めるDV相談の割合（京都市）】



出典：ウィングス京都年次報告

- また、「男性のための相談」では、近年、加害・被害両方に関する相談が、毎年20件程度寄せられています。加害については、DVの加害者であると認知している方もいれば、自身の行為がDVに当たるのか確認したい方も見られます。

【図表 27 ウィングス京都 男性からのDVに関する相談の内訳（京都市）】



出典：ウィングス京都年次報告

※ 令和4年度まではDV相談に限定した「男性のためのDV電話相談」を実施し、その内訳を集計（DV以外の相談も一定寄せられ「その他」に計上）。令和5年度からDV以外の相談も受け付ける「男性のための電話相談」に拡大し、面接を含む全相談のうちDVに関するものを集計。

第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

1 計画の体系

I 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現	
1 仕事と生活の調和	① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり
	② 全ての人々が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備
	③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進
	④ 生涯学び続けることができる機会の提供
2 女性活躍の推進	① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援
	② 教育における女性活躍の推進
	③ 防災・復興における女性参画の拡大
	④ 政策・方針決定過程における女性参画の拡大
3 全ての人の 人権尊重に基づく 男女共同参画の視点の定着	① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発
	② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援
	③ 魅力ある公共空間・エリアづくりに貢献する 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）
	④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする 各種ハラスメントの防止対策
4 性に関する理解・尊重と 心と体の健康づくり	① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談
	② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進
	③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進
	④ 性別により異なる健康課題への理解促進
II あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現	
【京都市DV対策基本計画】 【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】	
1 DVをはじめとする様々な 困難を抱える女性への支援	① 女性本人や周囲にいる方への広報啓発
	② 関係機関等と連携した支援対象者を早期発見するための取組
	③ 相談支援体制の充実
	④ 被害者等の保護に関する取組
	⑤ 自立に向けた支援の充実
	⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発

2 基本目標と今後の方向性

基本目標Ⅰ 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現

少子高齢化に伴って人口減少が進み、ライフスタイルや価値観が多様化する中、誰もが、多様な選択肢の中から自分自身の生き方を安心して選ぶことができ、健やかで生きがい・やりがいとゆとりのある生活を送ることのできる社会を目指します。

施策方針1 仕事と生活の調和

ライフスタイルや価値観が多様化する中で、誰もが仕事、家庭や地域活動、学び等の様々な選択をし、自身の仕事と生活の調和の中で、豊かな人生を送ることができるよう、環境づくりを推進します。

【現状と課題】

- 近年、若い世代における仕事と家庭生活のバランスに関する意識は変化しており、若い世代の女性ほど、就業継続意欲、昇進意欲、管理職になることへの意欲が高く、また、若い世代の男性ほど、家事・育児・介護等の家庭における営みへの参画意欲が高い傾向が見られます。誰もが希望に応じて、家事・育児・介護等を担いつつ、仕事やキャリア形成と両立させられるための支援は重要であり、現在の若い世代がより高い年代になり、様々なライフイベントに直面しても、こうした意欲を持ち続けられるような環境づくりが必要です。
- 現状では、女性の正規雇用比率は上昇傾向にあるものの、25～29歳をピークとして正規雇用比率が減少するという、いわゆるL字カーブの問題は依然として残っており、こうした時期に働き方の変更やキャリアの中断・断念をしている状況がうかがえます。
また、男性が家事・育児等に参画したいと考えたとしても、長時間労働や仕事への責任感や、同僚や上司の理解や支援を得られないこと等から、家事・育児への参画を断念している可能性もあります。
- 京都の地域企業においては、人口減少に伴う事業活動の担い手不足に拍車がかかる中、多様な担い手が活躍できるよう、柔軟な働き方の実現に向けた取組が重要です。
- 誰もが、「仕事か家庭か」という二者択一を迫られることなく、多様化するライフスタイルや価値観に応じ、学びや地域活動、社会貢献活動などを選択し、仕事との両立の下、調和させながら追求できる社会を目指していく必要があります。

推 進 施 策

① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり

企業において、長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方の促進、男性の育児休業取得率の向上のための意識・働き方改革が進むよう、意識啓発や、関係法令・各種支援制度の情報提供に努めます。

② 全ての人々が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備

多様なライフスタイルの下でも、家事、育児、介護に安心して参加できるよう、引き続き環境整備のための支援を行うほか、働く人自身が自らのライフスタイルを振り返り、家庭での責任を果たすきっかけとなる啓発を行います。

③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進

地域コミュニティの活性化を図り、地域の多様化する課題やニーズを様々な視点から解決するため、様々な地域活動や市民活動、社会貢献活動への男女の参加を促進します。

④ 生涯学び続けることができる機会の提供

誰もが生涯にわたり、満足感を持って豊かな人生を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じて学び続ける機会、またその学びを社会に還元することができる機会の提供を行います。

施策方針2 女性活躍の推進

「輝く女性応援京都会議」において、オール京都体制で、様々な場面での女性活躍の推進と、男女間の格差を解消するための取組を推進し、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現を目指します。

【現状と課題】

- より公平で、包括的、かつ強靱な社会を構築するためには、社会のあらゆる分野において女性の参画とリーダーシップを高める必要性があります。
また、女性の所得向上・経済的自立・男女間賃金格差の是正は、個人の尊厳と安心・安全が守られる社会を実現する上でも不可欠な課題です。
- 担い手不足が顕在化し、就労面における女性活躍の機運に高まりがみられる現在、男女間の待遇差改善のための取組に加え、多様な働き方、生き方の中から誰もが自らの望むスタイルを見つけ、選択できる環境を整えていくための取組はウェルビーイングな社会にとって欠かせません。
- 女性管理職登用や男女間の待遇差改善については企業の間で進捗に差異が見られ、その解消のための働き掛けは依然として必要です。
- 働き手側においては、特に女性の待遇改善のため、成長分野や報酬の高い分野への女性の労働移動の促進や、そのためのスキル取得・向上の機会の提供が求められます。
- 防災分野においては、一般に、地震などの大規模災害の発生時には、女性や子ども、障害者等、比較的脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが知られており、被災者の多様なニーズに適切に対応するためには、災害対応の現場へ女性の参画が進むことが有効であるとされています。
- また、政治分野においても、女性を含む多様な人材が議会等における政策等の決定に関わることは、多様性に富んだ持続可能な社会を実現していくために重要です。

推 進 施 策

① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援

依然大きい男女間の賃金格差、事実上の男女別雇用管理や性別によって固定化された職域等の是正、女性の管理職登用の推進に向けて、企業等における女性活躍の推進のための機運の更なる醸成を行います。

また、非正規雇用者等を対象とする、正規雇用への転換も視野に入れた能力開発や就業支援に加え、就業意欲を持ちながら行動を起こせていない女性や、就労に向けて不安を抱える女性への支援を行い、就労面での能力発揮につなげます。

② 教育における女性活躍の推進

性別に関わりなく、自身が望む教育を受け、性別にとらわれない職業意識を持ち、キャリアを形成していけるよう、教育機関と連携し、学校教育の場での男女共同参画意識の醸成に努めます。

③ 防災・復興における女性参画の拡大

防災会議や消防団等の組織における女性の参画の拡大に加え、避難所の運営に当たっては誰もが安心して過ごせる場所の提供に向けた取組を推進します。

④ 政策・方針決定過程における女性参画の拡大

意思決定の場への男女の均等な参画を促進するため、全ての附属機関等における委員の男女割合がいずれも 40%以上 60%以下となるよう、取組を推進します。

また、誰もが議員活動をしやすい環境の整備に努めるとともに、市民の市政への関心を高め、政治に対する意識や主体性を育成する取組を行います。

施策方針3 全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着

ウェルビーイングな社会の実現に向けて、男女共同参画の理念が正しく、分かりやすく広がって定着するよう、教育機関や家庭、地域とも連携し、主体的に男女共同参画意識の醸成や行動改革に取り組める環境づくりを促進します。

【現状と課題】

- 誰もが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会を通じて幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングな社会の実現のためには、性別に関わりなく、お互いを尊重し、価値観や違いを認め合う社会づくりが重要であり、こうした考え方について、広く理解を促進していくことが求められています。

- 市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家事や育児」といった固定的な性別役割分担意識について否定的な考えを持つ方の割合は年々増えています。
一方で、社会の各分野ごとの「男女平等達成感」については、社会の慣習やしきたり、政治への参画等において依然として男性が優位であると考えられる方が多い現状があります。

- また、市民意見の中には「男女共同参画」という言葉が男性と女性の分断を生む可能性について指摘する声も見受けられ、誰もが気軽に男女共同参画に関心を持ち、正しく理解をすることのできる土壌づくりに向けては、地域や家庭、教育現場との連携が求められます。
職場、地域、家庭などのあらゆる場面で男女共同参画の視点を浸透させるため、京都市男女共同参画推進センター（ウィングス京都）の啓発や情報発信等における機能強化が重要です。

- セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントは重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。

- 市民意識調査によると、ハラスメントに該当する行為を受けたことがあると回答した人の割合はいずれの行為についても3割から4割にも及び、ハラスメントに対する認知が進んだ現在においても被害は少なくないことが分かります。
また、その被害者には、女性だけでなく男性も含まれており、性別を問わず、ハラスメントを許さないという社会の雰囲気作りが重要です。

推 進 施 策

① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発

男女がともに理解し、尊重し合うことのできる環境を整備することを目的として、男女共同参画に関する正しい理解と行動を促進するための広報・啓発を行います。

② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援

市民活動に必要な情報提供、相互の幅広いネットワークづくりなど、活動する団体やグループ等への支援を行い、男女共同参画社会の実現に向けた市民活動の活性化を図ります。

③ 魅力ある公共空間・エリアづくりに貢献する京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）

京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）を中心として、多様化する男女に関わる諸課題を正しく把握し、早急な解決を図るため、大学・研究機関等と連携し、男女共同参画に関する調査や研究を行うとともに、誰もが簡単に男女共同参画について正しく理解できるよう、様々な情報の収集・整理・提供を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策の企画・実施・評価を展開します。

また、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の機能充実に努め、誰もが気軽に男女共同参画に関心を持ち、触れることのできる環境を整備します。

④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止対策

セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産や育児に関連した職場等でのいやがらせ（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント⁶）を含む各種ハラスメントについて、経営者等への働き掛けや周知啓発のための取組を行うことで防止対策を展開します。

また、学校や地域など雇用以外の場でのハラスメントについても、未然防止のための取組を行います。

⁶ 職場等での妊娠・出産、育児休業取得等に関して受ける嫌がらせのことで、前者は被害者が女性、後者は被害者が男性である。

施策方針4 性に関する理解・尊重と心と体の健康づくり

誰もが性やそれに伴う身体的特徴について理解し、配慮し合い、安心して暮らせる社会の実現のため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ⁷の視点に立った健康の保持・増進と、企業においては従業員の健康に配慮した仕組みづくりの支援を行います。

【現状と課題】

- 全ての人々が持続可能な形で自らの理想とする生き方を追求できる社会の実現のためには、自らの身体の特長や健康課題に対する正しい知識を習得し、健康増進に自発的かつ積極的に取り組めることが必要です。また、家族等周囲の方々の健康・介護等に関わるケアは当事者のみで抱えるべき課題ではなく、社会全体で支える必要があります。
職業生活における健康の維持・増進は、ウェルビーイングを高め、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織活性化をもたらします。
- 女性は個人差は大きいものの、ライフステージごとに、妊娠・出産をはじめとする女性特有の健康課題に直面し、これらの課題は子育て期やキャリア形成・キャリアアップの時期に重なることが多いと考えられます。
- 男性においては、心身の不調を抱えていても、「男性は弱音を吐いてはいけない」、「弱音を言わず働くべき」等の固定観念から、自身の健康課題を認めづらく、周囲にも相談しにくい傾向があると推測され、このことが心身の不調からの回復を妨げる可能性があります。
- また、ウェルビーイングな社会の実現に向けては、多様な性の在り方が尊重され、全ての人々が性に関する偏見や差別、無理解によって苦しむことなく、自分らしく自由に生きられる環境整備が必要です。

⁷ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び年平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

推進施策

① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談

多様な性の在り方を含め、誰もが互いの身体的な特徴や性についての理解を深め、理解し合い、尊重し合うための土壌づくりを行います。

また、性に関する多様な悩みに対して適切な助言等を行い、解決に向けた相談体制の推進を図ると同時に、男女共同参画に係る苦情処理制度の周知と効果的な活用を推進します。

② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進

誰もが、その性的指向⁸やジェンダーアイデンティティ⁹に関わりなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生するウェルビーイングな社会の実現に向けて、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に向けた施策を推進するとともに、性的少数者の生活における困難や人権課題の把握に努め、その解決に向け支援を行います。

③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進

乳幼児期から、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など様々なライフステージに応じた心身の健康づくりのため、様々な不安やストレスを解消するための相談等を行うほか、健康の保持・増進に資する取組を推進します。

特に、妊娠・出産期における女性を対象とした健康診査、相談、指導等を行い、安全な出産に向けた健康管理と、不妊について正しく理解するための情報提供、相談体制の充実を図ります。

企業に向けては、従業員等へのヘルスケアの配慮や健康課題への理解・支援を促進するため、実践例の紹介など、わかりやすく効果的な周知・啓発を行います。

④ 性別により異なる健康課題への理解促進

男女それぞれに特有な疾病等の検査や悩み対応等の、性差医療へのアクセスを確保すると同時に、HIV感染症をはじめとする性感染症についての正しい理解と実践的態度を培い、感染者が偏見や差別に苦しむことなく、共に安心して暮らせる社会の実現に向けた教育を行います。

⁸ 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のこと。

⁹ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のこと。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力が根絶され、 誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現

【京都市DV対策基本計画】 【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

配偶者等からの暴力をはじめとする暴力、性犯罪の根絶や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

施策方針1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援

【現状と課題】

- 女性は、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあり、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在するほか、不安定な就労状況や経済的困窮に陥りやすい状況にあります。
- 過去の経験によるトラウマ、障害や病気、生活困窮、社会的孤立、さらには国籍や言語による課題など、複合化・複雑化する課題を抱える場合も多く、京都市各部署はもとより、関係機関や民間団体等多数の機関がそれぞれに主体性をもって連携し、包括的かつ切れ目のない支援を実施することが必要です。
- 特に若年女性については、自らの問題を客観的に認識できていないケースや、SOSを出せないなど、自ら支援につながるができないケースも多く、問題が深刻化する前の早期発見から支援につなげることが重要である一方、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉等の手厚い福祉施策に比べ、活用できる施策が少ない状況にあることも課題です。
- 市内には複数の女性支援を行う民間団体が存在し、居場所の提供やSNS等を活用した相談支援、行き場のない女性の自立支援等、各団体の特色を生かした活動により、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行っています。こうした民間団体と行政機関が双方の特色を尊重し補完し合いながら、対等な立場で協働することが重要です。
- 女性が抱える困難のうち、特にDV（配偶者や恋人など親密な関係の中で起こる暴力）は、身体的、精神的、社会的、経済的、性的な暴力など様々な形態を有し、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、被害者自身がDVを受けていることに気付かない、「自分が悪い」「自分さえ我慢すればよい」と考え相談できない、経済的な状況や子どもの環境を変えたくないことから避難をためらうことも多く、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

- DVは、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に影響を与えます。被害者は多くの場合女性であり、その背景には、根強く残る固定的な性別役割分担意識や被害者の経済的自立を困難にする社会的・構造的な問題があると言われています。
- このため、DVを単なる個人的な問題ではなく、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つとして取り組むとともに、被害者の状況やニーズに応じ、相談、安全の確保、自立に向けた支援など、一人一人に寄り添った切れ目のない支援を関係機関が連携して行っていくことが必要です。
- さらに、近年、男性もDVや性暴力の被害者となることが顕在化しており、男性被害者等への相談支援体制を整えることが求められています。また、加害者更生に関する支援や、加害者を生まない社会づくりに向けた取組についても推進する必要があります。

推 進 施 策

① 女性本人や周囲にいる方への広報啓発

様々な困難を抱える女性が、自身が置かれた状況について相談や支援を求めることができるということを啓発するとともに、DVセンターや「みんと」をはじめとする相談窓口の周知強化を図ります。

特に、DVについては、広く一般的な広報に加え、児童虐待対策と一体的な広報啓発を実施するなど、属性ごとの生活や状況に応じた効果的な手法を検討し、被害者自身がDVに気づき早期に相談できるようきめ細やかな情報提供を行います。

② 関係機関等と連携した支援対象者を早期発見するための取組

支援対象者と最初に接する可能性の高い病院や学校、区役所・支所の保健福祉センター等の関係機関や地域の福祉団体等に対し、様々な女性支援情報を提供し、速やかにDVセンター等の専門機関につなぐ体制を整えとともに、その過程で職員等の対応による二次被害¹⁰が生じないよう取り組みます。

また、アウトリーチ支援や居場所の提供等を行う民間団体との連携を強化し、支援対象者を早期に支援につなぐ体制を整えます。

③ 相談支援体制の充実

DVセンター及び「みんと」に適切な人員体制を整備するとともに、女性相談支援員を中心に、庁内関係部署や関係機関、民間団体との緊密な連携を図り、支援対象者の相談に迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。

特に、区役所・支所の「重層的支援体制」や児童虐待関係機関との連携、「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会」等の活用により、高齢者、障害者、外国籍、子どものいる方（特定妊婦¹¹を含む）等、支援対象者が置かれた状況に応じ、きめ細やかな支援に取り組みます。

また、男性のDV被害者の相談体制の強化や、DV被害者支援の一環としての加害者更生に向けた取組の充実に努めます。

④ 被害者等の保護に関する取組

京都府が提供する公的シェルターや、本市が支援する民間シェルターとの連携による被害者の安全確保を実施します。また、民間シェルターを中心に、関係機関が連携して、切れ目のない一体的支援を行うインクルーシブ・ケアシステムを引き続き実施します。

被害者等が同伴する児童に対しては、可能な限り被害者等と一緒に避難できるよう努め、避難先において、乳幼児・学童保育や学習支援、心理的ケアを提供できる体制を整えます。

また、庁内関係部署や関係機関との連携等において、個人情報保護を徹

¹⁰ 配偶者からの暴力により心身ともに傷ついた被害者が、各種手続や捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた状況を理解しない職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと。

¹¹ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

底し、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

あわせて、DV被害者の安全確保のため、必要に応じ、DV防止法に基づく保護命令¹²制度について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を適切に行います。

⑤ 自立に向けた支援の充実

支援対象者が自立した生活を送れるよう、関係機関や民間団体との連携により、必要な福祉施策へのつなぎや住宅の確保、就労に向けた支援を行います。

また、トラウマを抱える相談者に対して、カウンセリングや居場所の提供等のアフターケアを長期的に行うことにより自立生活を支援します。

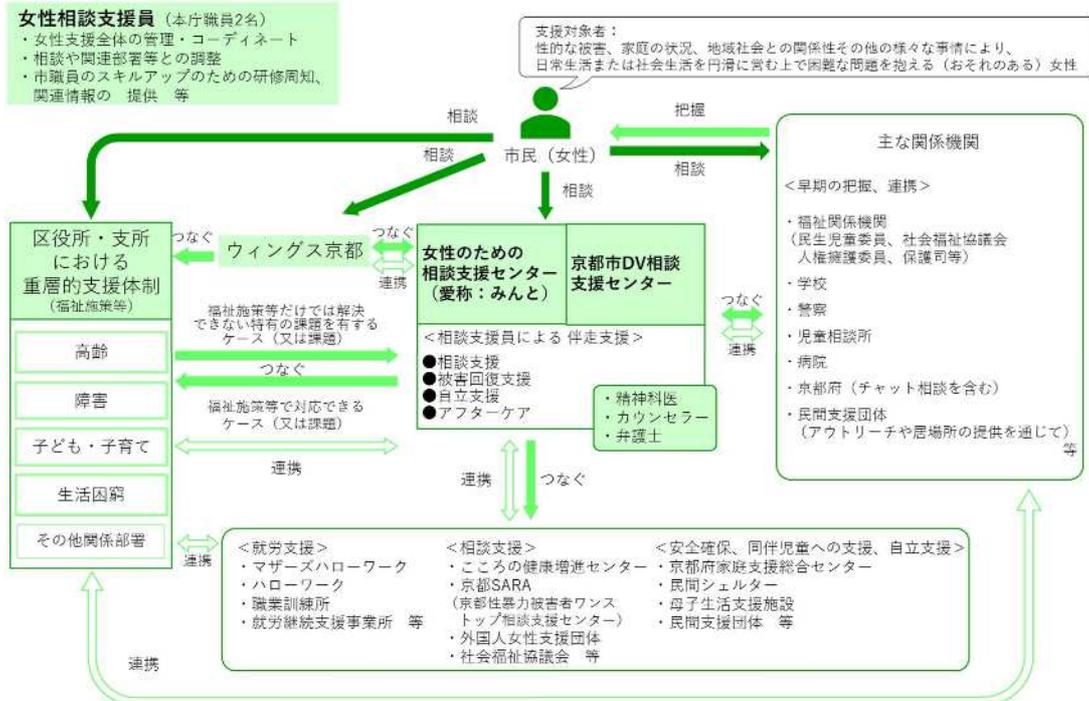
特に、様々な困難を抱える若年女性については、意思決定や意思表示の段階から寄り添い、支援を実施する民間団体と継続的に連携しながら、本人の意向を踏まえた支援を実施します。

⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発

誰もが被害者にも加害者にもならないよう、学校において児童生徒に対し、発達の段階を踏まえながら、人権尊重、男女平等についての教育を実施します。

また、中高生や大学生などを対象とした「デートDV¹³」予防啓発を通じ、若年層から対等な関係性の重要性について理解を深め、将来のDVその他あらゆる暴力の防止を図ります。

【DVをはじめとする様々な困難な問題を抱える女性への支援体制】



¹² 裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者に対し、被害者や子への接近や電話等の禁止、退去等の命令を発令する制度。保護命令に違反した者には罰則が科される。

¹³ 婚姻関係にない恋人同士の間で起きる暴力のこと。

第4章

モニタリング指標

第4章 モニタリング指標

これまでの京都市男女共同参画計画においては、取組の推進状況を客観的に把握するための指標として数値目標を設定してきました。

しかし、男女共同参画社会の実現という大きなテーマが不変のものである一方で、これを取巻く状況は日々刻々と変化しており、5年間という計画期間の間ずっと時宜にかなう目標数値を設定することが困難であり、実行性に乏しいと考えられるため、本計画では目標数値を設定しません。

ただし、これまで目標数値として設定してきた以下の数値を、モニタリング指標とするほか、社会情勢に応じて必要と考えられる指標が生じた場合は、年次計画で目標数値を設定し、京都市男女共同参画審議会において取組の進捗の把握に努めます。

- 本市職員における管理職員に占める女性職員の割合（市長部局における各年度の4月1日時点の数値）

R 2	R 6
18.9%	17.9%

- 本市職員における男性職員の育児休業取得率

R 2	R 6
36.7%	85.7%

- 本市附属機関のうち、男女いずれの委員の登用率も35%以上である附属機関等の割合（各年度末の数値）

R 2	R 6
69.9%	74.2%

- DV相談窓口の認知度

R 2	R 6
63.3%	38.8%

- 京都市 DV 相談支援センターの相談支援終了時における「課題解決」の割合¹⁴

R 2	R 6
63.2%	61.7%

- 固定的な性別役割分担意識の解消
 (男は仕事、女は家事・育児という考え方に「反対」という人の割合)¹⁵

R 2	R 6
54.1%	45.4%

¹⁴ 「課題解決」「課題未解決(連絡不可能等)」「本人の意向(主訴取下)」のうち、「本人の意向」による支援終結の増加により、「課題解決」の割合が令和元年度以降減少傾向にある。一方で「課題未解決」の割合は大きく減少している。(R1 21.6% → R5 14.1%)

¹⁵ 本市の男女共同参画に関するアンケートによる。

R 6 調査では新たに選択肢「どちらともいえない(26.9%)」を追加した影響もあり、「反対」の割合が低下している。

第5章 参考資料

第5章 参考資料

1 京都市男女共同参画推進条例

平成15年12月26日
条例第44号
改正 平成25年11月15日条例第49号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）
- 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条～第20条）
- 第4章 苦情等の処理（第21条）
- 第5章 男女共同参画審議会（第22条～第24条）
- 第6章 雑則（第25条）
- 附則

ここ京都では、男女が共に、長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切にし、自由で先駆的な気風をはぐくみながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。このような京都が、将来にわたって、魅力あふれるまちとして輝き続けるためには、市民一人一人が、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようにしなければならない。

これまで、本市においては、日本国憲法にうたわれた男女平等の理念が、京都のまちに息づくことを願い、その実現に向けた歩みを進めてきたが、依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。そのため、今後も、男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の一層の推進を図る必要がある。

ここに、本市は、自治の精神に基づく活発な地域活動の土壌や豊富に蓄積された知的資源など1200年を超える歴史の中で培われた京都の優れた特性を生かし、市民等との緊密な連携の下に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが、すべての市民が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切にし、未来への希望を持って暮らすことができるまちの実現に不可欠であると認識し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体（以下「市民等」という。）との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

- 第4条 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行に捕らわれることにより他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 市民は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（施策の実施体制の整備等）

- 第6条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。
- 2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（年次報告）

- 第7条 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

（性別による人権侵害の禁止）

- 第8条 何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害（以下「性別による人権侵害」という。）を行ってはならない。

（広告物の表現の配慮）

- 第9条 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (3) その他男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(性別による人権侵害の防止等)

第13条 本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない。

(家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立)

第14条 本市は、男女が、性別にかかわらず家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立を円滑に図ることができるようにするため、保育の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(雇用における平等な機会及び待遇の確保等)

第15条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。

4 本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行により、個人として能力を発揮することが妨げられないようにするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画)

第16条 本市は、その政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進するため、附属機関及び市民、学識経験のある者等で構成する会議における男女の委員の数の均衡の確保その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び民間の団体に対し、その方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、積極的改善措置(社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。)に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(教育及び学習の振興)

第17条 本市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(妊娠及び出産に係る健康の保持増進)

第18条 本市は、男女が、互いの性についての理解を深めるとともに、妊娠及び出産に係る健康の保持増進を図ることができるようにするため、情報の提供、医療の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第19条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、施設の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第20条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

2 本市は、前項の調査研究を行うに当たっては、大学及び研究機関との連携に努めなければならない。

第4章 苦情等の処理

- 第21条 市民等は、性別による人権侵害と認められる行為又は本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情、相談その他の意見を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る苦情等を適切に処理しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備しなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

- 第22条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

- 第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

- 第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

第6章 雑則

(委任)

- 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項及び第5項（審議会に関する部分に限る。）、第4章並びに第5章の規定は、市規則で定める日から施行する。
(平成16年3月31日規則第146号で平成16年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により定められた計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則（平成25年11月15日条例第49号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 京都市男女共同参画推進条例施行規則

平成16年3月31日

規則第147号

改正 平成21年3月31日規則第99号

(専門員の設置)

第1条 市長は、京都市男女共同参画推進条例第21条第1項の規定による申出（以下「苦情等の申出」という。）を適切に処理するため、京都市男女共同参画苦情等処理専門員（以下「専門員」という。）を置く。

(専門員の定数等)

第2条 専門員の定数は、3人以内とする。

2 専門員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(専門員の任期)

第3条 専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門員は、再任されることができる。

(苦情等の申出の処理に関する補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、苦情等の申出の処理に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長2人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理し、会長及び当該副会長に事故があるときは、他の副会長がこれを代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

8 前条（第4項を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第99号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

3 その他の関係法令等

- 男女共同参画社会基本法

<https://www.gender.go.jp/about/danjo/law/kihon/9906kihonhou.html>

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/index2.html

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/horitsu_kihon/index.html

- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

第6次京都市男女共同参画計画

発行：京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL：075-222-3091 FAX：075-366-0139
URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0.html>
E-mail：danjo@city.kyoto.lg.jp

令和6年度「真のワーク・ライフ・バランス」の推進について

京都市では、国における働き方改革関連法、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正、コロナ禍での女性に対する影響等の状況を踏まえ、国（労働局）、京都府、経済団体等とも連携しながら、「働き方改革」、「女性活躍推進」、「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」、不安を抱える女性に寄り添った事業等に取り組んだ。

1 「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」等の取組

(1) シティリビング連載「しごと・かてい・ちいき 応援企業」

主にオフィス等に配布されるフリーペーパー・シティリビングにおいて、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組む企業や団体で働く人物に焦点を当てて紹介する連載記事を掲載した。

<掲載内容>

発行時期	取材企業	企業の取組内容
10/27	TOWA 株式会社	健康経営 女性の健康等の健康に関する取組
10/25	株式会社おいかぜ	働き方改革
11/29	有限会社アーキテクトタイタン	働き方改革、人材育成

実施効果・評価

令和6年度は、10月、11月に3社の取材記事を掲載した。それぞれの企業が幅広く、また特色ある取組を行っており、従業員の健康や働き方について前向きに取り組んでいる企業の紹介ができた。市内のオフィス・地下鉄駅等で各号4万部が配布される当該フリーペーパーにより、企業の先進的な取組事例の横展開を促進した。

(2) 京都 style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBの運用

京都 style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBにおいて、多様な働き方に関する補助金、厚生労働省や京都府の実施している育休研修、不妊治療との両立研修などの企業や市民向け情報、働き方改革の取組事例等を紹介した。

実施効果・評価

ホームページへのアクセス数9,842件。

企業や市民向けの講座や国の制度など幅広い情報を企業・市民に発信した。

(3) 家事・育児参画講座の実施

令和5年度までは男性を対象とした「男性の家事育児参画セミナー子育てパパ応援セミナー」を実施していたが、令和6年度は男性限定をなくし、仕事と育児の両立を目指す講座として、「ワーキングペアレンツに贈る 子育て応援セミナー～育児・育休期間をチカラに変える!～」を実施した。3回連続講座で、通しでの参加を推奨しているが、単発での参加も可能とした。

また、各講座のアーカイブ配信も実施。(12/17～1/31のみ配信)

第1回 6/22 子育てが楽しくなるコミュニケーション術

第2回 7/6 子育てキャリア、仕事に活かす

第3回 9/8 子育て中のタイムマネジメント

実施効果・評価

のべ52名受講(ペア参加11組、単身参加30名)。今年度からペア参加が可能になり、カップルでの参加が多くみられた。ワークでは積極的な発言が見られ、性別役割分担ではなく、パートナー同士の協調が重要であることを学んだ。コミュニケーション術やタイムマネジメントがテーマの回は注目度が高かった。

＜アーカイブ配信の視聴実績＞

第1回95件、第2回65件、第3回95件

2 女性活躍の推進

(1) オール京都での女性活躍推進等

国、京都府、経済団体、労働界等の関係団体と連携したオール京都体制「輝く女性応援京都会議」(平成27年3月発足)を運営主体としてオール京都で様々な取組を推進した。

ア キャリア応援!女性デジタルスクール

内容: 就業のため即戦力となるスキルの習得を目指すカリキュラムに、就職や企業までのフォローアップを加えた、一体的なサポートを行うセミナーを開催した。

実施効果・評価

受講者9名全員がそれぞれのライフスタイルに合わせてコースを受講することで、デジタルスキルを効果的に習得することができた。受講者のうち、3名が就労に至った。

事業終了後に行ったアンケートによると、コースを受けていてわからないことがあった際に連絡手段がメールのみで気軽に尋ねることができず、結局そのままにしてしまったという受講者があったことが分かった。

その他、アンケートが参加者全員から回収できない、就労フォローアップを利用しない受講者がいるなど、全体を通して受講者とのコミュニケーションの不足が目立ったため、今後はチャットアプリ等を利用し、コミュニケーション上の便宜を高める工夫を行う。

イ 女子学生向けセミナー「自分が決める 私のキャリアとライフスタイル」

(京都光華女子大学で実施、7月)

内容: 京都の中小企業との連携により、ロールモデルの女性経営者等による座談会形式のセミナーにより、女性が働き続けることやキャリアについて考える場を提供した。

実施効果・評価

計26名の女子学生が受講。地域企業で活躍する女性から、育児と仕事の両立やキャリア選択などについて経験談や助言、質疑応答などを直接聞く機会を提供したことで、アンケー

トでは「不安や心配な気持ちであった、就職活動が楽しそうだという気持ちになった」「実体験を直接聞けて良かった」など満足度の高い意見が多かった。

(2) 不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業の実施

コロナ禍の影響から不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業として、令和3年7月から、ウィングス京都に加え、NPO法人や福祉部局とも連携しながら取り組んでいる。

ア 相談事業の実施

ウィングス京都に令和3年7月に「つながる相談室」を設置し、有資格者による心理面での寄り添ったサポートを行うとともに、生活困窮者自立相談支援事業、京都市DV相談支援センター等、適切な関係先につなぐ取組を行った。

対 象： 京都市内に在住、在学、在勤の女性

受 付： 月～土（水曜日・祝日・年末年始は休み）午前10～午後5時

電話・対面・オンライン相談

実施効果・評価

令和6年度相談件数は140件（令和5年度は204件）で、年々減少している。現状、「女性一般相談」も「つながる相談室」も区別なく相談を受け付けており、複数の窓口があらかじめ分かづらいつらいという指摘もあることから、相談室のあり方について検討する。

イ 「つながるスペース（居場所づくり）」（12月）

女性特有の健康問題やいざというときの社会保障等について不安を抱える、非正規雇用・独身など同じ立場にいる女性を対象に、婦人科学の専門家を講師に迎え、健康でいきいきと社会で活躍するためのセルフケア等を学び、仲間と語り合う居場所づくり事業を実施。

名 称：「女性のための健康と暮らしの相談セミナー」参加者22名

対 象：非正規雇用・フリーランスの40～60代のシングル女性

実施効果・評価

「たくさんの方が同じように悩まれていることを知ってよかった」「非正規シングルで年齢を重ねるにつれ、不安に思うことが多くなったが、同じ立場の人と話し、安心した」などの感想があり、参加者に必要な情報を届け、同じ悩みを抱える他者との交流によって安心感や新しい視点を獲得する場を提供できた。

ウ 女性支援団体のための勉強会&情報交換会（7月）

女性支援団体を対象に、女性支援法や新たに開所した「京都市女性のための相談支援センター（みんと）」についての勉強会や、各団体の取組紹介やグループトークを行う交流会を開催することで、支援のための連携体制を強化した。

実施効果・評価

参加者：21団体31名

実施後のアンケートでは、「女性支援団体がたくさんあることが知れた」「今後も情報共有の場があると嬉しい」など、満足度の高い会となった。

令和6年度 DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の強化について

本市では、令和3年9月に策定した「第5次京都市男女共同参画計画」において、「DV対策の強化」を重点分野に掲げ、関係機関と連携を図りながら、相談・支援、啓発等の取組を総合的に推進している。

平成23年10月には、DV対策の中核施設として「京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）」を開所し、初期の相談から長期にわたる自立生活まで、継続した支援を行っている。

また、DV根絶のための市民への普及啓発や学校における人権教育の推進、緊急避難場所の確保など被害者の保護、児童相談所をはじめとする各支援機関とのネットワークの構築など自立支援の充実等にも取り組んでいる。

<令和6年度の主な事業実績>

1 相談体制等

(1) DVセンターにおける支援の状況

ア 相談支援件数（件）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電話	4,794	5,117	4,885	4,851	4,997	5,305
来所等	1,065	992	1,048	1,047	1,138	1,285
緊急ホットライン	103	86	104	64	77	57
合計	5,962	6,195	6,037	5,962	6,212	6,647

イ DV被害者への支援状況（件）

	同行支援 代行支援	安全確保 ()はうち民間シェルター	保護命令の 申請	DV相談証明書発行		法律相談	カウンセ リング
					うち住基閲覧制限		
元年度	397	13 (3)	17	210	152	50	67
2年度	322	17 (5)	11	371	185	42	90
3年度	394	16 (6)	11	265	177	35	67
4年度	399	16 (9)	4	287	197	28	70
5年度	354	14 (8)	8	301	192	45	79
6年度	385	14 (12)	21	341	229	26	80

ウ 相談者数（氏名が判明している方）と暴力の内容

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
新規	277人	375人	238人	248人	262人	265人	
継続	386人	453人	465人	423人	432人	439人	
合計	663人	828人	703人	671人	694人	704人	(相談者数 に占める 割合)
①身体的暴力	470人	597人	504人	474人	432人	431人	61.2%
②精神的暴力	620人	772人	656人	641人	665人	681人	96.7%
③経済的暴力	318人	442人	372人	380人	377人	412人	58.5%
④社会的暴力	262人	333人	290人	294人	287人	306人	43.5%
⑤性的暴力	156人	188人	164人	163人	179人	176人	25.0%
⑥子どもを巻き添えにした暴力	416人	541人	476人	453人	485人	483人	68.6%
⑦その他	23人	77人	27人	22人	10人	9人	1.3%

エ 加害者との関係（人）

夫	元夫	内縁	元内縁	デートDV		不明
				交際相手	元交際相手	
366 (52.1%)	274 (38.9%)	13 (1.8%)	22 (3.1%)	4 (0.6%)	22 (3.1%)	3 (0.4%)

約9割を夫・元夫が占める状況は、開所以降、変わっていない。

(2) ウィングス京都における相談件数（件）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
女性のための暴力相談（面接） （月・火・木～土曜日（祝日除く））	185	119	62	129	98	68
男性のための電話相談 （毎月第2、第4火曜日） ※R5～DV以外の相談も可	17	20	20	21	36	53

実施効果・評価

相談支援件数は、令和5年度に続き、過去最多を更新した。相談者数は過去最多とはなっておらず、課題の複合化により1名当たりの支援件数が増加しているものと思われる。

また、6年度の特徴として、保護命令の対応が急増したことが挙げられるが、6年4月から保護命令制度の拡充により申立てが可能になった精神的暴力のみによる申立てではなく、すべてが身体的暴力を伴うものであった。

ウィングス京都のフェミニストカウンセラーによる「女性のための暴力相談」は年々利用が減少傾向にある。要因として、DVが広く認知されつつあり具体的に行動を起こすためのサポートを望む方が多いこと、DVセンターが地域に定着し機能していることから、様々な関係機関を通じて相談者が直接DVセンターにつながっているものと考えられる。

2 被害者支援

(1) 民間シェルターへの支援

ア 京都市民間シェルター施設補助金

京都府家庭支援総合センター等で保護できない場合などに、DV被害者の安全確保のため一時避難を行う民間シェルターに対し、家賃補助を行う。

令和6年度実績：2, 298, 000円（5室×12か月） ※2室増

イ 京都市民間シェルター事業費補助金

DVセンターからの依頼に基づき、民間シェルターや母子生活支援施設がDV被害者の緊急時における安全確保を行った場合に、運営団体に対して措置費を支給。

	補助金額	延べ日数	利用者数
元年度	120,750円	9日	3世帯9人
2年度	196,920円	15日	5世帯13人
3年度	213,780円	19日	6世帯12人
4年度	408,590円	33日	9世帯18人
5年度	361,650円	30日	8世帯16人
6年度	675,890円	123日	15世帯37人

※うち3世帯はDV以外の困難を抱える女性

ウ 京都市配偶者暴力被害者等支援補助金（民間シェルター・ステップハウス事業の補助）

民間シェルターの先進的な取組に対する国の補助金を活用し、インクルーシブ・ケアシステムを推進するための民間シェルター事業費と、民間シェルター退所後、就労・自活するにあたり、最長1年程度、スタッフの見守りがある環境で暮らすことができるステップハウス事業に対する補助金を交付。

令和6年度実績：3名が利用（それぞれ約6か月、約8か月、約3か月）

実施効果・評価

公的シェルターだけでは対応できないニーズに応え、DV被害者の身の安全確保に寄与するとともに、ステップハウス事業により一時避難後すぐには自立できない方の中長期的な支援を実施することができた。

ア及びイの民間シェルターへの補助金については、みんとの開設に合わせ、DV以外の困難を抱える女性にも対象を拡大し、部屋数や補助期間を拡充するなど体制強化を図ったことで、より多くの被害者支援を実施することができた。

(2) 市営住宅優先入居

DV被害者の居住の安定による自立支援を目的として、DV被害者向けの市営住宅への優先入居を年4回（5月、7月、10月、1月）実施。

	募集戸数	応募件数	入居件数
元年度	31	1	0
2年度	24	2	2
3年度	30	0	0
4年度	23	2	2
5年度	23	1	0
6年度	24	4	3

実施効果・評価

従来、入居要件として、保護命令や一時保護、母子生活支援施設等に入所中、などに該当する必要があったが、令和4年度から要件が緩和され、子など同居する親族がいる場合は、DVセンターが発行するDV相談証明等があれば可となった（単身者は従来どおり）。対象は広がったが、入居要件を満たす場合であっても、希望地域の募集がない等の理由から入居実績は低調となっている。

(3) DV被害者自立支援

ア ウィングス京都におけるDV被害者自立支援

ウィングス京都において、DV被害者の心身の回復を目的として、カウンセラーの助言と立ち合いの下、当事者同士で語り合う機会を提供する連続講座「わたしが私であるために」や、読書を通じてトラウマの影響や自分を大切にセルフケアを学ぶ「トラウマ・ケアの読書会」を実施した。

令和6年度実績：講座 3回 延べ18名
読書会 10回 延べ88名

実施効果・評価

DV被害者同士が集い、お互いの状況を分かち合うことで、自身に起きていることを整理し心身の回復を支える場を提供できたとともに、当事者のゆるやかなつながり作りにも寄与しており、今後も継続した支援を実施する。

イ 京都市DV相談支援センターにおけるDV被害者自立支援

DVセンターの利用者を対象に、加害者から避難し、新しい生活を始める中で気軽に参加できる催しを定期的実施。DV被害者に有益な実務的なプログラムも交えながら、孤立しがちな被害者の回復過程における心理的サポートにも取り組んでいる。

令和6年度実績：開催1回、参加者数5名

実施効果・評価

少人数で話しやすい雰囲気づくりにより、プログラムの最後には参加者同士で会話が弾む姿も見られるなど、DV被害者の居場所として機能している。被害者の状況や心身の回復具合に合わせて、DVセンターから個別に声掛けをしているため、小規模な取組になっている。

3 市民への普及啓発

(1) DV予防講座等

ア 基礎講座

ウイングス京都において、企業・教職員・団体向けの出前講座のテーマの1つとして設定し、講座開催依頼に対応した。

令和6年度実績：出前講座 7件（看護学校や大学の看護学部）、参加者数138名

実施効果・評価

毎年実施する出前講座のテーマとして設定することで、一般市民等がDVの基礎知識を気軽に学べる機会を提供できた。

イ 対象者に応じたオーダーメイド型講座等

学生など若年層を含む幅広い年齢の市民にDVに関する正しい知識を周知するとともに、被害者の早期発見によって被害の深刻化を防ぐため、初期の相談に対応する関係者等を対象としたDV予防講座を実施。また、若年層向けにデートDV予防を啓発するDVDやリーフレット「デートDVの基礎知識」を学校や警察からの依頼に応じて提供している。

令和6年度実績：講座5回、参加者数418名（中学校2、高校3）

実施効果・評価

DVの基礎知識とあわせて、あらゆる人間関係に通じることとして、互いに尊重し、対等で心地よい関係を構築することの重要性を伝えた。DV啓発については若年層へのアプローチが重要であるため、ニーズを掘り起こしながら、引き続き実施する。

(2) 「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～11月25日）」期間中の取組

期間中に、幅広い層への周知・啓発を目的として、様々な取組を実施。パネル展示においては、家庭内で発生する暴力に対し効果的に啓発を行うため、児童虐待防止と共同で実施した。

- ・パープルリボンキャンペーン（京都タワーライトアップ）
- ・京都市役所ライトアップ
- ・市役所分庁舎、各区役所、ゼスト御池等でのパネル展示
- ・女子プロ卓球チーム京都カグヤライズ試合会場でのパネル展示
- ・ウイングス京都におけるパープルリボン月間『そこにある“リアル”に向き合う～これから必要な変化のために』の実施（11/1～30）
（対談、フォトモザイクアート、中央青少年活動センターと連携した若者向けのイベント等）
- ・地下鉄広告
- ・リビング京都への広告掲載
- ・きょう☆COLORへの掲載
- ・SNSでの発信（市公式LINE・X・facebook、共生社会推進室X・facebook）

実施効果・評価

DV防止について性別、年齢を問わず広く周知を行った。若年層、子育て世代、高齢者等、対象を絞った効果的な啓発もさらに検討する必要がある。

4 関係機関との連携協力

DV被害者支援を円滑に実施するため、様々な関係機関と連携協力し、事案に即した具体的な支援策の協議や取組の連携の促進を図っている。

- ・ 府市合同により34機関で構成されている「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会」において、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会を開催。同協議会の主催により、DVをテーマとしたシンポジウムを毎年開催している。

＜令和6年度＞11月22日 オンラインにて

講演 「DVと児童虐待

～トラウマインフォームドアプローチの観点から～」

講師 白川美也子氏（こころとからだ光の花クリニック院長）

- ・ 市内を所管している警察署及び京都府警察本部生活安全対策課と被害者の安全確保に係る会議を開催。
- ・ 個々の実情に応じ、よりよい支援の向上に資するため、弁護士との連絡会を開催。
- ・ DV防止法に基づく保護命令事件の適正・迅速な処理のため、京都地方裁判所開催の関係者会議において保護命令に係る審理及び手続に関する諸問題について協議。
- ・ 加害者プログラムの受講希望があれば、京都府の事業を紹介。

基本目標 1 性別による格差がなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現

資料7

施策の方針 1 仕事と生活の調和と、男性の家庭生活への参画促進

① 多様で柔軟な働き方の促進や仕事と家庭生活等の両立支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
1	1	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
2	1	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進	家事・育児・介護等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
3	1	1	「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援	企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、社会的責任（CSR）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組みんでもらえるような実践例について、ポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）等により周知啓発を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
4	1	1	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
5	1	1	企業向け人権啓発講座の開催	企業に社会的責任（CSR）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組みんでもらえるよう、講座の開催を通じて周知・啓発を行う。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
6	1	1	京都中小企業担い手確保・定着支援事業	企業における働き方改革を推進するとともに、働き方改革の取組状況を情報発信することで、地域企業における担い手確保につなげるため、平成30年から、京の企業「働き方改革」自己診断制度を実施している。引き続きこの制度の利用をさらに促進することで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押しする。	実施済		産業観光局	産業企画室	
7	1	1	OK企業認定システムの推進	市内の全事業所を対象に、父親の子育て参加に理解がある企業を「OK企業」（O：おやじの、K：子育て参加に理解がある）として登録・認定し、講演会や広報誌を通して、広く情報発信を行うなど、真のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会機運の醸成を図る。	実施済		教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	

② 男女が共に安心して子育てできる環境の整備

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
8	1	2	京都はぐくみ憲章の推進	京都はぐくみ憲章の理念の普及啓発を推進することにより、事業者による勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備を促進し、従業員の仕事と子育てを含む家庭生活、地域における活動及び社会貢献活動との調和を図ることができるような社会環境づくりを進める。	実施済		子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	
9	1	2	学童クラブ事業	小学校1～6年生の昼間留守家庭児童に、放課後の安心・安全な居場所を提供し、これらの児童を健やかに育成する事業を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
10	1	2	ファミリーサポート事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員:おねがいさん)と育児の援助を行いたい人(提供会員:おまかせさん)とが会員となって、子育てを支え合う事業を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
11	1	2	放課後ほっと広場	児童館等が設置されていない地域において、「放課後まなび教室」と「学童クラブ機能を有する事業」を融合した「放課後ほっと広場」を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
12	1	2	子育て支援情報発信の充実	令和6年1月にリリースしたウェブサイト「はぐくもKYOTO」にて、子ども・子育てに関する施策やイベントなどの情報を効果的に発信するほか、AIを活用した子育ての疑問を解決できるチャットボットを運用する。また「京都はぐくみアプリ」では子育てに役立つ情報発信の他に、成長の記録等を家族で共有できる機能を提供する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
13	1	2	地域子育て支援ステーションの運営	より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、京都市内の全ての児童館、保育園(所)及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て講座等の開催や子育てに関する情報提供など、子育て中の家庭を対象とした様々な取組を行う。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
14	1	2	～地域で支える～すくすく子育て応援事業	地域の子育て応援者が赤ちゃんが誕生した家庭にお祝い訪問し、子育て家庭に身近な子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じ、地域の子育てサロンやつどいの広場等への参加を促す。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
15	1	2	子どもを共に育む「親支援」プログラム～ほっこり子育てひろば～	子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「ほっこり子育てひろば」において、交流することで、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援するものが結ばれ、喜びと共に子どもを育てていくことを目指す。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
16	1	2	青少年のための親学習プログラム	これから親になる世代である青少年を対象に、乳幼児等とのふれあいを通じて、親としての心構えや必要な知識・技術等を学べるプログラムの周知を図り、青少年の参加の促進を図る。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
17	1	2	子育て支援短期利用事業	家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する事業を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
18	1	2	スマイルママ・ホッと事業	支援が必要な産後の母親が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもを健やかに育むことができるよう、産科医療機関及び助産所等でショートステイやデイケアの利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポート等の支援を行う。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
19	1	2	子ども医療費支給事業	子どもにかかる医療費の一部を支給する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
20	1	2	第三子以降及び多胎の出産をサポート！産前産後ヘルパー派遣事業	母親が第三子以降の子又は多胎児の出産前後で、家事又は育児を行うことが困難な家庭に、家事等の援助を行うためのヘルパーを派遣する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
21	1	2	家庭訪問型継続的個別支援	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問などによる支援を実施することにより、当該家庭の養育機能を回復させ、安定した児童の養育を図る。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
22	1	2	親子の健康づくり講座(プレママ・パパ教室・親子で楽しむ健康教室)	妊婦とその家族を対象として、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健等に関する講習等を実施するプレママ・パパ教室や乳幼児とその保護者を対象として、乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とした講座等を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
23	1	2	妊娠期からの子育て支援(こんにははプレママ事業)	母子健康手帳交付時に、全ての妊婦に保健師が面接を行い、妊婦の不安や育児環境等に対する相談支援を行う。また、初めての妊娠で不安が強い初妊婦や面談を希望する妊婦、継続的な支援が必要な妊婦に対して、安心して子育てができるよう妊娠中から子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が家庭訪問等を行うことで相談支援を行う。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	

24	1	2	新生児等訪問指導事業（こんにちば赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、育児に必要な保健指導を行う。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
25	1	2	子育て支援事業	保育園（所）・幼稚園・認定こども園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」の取組や子育て支援の中核施設としての様々な事業を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子育て支援総合センターこどもみらい館	
26	1	2	親子のための相談LINE	コミュニケーションツールとしてのSNSの普及を踏まえ、子育てで親子間の悩みごとの相談を受け付ける「親子のための相談LINE」事業を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	
27	1	2	保育所等待機児童ゼロの継続	「京都市子ども・子育て支援事業計画」に定める幼児教育・保育提供体制の確保や、保育の担い手確保の取組等により保育ニーズに応えることで、年度当初における固定費の保育所等待機児童ゼロの継続に取り組む。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
28	1	2	幼稚園、保育園、認定こども園等における障害のある子どもの受入れの推進	障害のある子どもが地域の身近な幼児教育・保育施設で教育・保育を受けられるよう、受入体制の整備を図るとともに、保育園等に積極的に受入れの促進を働きかけることで、更なる受入れの拡充を図る。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
29	1	2	病児・病後児保育の実施	一時的に病氣中や病氣回復期にある子どもの保育を行う、病児・病後児保育事業について、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域的なバランスを考慮して提供体制を拡充する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
30	1	2	時間外（延長）保育事業の実施	就労時間の長時間化等に伴う時間外保育へのニーズの高まりに対応するため、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる提供体制を確保する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
31	1	2	保育園・認定こども園における一時預かり事業（一般型）及び幼稚園における預かり保育等の実施	保育園、認定こども園において、保護者の傷病等、多様なニーズに対応し、子どもの一時的な保育を行う一時預かり事業（一般型）を実施するとともに、幼稚園においても、保護者の子育てを支援するため、通常の教育時間の前後や夏期休業期間中などに実施する預かり保育を実施する。また、保護者を支援するため、国が定める一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の基準を満たす形で、保育を必要とする2歳児の定期的な受入れを促進する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
32	1	2	保育園、認定こども園における多様な保育サービス（休日保育、夜間保育）の提供	保護者の様々な保育ニーズに応えるため、保育園、認定こども園において、休日保育や夜間保育を提供する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
33	1	2	幼稚園、保育園、認定こども園等における多子世帯やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減	多子世帯やひとり親世帯等の利用者負担額の軽減又は免除により、保護者負担の軽減を図る。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
34	1	2	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施	2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化について、保護者の利便性の向上や幼稚園等の事務負担の軽減の観点を踏まえ、関係団体との連携のもと、円滑な実施に努める。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
35	1	2	地域子育て支援拠点事業の推進	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和、子どもの健やかな育ちを支援する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
36	1	2	地域に開かれた施設運営の一層の推進（幼稚園、保育園、認定こども園等）	地域の子育て支援や、家庭や地域における子育て機能の向上を目指すため、幼稚園、保育園、認定こども園等において、園庭開放等による親子の居場所づくりや、幼児・保護者同士の交流促進、子育ての悩み相談などの子育て支援の事業を推進する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
37	1	2	医療的ケア児保育支援事業の実施	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が、保育施設等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう施設等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活及び保護者の就労支援の向上を図ることを目的とする。	実施済		子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
38	1	2	SNS等を活用した相談支援	市民が相談したいタイミングで妊娠・出産・子育て等に係る悩みや不安について相談することができるよう相談支援を実施する。さらに、不妊・不育、望まない妊娠等に関する様々な悩みは周囲に相談しにくく、一人で抱え込んでしまう傾向にあり、そのような悩みを気軽に相談できる相談支援を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
39	1	2	市営住宅における子育て世帯向け住宅の優先募集の実施	市営住宅の入居者募集の際に、中学生以下の子どもがいる世帯等に対し、優先募集枠を設ける。（事務及び窓口は京都市住宅供給公社が担当）	実施済		都市計画局	住宅管理課	
40	1	2	カウンセリング等教育相談体制の充実	市立学校におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、こどもパトナでの教育相談（カウンセリング）等により、それぞれの児童生徒の状況に応じた適切な支援を行う。	実施済		教育委員会	生徒指導課	
					実施済		教育委員会	教育相談総合センター	
41	1	2	市立幼稚園における預かり保育の実施	市立幼稚園全園において、保護者の就労状況等にかかわらず預かり保育を必要とする家庭を対象に、長期休業期間中を含む平日午前8時から午後6時まで預かり保育を実施する。	実施済		教育委員会	学校指導課	

③ 介護者の負担軽減につながる介護サービスの実施

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
42	1	3	高齢者あんしんお出かけサービス事業	認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、位置を特定できる小型GPS端末機を貸出すことにより、対象高齢者等を早期に発見し、事故などを未然に防ぐ。 令和2年8月から、他人をけがさせたり、物を壊したりするなど法律上の賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険を付帯。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
43	1	3	老人福祉員設置事業	ひとり暮らし高齢者等を対象に、市長が委嘱する老人福祉員が安否確認や話し相手等として訪問する。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
44	1	3	健康すこやか学級	概ね65歳以上の自立認定者等を対象に介護予防に関する講座等を開催する。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
45	1	3	緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、消防局に即時に通報できる専用装置を貸与する。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
46	1	3	家族介護用品給付事業	要介護4以上の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対し、介護保険の給付対象外となる介護用品と交換できる給付券を交付する。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
47	1	3	日常生活用具給付等事業	ひとり暮らしや認知症のある高齢者等に対し、日常生活用具（自動消火器、電磁調理器）を給付する。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
48	1	3	配食サービス事業	高齢者への栄養のバランスがとれた昼食の提供、併せて安否確認を行う。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
49	1	3	短期入所生活介護緊急利用者援護事業	介護保険の要介護認定で、要支援又は要介護と認定された市内在住の方が、虐待などの理由により緊急にショートステイの利用が必要となり、通常のショートステイの受け入れ先を探したものの見つからない場合に、市内の短期入所施設を利用し、緊急時に速やかに対応する。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
50	1	3	認知症介護実践研修の開催	認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施する。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
51	1	3	「すこやか進行中！！～高齢者のためのガイドブック～」の発行	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するとともに、介護保険制度及び高齢者保健福祉施策を総合的に紹介し、要介護高齢者から元気な高齢者まで、地域の高齢者やその家族がサービスを利用するときの手引書となるよう、サービスの内容、利用手続、利用者負担、相談連絡先等を掲載した冊子を発行する。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
52	1	3	長寿すこやかセンターの運営	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らすことができるよう、高齢者の社会参加の促進及び権利擁護その他の高齢者の福祉の増進並びに社会福祉に関する市民の活動促進を図ることを目的として、高齢者介護に関する相談や研修、介護家族交流会等を実施する。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
53	1	3	高齢者介護専門研修の開催	高齢者の介護に携わる職員を対象とした研修を実施する。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
54	1	3	特別養護老人ホーム等の整備 ・特別養護老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護拠点 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 等	介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の介護保険施設や地域密着型サービスの介護サービス基盤整備を進める。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	

④ 男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進及び実践促進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
55	1	3	男女共同参画センター「学習・研修事業」	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
56	1	3	「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進	家事・育児・介護等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
57	1	3	父親の子育て参加と地域の子どもは地域で育てる活動を推進する「おやじの会」事業	「わが子の父親から地域のおやじへ」を合言葉に、京都市内の学校・幼稚園等を単位に活動する「おやじの会」は、地域の子どもは地域で育てる土壌づくりを推進するため、子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもたちの健やかな育ちを促す。	実施済		教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	再掲

⑤ 企業における男性の家庭への参画促進に向けた環境整備

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
58	1	5	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
59	1	5	「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援	企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、社会的責任（CSR）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組んでもらえるような実践例について、ポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）等により周知啓発を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
60	1	5	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲

施策の方針2 女性活躍の推進

① オール京都での女性活躍推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
61	2	1	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
62	2	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
63	2	1	女性起業家応援プロジェクト（LED）関西への参画	近畿経済産業局が推進する「女性起業家応援プロジェクト」にパートナーとして参画するなど、女性起業家の創出に向けた取組を支援する。	実施済		産業観光局	産業イノベーション推進室	

② あらゆる分野における女性活躍の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
64	2	2	家族経営協定の普及	家族経営協定として商工・サービス業や農林業などに従事する女性とその活動に見合う正当な評価を受けることができるルールづくりの必要性について、ホームページなどを通じて周知を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
65	2	2	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲

③ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
66	2	3	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。 ※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで掲載するものではない。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
67	2	3	企業向け人権啓発講座の開催	人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層、総務・人事担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
68	2	3	勤労者情報システム「さわやかわーく」による情報提供	勤労者情報ホームページを運営し、広く市民等に労働に関する基本的知識など必要な情報を提供する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
69	2	3	啓発情報誌等による広報の実施	京都労働局から配布される最低賃金の広報チラシ及び京都府から配布される労働相談の広報チラシ、リーフレットを各区役所・支所等に配布し、市民に広く周知する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
70	2	3	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
71	2	3	勤労者教育事業の実施	常設の夜間学校（各種学校）である京都労働学校において、勤労者向け講座を実施する。（本市及び（公社）京都勤労者学園の共催）	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
72	2	3	京都中小企業担い手確保・定着支援事業	企業における働き方改革を推進するとともに、働き方改革の取組状況を情報発信することで、地域企業における担い手確保につなげるため、平成30年から、京の企業「働き方改革」自己診断制度を実施している。引き続きこの制度の利用をさらに促進することで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押しする。	実施済		産業観光局	産業企画室	再掲
73	2	3	企業（経営者団体）への要請	雇用主向けに中学校、高等学校及び特別支援学校卒業生の就職に対する配慮を依頼する文書を送付する。	実施済		教育委員会	学校指導課	

④ 京都市役所における男女共同参画に向けた取組の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
74	2	4	男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画推進のための庁内の横断的組織である男女共同参画推進会議を運営する。また、男女共同参画・真のワーク・ライフ・バランス推進員を対象とした研修を実施する。 男女共同参画推進会議（副市長を議長とした関係局長等で構成） （下部組織） ・ 幹事会（庶務担当部長等で構成） ・ 配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議（関係課長等） ・ 真のワーク・ライフ・バランスの推進に関する庁内会議（関係課長等） ・ 男女共同参画・真のワーク・ライフ・バランス推進員（各部・室1名の割合で課長補佐以下）	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
75	2	4	女性職員の管理職等への積極的登用	女性の視点が市政の隅々に行き渡るよう、更なる幹部職員への登用や、より一層の昇任意欲の喚起に取り組む。	実施済		行財政局	人事課	
76	2	4	職域拡大の推進	交替制勤務となる指揮隊、消防隊、救急隊及び指令管制業務へ女性職員を配置する体制を維持するとともに、これまで女性職員が担当したことのない職務への登用を推進する。	実施済		消防局	人事課	

77	2	4	女性職員の各職種への積極的な登用	女性職員の職域を拡大するために、役付職員をはじめ各職種への積極的な登用を推進する。	実施済		交通局	職員課	
----	---	---	------------------	---	-----	--	-----	-----	--

78	2	4	女性職員の積極的な任用と指定職員への登用	意欲と能力の高い女性職員を積極的に任用するとともに、より一層の昇任意欲の喚起を行い、女性職員の指定職員（係長級以上）への積極的な登用を推進する。	実施済		上下水道局	職員課	
79	2	4	女性職員の管理職等への積極的登用	将来の管理職を担う人材の計画的な育成を行い、積極的な登用や、より一層の昇任意欲の喚起に取り組む。	実施済		教育委員会	総務課	
80	2	4	「職員力・組織力向上プラン3rdステージ」に基づく取組の推進	「職員力・組織力向上プラン3rdステージ」に基づき、女性職員の登用やキャリア形成の推進、職員の能力発揮の機会の拡充、市役所全体の「真のワーク・ライフ・バランス」を実現するため、各種取組を推進する。 [主な取組] ・女性職員の登用拡大 ・時勢に応じた研修の充実（改革・創造を目指すリーダー研修、データに基づく政策立案研修等） ・社会・地域貢献活動（兼業を含む）への職員参加促進 ・テレワークの推進（在宅勤務・モバイルワーク等）	実施済		行財政局	人事課 給与課	
81	2	4	特定事業主行動計画に基づく取組の推進	特定事業主行動計画に基づき、「真のワーク・ライフ・バランス」を実現するため、すべての職員が仕事でも家庭でも活躍できる職場づくりを推進する。 [行財政局]、[消防局] ・働き方の見直し（ICT等を活用した働き方改革の推進等） ・男性の家庭での活躍推進（男性の育児休業や育児に係る休暇等の取得促進等） ・女性の職場での活躍推進（意欲と能力に応じた人事配置や登用の更なる推進等） ・全庁的な意識改革と職場風土の醸成（管理職員の意識改革等） [交通局] ・働き方改革の推進（柔軟な働き方の検討等） ・仕事と子育てが両立できる職場環境づくり（男性の育児休業や育児に係る休暇等の取得促進等） ・女性職員の活躍推進（女性職員の積極的な採用等） [上下水道局] ・ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革の推進（時間外勤務の管理の徹底等） ・仕事と子育てが両立できる職場環境づくり（情報発信と制度周知等） ・女性職員の活躍推進（指定職員への積極的な登用及び柔軟な運用等） [教育委員会（事務局）] ・働き方の見直し（ICT等を活用した働き方改革の推進等） ・男性の家庭での活躍推進（男性の育児休業や育児に係る休暇等の取得促進等） ・女性の職場での活躍推進（意欲と能力に応じた人事配置や登用の更なる推進等） ・全庁的な意識改革と職場風土の醸成（管理職員の意識改革等） [教育委員会（学校園）] ・働き方改革の推進 （教育委員会としての取組：京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針に係る取組の推進/学校としての取組：業務の見直しや効率化による時間外勤務の縮減） ・男性の家庭での活躍推進 （教育委員会としての取組：男性教職員の働き方や家庭生活への参画の在り方を見直すための意識啓発の推進/学校としての取組：男性教職員の育児休業の取得促進） ・母性の保護と女性の職場での活躍推進 （教育委員会としての取組：子育てに関する諸制度の周知/学校としての取組：妊娠・子育てに係る制度の周知や職場環境づくりに向けた取組の充実） ・仕事と子育て・家庭生活の両立に理解ある職場風土の醸成 （教育委員会としての取組：校長等の意識の醸成/学校としての取組：子育て支援等への理解と相互の協力を育む職場風土づくり）	実施済		行財政局	人事課	
					実施済		消防局	人事課	
					実施済		交通局	職員課	
					実施済		上下水道局	企業力向上推進室	
					実施済		教育委員会	総務課	
					実施済		教育委員会	教職員人事課	
82	2	4	旧姓使用制度の運用 （京都市職員対象）	希望者への旧姓使用を承認する。	実施済		行財政局	人事課	
					実施済		消防局	人事課	
					実施済		交通局	職員課	
					実施済		上下水道局	職員課	
					実施済		教育委員会	総務課	
					実施済		教育委員会	教職員人事課	

83	2	4	「学校・幼稚園における働き方改革推進」のための環境整備	平成30年3月に教育委員会と各校種の校長会、京都市PTA連絡協議会が連名で策定した「学校・幼稚園の働き方改革推進宣言」及び令和2年3月に策定した「京都市『学校・幼稚園における働き方改革』方針」のもと、教職員の負担軽減を図るため、配布物の印刷、授業で使用する機器の準備・片付け、学校行事の準備及び消毒作業などを行う校務支援員を全校園に配置するほか、部活動指導員の配置拡大や小学校専科教育の充実、研修支援サポーターの配置、GIGA端末等のICT機器を活用した校務効率化など、引き続き教職員の負担軽減に向けた環境整備を実施する。	実施済		教育委員会	教職員人事課	
84	2	4	次世代育成事業（子育て支援対策）の充実	職員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを行う。	実施済		交通局	職員課	
85	2	4	出産・子育て支援対策の充実	・出産等に関する支援対策の充実を推進しており、「子育て応援ハンドブック」の作成による教職員への制度周知と合わせて、教職員が仕事と出産・子育てを両立できる環境作りを行っていく。 ・職員が仕事と子育てを両立できるよう、長時間勤務の削減をはじめ職場環境の整備・向上を行う。	実施済		教育委員会	総務課	
					実施済		教育委員会	教職員人事課	

⑤ 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
86	2	5	市民参加推進計画の推進	「参加と協働」による市政運営を一層進めるため、「第3期京都市市民参加推進計画」に基づく取組を着実に推進する。 具体的には、附属機関等の公開や市民公募委員の導入及び重要な施策等におけるパブリックコメントの実施や、市政参加とまちづくりのポータルサイト「みんなであつくる京都」における積極的な発信、市民協働ファシリテーターの養成等に引き続き取り組む。	実施済		総合企画局	総合政策室（SDGs・市民協働推進担当）	
87	2	5	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。 ※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで掲載するものではない。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
88	2	5	企業向け人権啓発講座の開催	人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層、総務・人事総務担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲

⑥ 京都市の附属機関等における男女構成比の均衡の確保

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
89	2	6	「附属機関等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づく取組の推進及び女性委員の登用状況についての実情の把握と結果の公表	本市の設置する附属機関等における登用状況を公表するとともに、現状で女性委員の登用率が低い附属機関等における女性委員の登用促進を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
90	2	6	庁内情報システムを活用した女性人材情報の提供	附属機関等への女性委員の登用を促進するため、庁内イントラネットホームページに、各局等が所管する附属機関等における女性委員の情報（市民公募委員を除く）を掲載する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	

施策の方針3 男女共同参画の視点での「市民力・地域力」の向上

① 多様な主体の参画による地域コミュニティの活性化の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
91	3	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
92	3	1	「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援	企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、社会的責任（CSR）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組んでもらえるような実践例について、ポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）等により周知啓発を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
93	3	1	地域コミュニティ活性化施策の推進	地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けた支援や各種啓発活動、地域活動支援（助成）など、地域住民が主体となって進める活動を支援する。	実施済		文化市民局	地域自治推進室 （地域づくり推進担当）	
94	3	1	市民ぐるみで健康づくりに取り組む「世界一健康長寿のまち・京都」推進プロジェクト	京都ならではの地域力・文化力の強みを活かした健康づくりを市民ぐるみで推進し、健康寿命を平均寿命に近づけ、笑顔でいきいきと健やかな「健康長寿のまち・京都」の実現を目指す。このため、幅広い市民団体や企業等が参加する「健康長寿のまち・京都市民会議」と連携し、「身体活動・スポーツ」、「食」、「口腔ケア」等に関わる取組や、健康ポイント事業、表彰制度等を通じて、ライフステージ等に応じた健康づくりを市民ぐるみで推進する。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
95	3	1	P T A 活動の促進	人権月間におけるオンライン人権学習会をはじめとする各種研修会などはぐみ憲章の普及や人権尊重を訴えるための活動を支援する。	実施済		教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	
96	3	1	住民主体の避難所運営訓練の実施	各避難所における避難所運営マニュアルに基づき、住民主体の避難所運営訓練の実施と訓練結果等を踏まえた運営マニュアルの充実・見直しを実施する。	実施済		行財政局	防災危機管理室	
97	3	1	避難所運営や復旧・復興施策の検討等における男女共同参画の推進	地域女性連合会や男女共同参画推進課職員の検討会への参画を得て策定した女性の視点に配慮した避難所運営マニュアルのひな形を基に、平成26年度末までに全避難所（平成26年度末時点421箇所）におけるマニュアル策定が完了した。 令和6年度は、昨年度に引き続き、新規指定された避難所におけるマニュアルの早期策定及び策定したマニュアルに基づく運営訓練の実施、訓練結果を反映したマニュアルの見直しに取り組む。	実施済		行財政局	防災危機管理室	
98	3	1	災害への我が事意識を高める防災体験の機会充実	市民防災センターや消防活動総合センターの利用促進を図り、市民の防災体験の機会について充実を図る。	実施済		消防局	消防団・自主防災推進室	
99	3	1	若者・女性が活躍し、地域から頼られる消防団活動の更なる充実	若年層、女性、事業所、公務員等をターゲットに消防団への加入を促進するとともに、「消防団充実強化実行チーム」の取組をサポートして消防団の活性化を図る。 また、消防団が地域との連携を強化し、効果的な市民指導、実践的な活動の充実を図る。	実施済		消防局	消防団・自主防災推進室	
100	3	1	防災行動マニュアルの運用支援・実践を通じた自主防災組織の更なる防災力向上	自主防災会ごとに策定された防災行動マニュアル（地震、水害、土砂災害）について、同マニュアルに基づく訓練の実践等を通じた内容の見直し、改訂等、運用に係る必要な支援を実施する。	実施済		消防局	消防団・自主防災推進室	
101	3	1	年代に応じた防災指導カリキュラムによる幼少年期からの防災指導の推進	若年層を対象に幼年の段階から、年代に応じた防災知識、防災技術を身につけることができるよう、系統立てた防災指導のカリキュラムを策定し、運用する。	実施済		消防局	消防団・自主防災推進室	

② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
102	3	2	「夏期女性講座」の開催	家庭・地域における男女平等教育・学習の推進に資する講座を社会教育団体と連携して開催する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
103	3	2	男女共同参画センター「交流促進事業」	多様な分野で活動している団体の発表の場を設け、活動の活性化を図るとともに、市民のエンパワーメントの機会として、セミナー、ワークショップ等を開催する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
104	3	2	男女共同参画センター「市民活動サポート事業」	男女共同参画社会の形成に資する市民団体等の活動をサポートする。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
105	3	2	人権啓発活動補助金の交付	京都市内の市民団体やNPO法人等が自主的に実施する、人権問題に関する講演会やシンポジウムなどの啓発活動に対し、補助金を交付する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
106	3	2	人権啓発サポート制度	市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を、共生社会推進室が窓口となり、関係課との連携の下、研修等の相談、講師の派遣や紹介、ビデオ・DVDの貸出し、教材等の提供等により支援する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
107	3	2	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB/令和元年度にリニューアル）を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
108	3	2	男女共同参画市民会議の運営	市民会議委員に啓発講座を受講した後にテーマに関する議論をしていたが、そこでの議論に基づく内容のコラム等を啓発誌などに掲載する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
109	3	2	地域コミュニティ活性化施策の推進	地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けた支援や各種啓発活動、地域活動支援（助成）など、地域住民が主体となって進める活動を支援する。	実施済		文化市民局	地域自治推進室 (地域づくり推進担当)	再掲
110	3	2	京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「持続可能なまちづくり支援事業」	各区基本計画に掲げるまちの実現に向け、市民に最も身近な区役所・支所が、区民のニーズを踏まえた事業を実施することにより、京都ならではの地域力を活かした協働型のまちづくりの取組を進める。	実施済		文化市民局	地域自治推進室 (区政推進担当)	
111	3	2	市民活動センターの管理運営	市民活動総合センター及びいきいき市民活動センター（市内13箇所）において、活動の場を提供するとともに、市民活動に関する情報収集・提供、各種相談、市民活動団体等の育成、交流の場の提供、連携・協働事業等を実施し、多様な市民活動の一層の活発化を図る。	実施済		文化市民局	地域自治推進室 (市民活動支援担当)	
112	3	2	地域における犯罪及び事故を未然に防止するための生活安全施策の推進	第3次京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画に掲げる重点戦略（3つの柱）に基づき、次の取組を推進する。 ・学区の安心安全ネットワークの活動を支援するため、引き続き「学区の安心安全ネットワーク継続応援事業」を行う。 ・多様な人材確保のため、学生防犯ボランティアの支援などを行う。 ・市民に脅威を与える暴力団の不当な影響を排除するための条例に基づく取組を推進する。	実施済		文化市民局	くらし安全推進課	
113	3	2	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動の推進	「世界一安心安全 おもてなしのまち京都」を目指し、市民、京都市、京都府警察等の連携の下、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の取組を京都ならではの地域力・人間力を活かした市民ぐるみの運動として推進する。	実施済		文化市民局	くらし安全推進課	
114	3	2	「エコ学区」ステップアップ事業	地球温暖化対策条例が掲げる2050年CO2排出量正味ゼロの実現に向けて、市民が地球温暖化を自分ごととらえ、環境と調和したライフスタイルへの転換に取り組む気運を醸成するため、その推進に不可欠な啓発や環境学習の実施等を通じて、地域コミュニティにおける脱炭素型ライフスタイルへの転換及び家庭部門での温室効果ガス（とりわけCO2）排出量削減を促進するものである。令和4年度からは、コミュニティの対象を拡大して講師を派遣する学習会を開催している。引き続き、うちエコ診断の実施と合わせた学習会の開催などにより、各家庭における省エネ行動の促進を図る。	実施済		環境政策局	地球温暖化対策室	
115	3	2	まちの美化推進住民協定締結団体支援制度	町内清掃や門掃き活動をはじめ、飲料容器等のリサイクルなど、地域に根ざした取組のより一層積極的な推進を目指して、町内会や商店街等を単位とした「まちの美化推進住民協定」の締結促進を図るとともに、本市の認定する協定締結団体に対して清掃用具などの支援を行う。	実施済		環境政策局	まち美化推進課	
116	3	2	地域コミュニティにおけるごみ減量・分別の推進	ごみ減量・分別の取組を推進するため、地域で「使用済てんぷら油の回収」や、「新聞・雑誌・古着などのコミュニティ回収」を実施する場合に必要な経費の助成を行う。	実施済		環境政策局	まち美化推進課	

117	3	2	友・遊・美化パスポート	市内の観光地や繁華街を散策しながら清掃活動を行う「友・遊・美化パスポート」事業を年間24回程度実施。参加者（毎回60名程度）には、「美化パスポート」を配布し、スタンプ10個ごとに記念品等の贈呈を行う。	実施済		環境政策局	まち美化推進課	
118	3	2	地域多様な魅力と個性を生かした、京都市への定住・移住の支援	移住希望者に向けて、京都で暮らす魅力の情報発信や、「しごと」「すまい」「子育て支援」等に関する相談対応などの移住支援を総合的に行う移住サポートセンター「住むなら京都（みやこ）」を運営し、京都ならではの市民力と地域の多様な魅力と個性をいかして、京都市への移住を促進する。 また、若い世代から選ばれる都市に向け、本市の強みや魅力の発信を強化するため、WEB広告やSNSでの情報発信等、京都市への定住・移住を促進するための効果的かつ総合的なプロモーションを実施する。	実施済		総合企画局	総合政策室（人口戦略担当）	
119	3	2	～ひとごとではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働！～ “みんなごと”のまちづくり推進事業	広く市民の皆様から、京都がもっとよくなる、もっと住みやすくなる、まちづくりの取組提案を募集し、「まちづくり・お宝バンク」に登録・公開するとともに、提案の実現や市政への反映に向け、多彩な市民力・地域力を活かした、きめ細かなサポートを実施する。	実施済		総合企画局	総合政策室（SDGs・市民協働推進担当）	
120	3	2	輝く学生応援プロジェクト	キャンパスプラザ京都1階の「学生Place+」において、学生が、社会貢献活動や京都のまちの活性化に主体的に取り組めるよう、活動場所の提供や専門の職員による助言、活動に資する情報の提供、学生団体の活動の発信など、総合的な支援を行う。	実施済		総合企画局	総合政策室（大学政策担当）	
121	3	2	京都学生祭典をはじめ学生の主体的活動と連携した、産業や文化の振興とまちづくりなどの推進	「大学のまち京都・学生のまち京都」の強みを生かし、京都学生祭典をはじめとした様々な学生の主体的活動を支援するとともに、これらの活動と連携し、本市の産業や文化の振興、まちづくりなどの推進に生かしていく。	実施済		総合企画局	総合政策室（大学政策担当）	
122	3	2	大学・学生と地域住民・企業との連携推進	大学や学生が地域と一体となって行うまちづくりや地域活性化の取組を一層推進するとともに、学生と京都企業が協働して、企業が抱える課題解決等のプロジェクトに取り組む。	実施済		総合企画局	総合政策室（大学政策担当）	
123	3	2	産学連携教育プログラム（旧インターンシップ・プログラム）実習生の受入れ	（公財）大学コンソーシアム京都が実施する産学連携教育プログラム（旧インターンシップ・プログラム）の実習生を受け入れる。	実施済		総合企画局	総合政策室（大学政策担当）	
124	3	2	京都観光サポーター制度	京都観光サポーター制度を運用し、京都の魅力発信や京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及・啓発等に取り組むことにより、京都ブランドの向上や持続可能な観光の実現を図る。	実施済		産業観光局	観光MICE推進室	

125	3	2	食育指導員活動推進事業	地域に密着した食育推進の担い手となる食育指導員を養成する。また、自主的な活動に係る技術習得のための研修会を行う等、食育指導員による地域活動を支援する。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
126	3	2	福祉ボランティアセンター事業の充実	学校、福祉施設等との連携による福祉教育の推進、大学との連携による被災地支援や災害への備え、企業・団体等の社会貢献活動の推進、学区社会福祉協議会等との連携による世代間交流の取組等、ライフステージに応じた取組を推進すること等により、幅広い世代の福祉ボランティア活動への参加促進を図る。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
127	3	2	高齢者が地域の支え手として活躍できる仕組みづくり	より多くの高齢者が地域の支え手としていきいきと活躍できるよう、担い手養成研修を実施するとともに、活動の場の創出を支援する。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
					実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
128	3	2	青少年活動センターにおける居場所づくりや交流促進による自己成長の支援	青少年活動センターにおいて、同年代・異年齢間の交流促進や各種団体との協働による地域交流事業を充実することにより、青少年の自分づくりのために、多様な生き方や行動の見本となる人と出会える機会を創出する。また、青少年のボランティア活動への参加促進など、自主的な活動を支援するとともに、青少年のニーズに合った居場所づくりを充実させ、課題を有する青少年の成長を支援する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
129	3	2	地域景観づくり協議会制度の普及など地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援	地域の特性に応じた住民主体の景観づくり等の取組を推進するため、地域景観づくり協議会制度をはじめとした仕組の活用促進や、地域の景観まちづくりの取組支援や情報交流を推進する。	実施済		都市計画局	景観政策課	
130	3	2	京都ならではのすまいや暮らし方等を学ぶ「住教育」及び子どもたちが健康やかに育つ住まい方等を創造する「住育」の推進	京都の未来を担う子どもたちが、すまいに関する基礎的な知識・知恵や、京都らしい暮らし方について、様々な機会を通じて学ぶ「住教育」の取組を進める。また、家族の絆や地域とのつながりを大切にしたい暮らしや、子どもたちが暮らしの中で学び、すこやかに育つすまい方を創造する「住育」の取組を推進する。	実施済		都市計画局	住宅政策課	
131	3	2	地域住民、区役所・支所、交通事業者等との協働で進める交通不便地における公共交通の維持・確保	高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保や地域の活性化を図るために、公共交通の維持・確保に向けた取組を、住民・事業者・行政が一体となって推進する。	実施済		都市計画局	歩くまち京都推進室	
132	3	2	保護者・地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置校拡大、協働活動の充実や絆の大切さを実感する地域での体験活動の充実など開かれた学校づくりの更なる推進	地域とともにある学校づくりの実現のため、学校支援活動や学校関係者評価を通して、保護者・地域住民が積極的に学校運営に参画するとともに、共通の目標・ビジョンを共有し、共に「行動」する京都方式による「学校運営協議会」の設置校の拡大及び協働活動の充実を図る。また、各小学校でのクラス名簿の作成を促進するとともに、地域と交流する体験活動の充実等により、子どもたちが地域への愛着や地域の一員としての役割、人と人との絆の大切さを実感する取組を推進する。	実施済		教育委員会	学校指導課	
					実施済		教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	
133	3	2	学校での学びを地域・社会の課題解決につなげ、子どもの社会参画の力や政治的教養を育む教育の推進	小中高等学校において、地域・NPO等との連携の下、本市が独自に作成した「政治的教養を育む教育学習指導案集」を活用した実践的な授業、地域や社会での貢献活動やボランティア活動等を推進し、子どもたちの地方自治や政治、選挙に対する関心を高めるとともに、主体的な選択・判断力を高め、他者と協働して様々な課題を解決していく社会の形成者としての資質や能力の育成を図る。	実施済		教育委員会	学校指導課	
					実施済		選挙管理委員会事務局	—	
134	3	2	未来にはばたく女性研究集会	地域活動を行う女性を対象に、男女共同参画社会の実現をはじめとする様々な社会的課題解決のため、幅広い視野と必要な知識等の習得を目指す研修事業を実施する。	実施済		教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当	
135	3	2	市民スクール21	概ね旧小学校区を一単位に、男女共同参画をはじめ、子育て、環境、教育、福祉など、地域固有の様々な課題解決に向けた自主的な学習・実践活動の企画・運営委託を実施する。	実施済		教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当	
136	3	2	地域女性教育研修	地域で活躍する女性の育成を目指して研修事業を実施する。	実施済		教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当	
137	3	2	学校支援ボランティアのネットワーク化	子どもたちの学習活動を支援する幅広い分野のボランティアを登録し、各学校へ派遣する。	実施済		教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	
138	3	2	「京都学生FAST（京都府）」との連携及び融合	「京都学生FAST（京都府）」の学生へ京都府と連携し防火・防災研修を実施し、併せて消防団への入団勸奨を行う。	実施済		消防局	消防団・自主防災推進室	

③ 防災・復興における男女共同参画の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
139	3	3	男女共同参画センター「防災リーダー育成事業」	災害時に女性のニーズや多様性に対応できる視点を養うとともに、地域のリーダーやキーパーソンとなる人材を育成するため、府市男女共同参画センターの連携の下、避難所運営ゲームHUGなどを用いて防災リーダー育成事業を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
140	3	3	避難所運営や復旧・復興施策の検討等における男女共同参画の推進	地域女性連合会や男女共同参画推進課職員の検討会への参画を得て策定した女性の視点に配慮した避難所運営マニュアルのひな形を基に、平成26年度末までに全避難所（平成26年度末時点421箇所）におけるマニュアル策定が完了した。 令和6年度は、昨年度に引き続き、新規指定された避難所におけるマニュアルの早期策定及び策定したマニュアルに基づく運営訓練の実施、訓練結果を反映したマニュアルの見直しに取り組む。	実施済		行財政局	防災危機管理室	再掲
141	3	3	若者・女性が活躍し、地域から頼られる消防団活動の更なる充実	若年層、女性、事業所、公務員等をターゲットに消防団への加入を促進するとともに、「消防団充実強化実行チーム」の取組をサポートして消防団の活性化を図る。 また、消防団が地域との連携を強化し、効果的な市民指導、実践的な活動の充実を図る。	実施済		消防局	消防団・自主防災推進室	再掲

④ 生涯学び続けることができる機会の提供

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
142	3	4	文化ボランティアなど社会に還元することができる活動の推進	市民、芸術家、企業等から、文化芸術活動をサポートするボランティアを募集し、一方で文化芸術活動においてサポートを必要とする市民や芸術家の情報を収集、提供して、両者を結びつけることで、より多くの市民等の方が積極的に文化芸術活動へ参画できるよう図る。	実施済		文化市民局	文化芸術企画課	
143	3	4	「地域に根差した暮らしの文化」を通じたまちづくりの推進	各区役所・支所との連携の下、地域住民に対して、日常的に親しまれてきた身近な暮らしの文化に親しみを持ってもらう場、伝統行事等への参加のきっかけを提供する。 暮らしの文化を身近に感じられるまちあるきツアーやワークショップの開催等、市民が暮らしの文化に触れ、その価値を見つめ直す機会を創出する。	実施済		文化市民局	文化芸術企画課	
144	3	4	ロームシアター京都等を拠点とする「劇場文化」の創造・発信	質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、新たな文化創造の拠点として事業を実施することにより、「劇場文化」の創造・発信を行う。	実施済		文化市民局	文化芸術企画課	
145	3	4	子どもたちが、芸術家や職人、地域の方から「伝統文化や伝統産業のほんもの魅力」を学ぶ機会の充実	文化活動をされている地域の方々の協力を得た、茶道や華道、和装、京料理、京菓子など、暮らしの中に息づく文化に触れる機会づくりにより、子どもたちの学びを更に充実する。併せて、親と一緒に伝統文化等を体験できる機会づくりを進める。	実施済		文化市民局	文化芸術企画課	
				また、一流の演者、アーティストや伝統産業に携わる職人等を学校等に派遣して実施するワークショップ、能楽堂など、本格的な文化芸術の舞台での伝統芸能公演鑑賞など、「ほんもの」を体験する機会を創出する。	実施済		産業観光局	クリエイティブ産業振興室	
					実施済		教育委員会	学校指導課	
					実施済		文化市民局	文化芸術企画課	
146			和装、華道、庭園文化など京都に息づく世界的に評価の高まっている和の文化の振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援	京都に息づく世界的に評価の高まっている和の文化のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援を行う。また、市民が和の文化に触れる機会をつくり、機運を高めるために、学校、保育園、幼稚園など公共施設への和室設置を進め、民間の建物にも奨励するなど、和の文化と伝統産業の振興を行う。	実施済		文化市民局	文化芸術企画課	
				未実施	文化財保護課では実施なし	文化市民局	文化財保護課		
				実施済		産業観光局	クリエイティブ産業振興室		
147	3	4	ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模国際スポーツ大会と関連した生涯スポーツの振興	オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模国際スポーツ大会と関連して、スポーツツーリズムの推進、オリンピック・パラリンピアンによるスポーツ教室等の実施、市民ボランティアのしくみづくり・裾野拡大などに取り組む。	実施済		文化市民局	市民スポーツ振興室	

148	3	4	年齢や個性、環境に応じて誰もがスポーツを楽しむ機会の提供	年齢や個性、環境に応じて誰もがスポーツを楽しむ機会を提供するため、体育振興会、スポーツ推進委員会、スポーツ協会、指定管理者、競技団体などのスポーツを支える組織や団体等との連携・協働により、スポーツを楽しむプログラムの提供、ウォーキング等の市民の身近な健康づくりの支援、競技スポーツへの支援とその魅力の活用などに取り組む。	実施済		文化市民局	市民スポーツ振興室	
149	3	4	府市協調で進める運動公園の整備などスポーツ施設の充実	京都府との協調による西京極総合運動公園や横大路運動公園などの整備に加え、水垂運動公園（仮称）の早期完成を目指した取組を進める。	実施済		文化市民局	市民スポーツ振興室	
150	3	4	「京都マラソン」の更なる定着・発展	市民ランナーが都大路を駆け抜ける「京都マラソン」を、参加者、応援者、市民が一体となり盛り上がる大会として開催し、市民スポーツの振興、健康増進はもとより、京都経済の活性化、京都ブランドの更なる向上を図る。	実施済		文化市民局	市民スポーツ振興室	
151	3	4	家庭、学校、職場、地域、その他あらゆる場における、ライフステージに応じた環境教育・学習の促進	環境と調和した持続可能な社会を作るうえで最大の鍵となるのが、人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であることから、「京都市環境教育・学習基本指針」に基づき、学校、地域、NPO、企業、行政等の様々な主体の協働・連携により、あらゆる場において、ライフステージに応じた環境教育・学習が実施されるよう、取組を促進する。	実施済		環境政策局	環境総務課	
152	3	4	京都観光サポーター制度	京都観光サポーター制度を運用し、京都の魅力発信や京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及・啓発等に取り組むことにより、京都ブランドの向上や持続可能な観光の実現を図る。	実施済		産業観光局	観光MICE推進室	再掲
153	3	4	「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトピラ」の充実	文化芸術・自然科学・スポーツ・ボランティアなど、京都市内の未就学児や小・中学生及びその保護者等を対象に、市民が企画・実施される京都ならではの多様なジャンルの催しもの情報と本市の子育てに関する取組を掲載し、広報紙やホームページ、SNSにて発信する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	
154	3	4	伝統と文化を次代に受け継ぐ担い手の育成に向けた中高生による「京都検定3級」チャレンジ事業等の推進	小学校で取り組んだ「ジュニア京都検定」を通じて高めた「歴史都市・京都」への興味関心を深化させ、その伝統と文化を次代に受け継ぐ子どもたちを育むため、市内在住・在学の中学生及び高校生を対象に、京都商工会議所や事業者と連携して京都検定3級（京都観光・文化検定試験3級）を無償で受験する機会を提供する。	実施済		教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	
155	3	4	より質の高い生涯学習事業の推進	日本のこころのふるさと・京都の暮らしや歴史・伝統文化・芸術等に触れ、学ぶ事業の充実を図るため、大学・研究機関・博物館等と連携しながら、子どもから高齢者まで、生涯学び続けられる機会を提供する。 また、令和元年9月に京都で開催された国際博物館会議（ICOM）京都大会2019を契機として高まった博物館振興の機運を一層盛り上げるため、「京都ミュージアムロード」及び「博物館講座」の充実や更にミュージアムの魅力を発信する事業を展開するなど、幅広い生涯学習の機会創出を図る。	実施済		教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当	
					実施済		教育委員会	生涯学習部施設 運営担当	
156	3	4	図書の充実や駅等での返却システム構築など利便性向上による一層身近な図書館づくり	資料を充実させるとともに、図書館システムを更新するなど、図書館の利便性の向上を図る。さらに、学校等とも連携し、子どもの読書活動の推進を図る。	実施済		教育委員会	生涯学習部施設 運営担当	
157	3	4	戦略的な消費者教育の推進	自ら考え行動する「自立した消費者」になるため、学校、地域、家庭、職域等の様々な主体が相互に連携しつつも、それぞれの立場において、消費者が、生涯を通じ切れ目なく消費者教育を受けられる機会の充実を図る。	実施済		文化市民局	消費生活総合センター	No.114から 移動

基本目標 2 あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策の方針 4 DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶

1. 京都市DV対策基本計画

ア 被害者の早期発見及び相談体制の充実

① 京都市DV相談支援センターの相談支援体制の充実

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
1	4-1	ア(1)	京都市DV相談支援センターの運営	DV対策を総合的かつ計画的に進めるため、京都市DV相談支援センターの運営を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
2	4-1	ア(1)	緊急ホットライン	京都市DV相談支援センターにおいて、休日、夜間等における緊急の電話対応を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	

② 被害者の早期発見とニーズに沿った支援の実施

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
3	4-1	ア(2)	女性への暴力相談	ウィングス京都において「女性への暴力相談」を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
4	4-1	ア(2)	府市合同によるネットワーク京都会議の開催	京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
5	4-1	ア(2)	研修の実施	DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
6	4-1	ア(2)	「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」の運営	「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」において情報共有を行うとともに、どの機関においても適切な対応ができるよう、相互連携を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
7	4-1	ア(2)	京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携	京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	

③ 男性被害者への支援の手法を検討

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
8	4-1	ア(3)	男性のための電話相談	男女共同参画センターにおいて、男性の相談(DV相談含む)に対応する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
9	4-1	ア(3)	児童虐待防止啓発事業	様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
10	4-1	ア(3)	児童虐待対策の機能強化事業	全ての子どもを児童虐待から守るため、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施による専門性の向上を図る。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
11	4-1	ア(3)	急増する警察からの通告への対応のための児童相談所の体制の強化	年々増加する児童虐待の通告や相談に迅速に対応するため、警察からの書面通告に対する初期調査や、近隣住民等から寄せられる、いわゆる泣き声通告に係る児童特定業務等を専任で行う会計年度任用職員6名を引き続き配置し、児童相談所の体制を強化する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	

④ 加害者更生に関する支援の在り方を検討

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
12	4-1	ア(4)	男性のための電話相談	男女共同参画センターにおいて、男性の相談(DV相談含む)に対応する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲

⑤ 区役所・支所等の職員を対象とした二次的被害を防ぐための研修の実施

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
13	4-1	ア(5)	研修の実施	DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲

イ 関係機関との連携協力の推進

① 個別ケースにおける児童虐待関係機関及びその他関係機関との情報共有

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
14	4-1	イ(1)	「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」の運営	「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」において情報共有を行うとともに、どの機関においても適切な対応ができるよう、相互連携を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
15	4-1	イ(1)	京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携	京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
16	4-1	イ(1)	府市合同によるネットワーク京都会議の開催	京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲

② 児童虐待関係機関職員及びその他関係機関職員に対する研修の実施等による連携の強化

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
17	4-1	イ(2)	研修の実施	DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
18	4-1	イ(2)	京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携	京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲

③ 民間支援団体との連携の強化

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
19	4-1	イ(3)	府市合同によるネットワーク京都会議の開催	京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲

ウ 被害者の保護及び自立支援の充実

① 緊急避難場所の確保及び避難先での支援の充実

No.	施策の 方針	推進 施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
20	4-1	ウ(1)	民間緊急一時保護施設（民間シェルター）補助金制度	DV被害者や犯罪被害者等のための民間シェルターを運営する団体に対し家賃に要する費用等を助成する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
21	4-1	ウ(1)	民間シェルター事業補助（配偶者暴力被害者等支援交付金）	安全な居場所を一時的に確保しつつ専門的・ニーズに沿った支援を切れ目なく実施している民間団体が先進的な取組を行うことに要する経費等について交付金を交付する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
22	4-1	ウ(1)	配偶者等からの暴力被害者等緊急一時避難支援事業費補助金制度	DV被害者等の緊急時における安全の確保を行った場合に、民間シェルター等を運営する民間団体に対し、生活諸費相当額を助成する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
23	4-1	ウ(1)	母子生活支援施設緊急一時保護事業	夫による遺棄等により基本的な生活条件を失った母子世帯等を緊急的に保護する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
24	4-1	ウ(1)	市営住宅特定目的優先入居（DV被害者）の実施	DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
25	4-1	ウ(1)	市営住宅特定目的優先入居（犯罪・DV被害者）の実施	犯罪被害者、DV被害者を含む世帯対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。	実施済		文化市民局	くらし安全推進課	
				（窓口・手続きは、犯罪被害者：犯罪被害者支援センター、DV被害者：共生社会推進室）	実施済		都市計画局	住宅管理課	
26	4-1	ウ(1)	犯罪被害者等生活資金の給付	犯罪被害（犯罪行為による死亡又は傷害）を原因として生活に困窮することとなった方に一律30万円を給付する（DV防止法第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合を含む）。また、犯罪被害（犯罪行為による死亡又は傷害）を原因として日常生活（家事・介護・保育）の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護ヘルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成（1時間当たり3,000円上限等）する。併せて、（公社）京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都犯罪被害者総合相談窓口」では、精神医療費の助成事業を実施する。	実施済		文化市民局	くらし安全推進課	

② 被害者とその子どもの自立に向けた支援

No.	施策の 方針	推進 施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
27	4-1	ウ(2)	京都市DV相談支援センターにおける自立支援	自立に向け、情報提供をはじめ医学的、心理学的カウンセリング、同行支援など、被害者に必要な支援を継続的に実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
28	4-1	ウ(2)	市営住宅特定目的優先入居（DV被害者）の実施	DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
29	4-1	ウ(2)	市営住宅特定目的優先入居（犯罪被害者等）の実施	犯罪被害者等を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。	実施済		文化市民局	くらし安全推進課	再掲
30	4-1	ウ(2)	犯罪被害者等生活資金の給付	犯罪被害（犯罪行為による死亡又は傷害）を原因として生活に困窮することとなった方に一律30万円を給付する（DV防止法第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合を含む）。また、犯罪被害（犯罪行為による死亡又は傷害）を原因として日常生活（家事・介護・保育）の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護ヘルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成（1時間当たり3,000円上限等）する。併せて、（公社）京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都犯罪被害者総合相談窓口」では、精神医療費の助成事業を実施する。	実施済		文化市民局	くらし安全推進課	再掲
31	4-1	ウ(2)	児童虐待防止啓発事業	様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	再掲
32	4-1	ウ(2)	児童虐待対策の機能強化事業	全ての子どもを児童虐待から守るため、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施による専門性の向上を図る。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	再掲

③ 被害者に配慮した各種制度の運用における個人情報の保護

No.	施策の 方針	推進 施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
33	4-1	ウ(3)	被害者の情報管理の徹底	DVセンターにおける相談記録等の個人情報の管理はもとより、被害者支援に係る関係機関との連携においては、被害者の安全に配慮するとともに、徹底した個人情報保護の下、住民基本台帳の閲覧制限などの支援を行う。 配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議やドメスティック・バイオレンス対応マニュアルにより、被害者支援に携わる職員とのDVに関する理解を高めることで、情報管理の徹底等に努める。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	

エ 市民への普及啓発

① 様々な手法を活用したDVに関する市民への効果的な普及啓発

No.	施策の 方針	推進 施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
34	4-1	エ(1)	女性に対する暴力をなくす運動	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）において、市民しんぶんや市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 期間中、京都府や児童虐待の部署との連携により啓発を行う。 ウィングス京都のパープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
35	4-1	エ(1)	多言語パンフレットの活用	DV相談のためのチラシ「夫婦や恋人間の暴力に悩んでいるあなたへ」の多言語版の配布等を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	

② 学校における「性に関する指導」の充実及び若年層向けの啓発

No.	施策の 方針	推進 施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
36	4-1	エ(2)	交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）を中心に、若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。 KYO-DENT（「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ）を活用し、大学生に向けた情報を発信する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
37	4-1	エ(2)	ホームページを通じた情報発信	DVに関する総合的な情報を京都市情報館やウィングス京都のホームページで提供し、効果的に発信する。	変更実施	KYO-DENTは使用しない代わりに、京都市情報館及びウィングス京都でのホームページを有効に活用した。	文化市民局	共生社会推進室	
38	4-1	エ(2)	青少年活動センターにおける啓発、居場所の提供の実施	南青少年活動センターにおいて、10代及び20代の若者を対象に性感染症予防やデートDVの予防のため啓発事業を行う。恋愛やセクシュアルヘルズ課題について気軽に相談できる場所を提供する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	再掲
39	4-1	エ(2)	性に関する指導の推進	児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。	実施済		教育委員会	体育健康教育室	再掲

③ 児童虐待関係所管課と協力した広報啓発

No.	施策の 方針	推進 施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
40	4-1	エ(3)	女性に対する暴力をなくす運動	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）において、市民しんぶんや市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 期間中、京都府や児童相談所等との連携により街頭啓発を行う。 ウィングス京都パープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
41	4-1	エ(3)	ホームページを通じた情報発信	DVに関する総合的な情報を京都市情報館やウィングス京都のホームページで提供し、効果的に発信する。	変更実施	KYO-DENTは使用しない代わりに、京都市情報館及びウィングス京都でのホームページを有効に活用した。	文化市民局	共生社会推進室	
42	4-1	エ(3)	リーフレットの活用	DV相談のためのチラシ「夫婦や恋人間の暴力に悩んでいるあなたへ」の多言語版の配布等を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	

2. セクシュアル・ハラスメントやストーカー、性暴力等の根絶

① 各種ハラスメント防止対策の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
43	4-2	1	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財)京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する(男女共同参画センター内でも定期開催)。 ○テーマ ・男女共同参画とは ・男女平等教育を考える ・DVを知る・考える ・セクシャル・ハラスメント ・働くあなたのワークライフバランス ・防災と男女共同参画 ・LGBTってなに？	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
44	4-2	1	勤労者教育事業の実施	常設の夜間学校(各種学校)である京都労働学校において、職場における各種ハラスメント等、職場で直面する問題に対処するため、労働法における労働者の権利や保護等に関する規定を学ぶ講座を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
45	4-2	1	市職員に対するハラスメント防止対策	ハラスメント防止に向け、研修等の啓発活動を行うとともに、相談窓口において相談を受け付け、相談者の意向を踏まえ、調査や助言等を行う。	実施済		行財政局	コンプライアンス推進室	

② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
46	4-2	2	男女共同参画センター「相談事業」	ウィングス京都において、男女の様々な悩みに関する相談を実施する。 (「一般相談(女性のための相談)」、「専門相談(女性への暴力相談、女性のための法律相談、男性のための相談、男性のための電話相談)」)	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
47	4-2	2	交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(11月12日～25日)を中心に、若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。	変更実施	KYO-DENTは使用しない代わりに、京都市情報館及びウィングス京都でのホームページを有効に活用した	文化市民局	共生社会推進室	再掲
48	4-2	2	性暴力被害者支援事業の実施(ウィングス京都)	大学生を対象に「性暴力」について学ぶ機会を提供することで、彼らが被害者や加害者にならないための予防教育を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
49	4-2	2	犯罪被害者等支援策の推進	(公社)京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を中核として、京都府、京都府警察等の関係機関との連携により、住居の提供やこころのケアなど中長期に渡って途切れない支援を行い、犯罪被害者やその御家族・御遺族の視点に立った各種施策を推進する。また、犯罪被害者等が置かれた立場に関する理解を深めるため、関係機関等と連携しながら、広報・啓発事業を進めていく。 さらに、府域における性被害者支援に特化した総合支援窓口である京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)が市民に認知され、十分な機能を発揮できるよう、市民への周知、広報等に協力していく。	実施済		文化市民局	くらし安全推進課	

施策の方針5 さまざまな困難を抱える方への支援

① 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する支援の充実

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
50	5	1	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財)京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで作る男女共同参画講座」を実施する(男女共同参画センター内でも定期開催)。 ○テーマ ・男女共同参画とは ・男女平等教育を考える ・DVを知る・考える ・セクシャル・ハラスメント ・働くあなたのワークライフバランス ・防災と男女共同参画 ・LGBTってなに？	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
51	5	1	不安を抱える女性を対象とした支援	不安や困難・課題を抱える女性を対象とし、京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)において相談窓口を運営し、不安を抱える女性が相互に支え合い社会とのつながりを回復していきける場を提供すること併せて、女性の就業支援に取り組む。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
52	5	1	ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)	所定の場所にごみを排出することが困難な要介護高齢者等への生活支援として、5種類のごみ(燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類、スプレー缶、雑がみ)について、自宅の玄関先まで出向いて収集を行う。	実施済		環境政策局	まち美化推進課	
53	5	1	京都市外国籍市民総合相談窓口における相談事業等の実施	外国籍市民等を対象とした各種相談事業を実施するほか、「京都市生活ガイド」(4言語)をはじめ、各種情報をホームページなどで提供する。	実施済		総合企画局	国際交流・共生推進室	
54	5	1	はあと・フレンズ・プロジェクトをはじめ障害のあるひとへの就労支援の更なる推進	障害のある人が、社会的に自立し、かつ生きがいを持って働くことができる社会の実現に向けて、引き続き、オール京都体制での就労支援、一般就労の促進、職場定着に向けた支援、福祉的就労の底上げを図る。	実施済		保健福祉局	障害保健福祉推進室	
55	5	1	障害のあるひとへの24時間相談体制の確立(障害者地域生活支援拠点等の整備)	障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供し、地域における障害のある人の生活支援を図るため、全市・全ての障害のある人等を対象とした京都市障害者休日・夜間相談受付センターを1箇所設置し、土日祝日等の終日及び平日の夜間・早朝時間帯の電話・FAXによる相談を受け付ける。 さらに、地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターをモデル事業として配置し、緊急時の対応にかかる支援者へのスーパーバイズ・一人暮らし体験の場の調整等を行う。	実施済		保健福祉局	障害保健福祉推進室	
56	5	1	グループホームをはじめ障害のあるひとが地域で安心して暮らせる施設の設置の促進	障害のある人が地域の中で自立した生活を送るために重要な役割を果たしている障害者グループホーム等、障害のある人が身近に利用できる施設の設置を促進する。	実施済		保健福祉局	障害保健福祉推進室	
57	5	1	高齢者の生きがいづくりや就労の推進	高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うことにより、高齢者の多様な生きがいづくりや就労の推進に取り組んでいる。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	

58	5	1	高齢者が住み慣れた地域で、医療や介護等のサービスを切れ目なく提供する「京都市版地域包括ケアシステム」の構築	医療、介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」について、これまでの学区や区域、市域を単位としたものに加え、日常生活圏域を標準とした会議を設置するなど、地域のネットワーク構築はもとより、地域が必要とされるサービスの把握や対応等に取り組むとともに、分野ごとのネットワークとの連携・情報共有を図り、京都市版地域包括ケアシステムの構築を一層進める。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
59	5	1	地域社会の理解を醸成しながら、社会全体で「気づき」「つながり」「支える」、支援の受け手を中心としたひきこもり支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談しやすい全年齢型の相談窓口による充実した取組 ・ ひきこもり地域支援センターと関係機関とが連携した組織的な取組の強化 ・ 区役所・支所保健福祉センターを中核とした支援体制の構築 ・ 「よりそい支援員」による本人に寄り添う伴走型支援の充実 ・ ひきこもりに関する社会資源の更なる拡充 ・ 支援機関同士の連携を図るネットワークの構築 	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
60	5	1	高齢・障害外国籍市民の福祉サービス利用に関する相談	言葉や日常生活習慣の違いのために福祉サービスの利用が困難な外国籍の高齢者や障害のある方に対して、外国語の話せる支援員が訪問・電話相談等を行い、福祉サービスの利用を支援する。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
61	5	1	高齢や障害のために、地域での生活に不安のあるひとの権利を守る「成年後見支援センター」・「日常生活自立支援事業」による権利擁護の推進	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の方々など、判断能力が不十分な方々の地域生活を支えるため、成年後見支援センターにおいて成年後見制度の普及啓発、相談対応、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行支援など、総合的な権利擁護を推進するとともに、国基準に基づく各区社会福祉協議会の人員増により運営体制を強化し、日常生活自立支援事業の推進を図る。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
62	5	1	単身高齢者万一あんしんサービス事業	身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなった後の残置物処理や葬祭執行等の高齢者自身の不安を解消するため、利用者、京都市社会福祉協議会及び葬儀社の三者で、生前の死後事務委任契約に基づき、亡くなられた後の葬祭執行等を行う。	実施済		保健福祉局	介護ケア推進課	
63	5	1	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの社会的認知度を高め、周りの大人が早期に気づき、支援につなげる環境づくりを進めるとともに、複合的課題を解消する観点から、多分野・他機関協働による連携支援の推進に取り組む。また、ヤングケアラー本人の負担軽減を目的とした訪問支援事業をモデル的に実施することで、家事・育児の支援を通じて対象世帯の課題やニーズの把握等に努める。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
64	5	1	母子保健通訳派遣事業	外国人等が日本語によるコミュニケーションをとることが難しい母親のうち、周囲に支援者がいない対象者に対し、区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所におけるすべての母子保健事業に通訳派遣を委託した事業者等から通訳者を派遣することにより、育児不安を軽減し、安心して子育てができるように支援する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
65	5	1	総合支援学校高等部生徒の自立と社会参加を目指したキャリア教育・就労支援の推進	総合支援学校高等部生徒の企業等への就労に向け、学校での学びを企業や関係団体との連携による長期的・計画的な実習と組み合わせることにより、企業等で活躍できる生徒を育成する「デュアルシステム」の更なる充実を図るとともに、高等部職業学科を中心に地域との協力・協働のもとキャリア教育を推進する。	実施済		教育委員会	総合育成支援課	
65	5	1	高齢者及び障害者に配慮した住宅の普及促進や高齢者及び障害者が賃貸住宅へ円滑に入居するための支援の充実	不動産関係団体及び福祉関係団体との協働により、住宅と福祉の両面から、高齢者及び障害者等の入居を拒まない民間の賃貸住宅の普及を促進するとともに、高齢者及び障害者等が安心してこれらの住宅に入居できるよう、高齢者及び障害者等向けの住宅情報の提供を行う。	変更実施	高齢者すまい・生活支援事業については、令和6年度中は現スキームで継続したため。	都市計画局	住宅政策課	
66	5	1	困難な問題を抱える女性に対する支援事業	令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、性的な被害、家庭の状況その他様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、包括的な女性支援窓口を設置し、これまでのDV相談支援センターの運営で培ってきた支援機関のネットワークや支援ノウハウを生かしながら、支援対象者が安全かつ安心できる環境の下で自立して暮らせるよう伴走型の支援を実施する。 <主な支援内容> カウンセリング、精神科医による診察の提供、安全確保、各種行政支援の情報提供や手続等への同行、その他住居、就労、生活全般の自立支援	実施済		文化市民局	共生社会推進室	新規

② ひとり親家庭の生活の安定と自立促進

No.	施策の 方針	推進 施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
67	5	2	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭の児童及び母又は父等の医療費の一部を支給する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
68	5	2	ひとり親家庭支援センター運営	ひとり親世帯の就業・自立に係る相談や技能習得を図り、ひとり親相互の交流を深める施設として運営する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
69	5	2	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の方が、就職活動、疾病、出張等により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員の派遣等を行うことにより日常生活の支援を行う。また、未就学児又は小学生を養育しているひとり親家庭については、帰宅時間が遅くなる等、就業を理由として定期的に家事援助、保育サービスを提供する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
70	5	2	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金等事業）	ひとり親家庭の親が技能習得を行う際に給付金を支給する。 （これまで母子家庭の母のみを対象としていたが、平成25年度から、父子家庭の父にも拡大）	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
71	5	2	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭や寡婦の方の経済的自立を支援し、生活の安定や子どもの福祉の増進を図るために、各種資金の貸付けを行う（平成26年10月から父子家庭にも対象を拡大。）。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
72	5	2	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受講修了時及び、合格時に受講費用の一部を支給する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
73	5	2	市営住宅特定目的優先入居（ひとり親世帯）の募集	市営住宅の入居者募集の際に、ひとり親世帯の優先募集枠を設ける。 （事務は子ども若者はぐくみ局が担当し、保健福祉センター等が窓口）	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
74	5	2	ひとり親家庭に対する相談・支援の強化	ひとり親家庭に対する相談・支援について、京都市ひとり親家庭支援センターや各種支援策の認知度向上に向け、情報誌の発行、ホームページや、区役所・支所におけるチラシ配布等による情報発信を行う。また、ひとり親家庭への子育て支援や生活支援とともに就業支援や養育費の確保も含めた経済的基盤の充実に向けた取組等を推進する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	

③ 性の多様性や性的少数者に関する理解の促進と困難の解消に向けた支援

No.	施策の 方針	推進 施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
75	5	3	LGBT等の性的少数者に係る取組の推進	LGBT等の性的少数者の方が安心して、いきいきと暮らせるように、引き続き、市民や企業等に対する意識啓発に取り組むとともに、国や他都市の取組状況も調査、研究しながら、課題の解決に向け、パートナーシップ宣誓制度の更なる活用などについて検討を行う。 また、「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現を目指して、性の多様性の理解と性的少数者の社会参加の促進に資する取組として、啓発事業、性的少数者の意見交換等の交流の「場」としてのコミュニティスペースの実施等を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	

基本目標3 誰もが人権を尊重され、また健康的に暮らせる社会の実現

施策の方針6 人権尊重に向けた広報・啓発及び教育

① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
1	6	1	女性に対する暴力をなくす運動	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）において、市民しんぶんや市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 期間中、京都府や児童虐待の部署との連携により啓発を行う。 ウイングス京都のバーブルリボン月間においてパネル展示等を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
2	6	1	交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）を中心に若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。	変更実施	KYO-DENTは使用しない代わりに、京都市情報館及びウイングス京都でのホームページを有効に活用した	文化市民局	共生社会推進室	再掲
3	6	1	男女共同参画センター「情報提供事業」	啓発誌「男女共同参画通信」等の作成・配布を行うほか、ウイングス京都のホームページやメールマガジン等において男女共同参画に関する様々な情報を提供する。 図書情報室における男女共同参画に関する資料の収集・提供を行うとともに、市図書館との連携・協働により、各図書館において、図書情報室の専門性をいかした男女共同参画に関する企画展を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
4	6	1	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。 ※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで掲載するものではない。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
5	6	1	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ（公財）京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する（男女共同参画センター内でも定期開催）。 ○テーマ ・男女共同参画とは ・男女平等教育を考える ・DVを知る・考える ・セクシャル・ハラスメント ・働くあなたのワークライフバランス ・防災と男女共同参画 ・LGBTってなに？	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
6	6	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB/令和元年度にリニューアル）を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
7	6	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進	家事・育児・介護等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
8	6	1	男女共同参画センター「学習・研修事業」	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、男女共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
9	6	1	企業向け人権啓発講座の開催	企業に社会的責任（CSR）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでもらえるよう、講座の開催を通じて男女共同参画意識の醸成に向けた周知・啓発を行う。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、令和6年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
10	6	1	図書館サービスの提供	各図書館から全館の蔵書検索・予約・貸出・返却などを行えるシステム「京・ライブラリーネット」が整備されている。また、インターネットから蔵書検索・予約・電子書籍の利用を可能とするなど、便利で充実したサービスを提供するとともに、レファレンス（相談・調査業務）等による様々なニーズに対応し、これらの機能を活用した関連情報の提供等を行っていく。加えて、京都市文化市民局と連携し、各図書館で男女共同参画の更なる啓発を目的とした企画展示を実施する。	実施済		教育委員会	生涯学習部 施設運営担当	
				実施済		教育委員会	各図書館		
				実施済		文化市民局	共生社会推進室		
11	6	1	家庭での家事・子育て、仕事、地域活動など、女性の様々な“輝き方”の情報発信	家事・子育て、仕事、地域活動などにおいて女性などが活躍する姿を移住ポータルサイト「住むなら京都（みやこ）」で発信するとともに、子育てや様々な活動に役立つ情報も併せて発信する。	実施済		総合企画局	総合政策室（人口戦略担当）	

② 男女共同参画に関する調査・研究の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
12	6	2	男女共同参画センター「調査研究事業」	京都市の男女共同参画推進における課題を検討分析し、市民ニーズを把握することで、施策の検討等に京都市の特性を活かせるよう調査研究を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
13	6	2	女性の人権問題の研究	世界人権問題研究センターにおいて、女性の人権について、労働、教育、歴史、宗教、法律などの分野にわたり学際的な視点から共同研究を行い、あわせてアジアの女性の人権と開発についても、調査研究を行う。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	

③ 京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)を拠点とした啓発

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
14	6	3	男女共同参画センター「情報提供事業」	啓発誌「男女共同参画通信」等の作成・配布を行うほか、ウィングス京都のホームページやメールマガジン等において男女共同参画に関する様々な情報を提供する。図書情報室における男女共同参画に関する資料の収集・提供を行うとともに、市図書館との連携・協働により、各図書館において、図書情報室の専門性をいかした男女共同参画に関する企画展を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
15	6	3	男女共同参画センター「学習・研修事業」	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、男女共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
16	6	3	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財)京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する(男女共同参画センター内でも定期開催)。 ○テーマ ・男女共同参画とは ・男女平等教育を考える ・DVを知る・考える ・セクシャル・ハラスメント ・働くあなたのワークライフバランス ・防災と男女共同参画 ・LGBTってなに?	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲

④ 学校や地域、家庭が一体となった教育の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
17	6	4	地域コミュニティ活性化施策の推進	地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けた支援や各種啓発活動、地域活動支援(助成)など、地域住民が主体となって進める活動を支援する。	実施済		文化市民局	地域自治推進室 (地域づくり推進担当)	再掲
18	6	4	学校における男女平等教育の推進	男女平等に関わる教育の視点からの教育活動の見直し及び校内研修の実施を推進するとともに、人権教育に関する教職員研修の充実を図る。	実施済		教育委員会	学校指導課(人権)	
					実施済		教育委員会	総合教育センター	
19	6	4	「隠れたカリキュラム」に関する研究・啓発の推進	管理職や教職員への研修において、男女平等に関わる教育をはじめ、様々な人権教育研修を実施し、認識の深化と指導力の向上を図る。	実施済		教育委員会	学校指導課(人権)	
20	6	4	学校・家庭・地域が連携した啓発活動の推進	・PTA活動における取組の推進 人権月間におけるオンライン人権学習会、各PTA活動における研修会などにおいて、啓発活動を推進する。	実施済		教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	
21	6	4	家庭教育講座の充実	今日的教育課題や学校・地域の実情に即したテーマを定めた学習会を実施する。	実施済		教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	

⑤ 性に関する多様な悩みを解決するための相談

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
22	6	5	男女共同参画センター「相談事業」	ウィングス京都において、男女の様々な悩みに関する相談を実施する。 （「一般相談（女性のための相談）」、「専門相談（女性への暴力相談、女性のための法律相談、男性のための相談、男性のための電話相談）」）	実施済		文化市民局	共生社会推進室	再掲
23	6	5	京都市男女共同参画苦情等処理制度の運用	京都市男女共同参画推進条例に基づく苦情・要望等処理制度により、性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関する苦情や要望について、適切な処理を実施する。	実施済		文化市民局	共生社会推進室	
24	6	5	京都市民法律相談	京都市民法律相談（夜間電話相談を含む）を消費生活総合センター及び区役所・支所で実施する。	実施済		文化市民局	消費生活総合センター	
25	6	5	消費生活相談体制の充実・強化	情報通信技術の高度化や、社会経済情勢の変化による消費者の多様化・複雑化に伴う相談内容の多様化・複雑化に的確に対応できる仕組みを整備し、消費者被害の救済について積極的に対応するとともに、トラブルに遭った際にすぐ相談できるよう、消費生活総合センターの認知度の向上に取り組む。	実施済		文化市民局	消費生活総合センター	
26	6	5	きょう ほんと あした ～くらしとこころの総合相談会～	様々な悩みを抱える市民に寄り添い、1つの会場でいずれかの相談員がお話を傾聴し、今後の暮らしやこころのあり方等を一緒に考える機会とする。 (1) 弁護士・司法書士によるくらしの相談 (2) 心理士によるこころの相談 (3) 僧侶によるいのちの相談 (4) 職場のメンタルヘルス相談（京都産業保健総合支援センター産業カウンセラー） (5) 保健師によるからだとこころの健康相談 (6) 自死遺族、遺族相談（自死遺族サポートチーム） ※ 一人につき概ね40分程度 ※ 相談無料	実施済		保健福祉局	こころの健康増進センター	
27	6	5	地域社会全体で取り組む自殺総合対策の推進	「きょう いのち ほんとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」に基づき、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における重点的な普及啓発をはじめ、「きょう・こころ・ほんとでんわ」等の地域における相談体制を維持し、地域で気づきと見守りの中心的役割を担うゲートキーパーの養成等の様々な社会的要因を踏まえた総合的な自殺総合対策を推進し、家庭、学校、職場、民間団体等と連携した地域社会全体の取組として、自殺者数の減少を図る。	実施済		保健福祉局	障害保健福祉推進室	
28	6	5	親と子のこころのほっとライン	子育てや親子の関係、友人関係、学校のこと等、様々な悩み直面しながら、身近に相談できる相手がなく、一人で悩んでいる「親」と「子」を対象に、研修を受けたボランティアが電話相談に当たり、子育て支援並びに子ども達の健全育成を図るとともに相談員の生涯学習に寄与する。（「親と子のこころの電話」と「子育てほっとダイヤル（こどもみらい館）」を統合し、令和2年4月1日から実施）	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
29	6	5	温もりのある地域づくり推進事業	隣のおばちゃんとして地域社会における支えとしての温もりの電話相談事業を運営する。（相談：生活の知恵、人間関係、子育てなど）	実施済		教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当	

施策の方針7 性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり

① 性に関する情報提供・相談

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
28	7	1	性感染症等の予防・相談	性感染症やエイズについての予防知識の普及啓発や相談を実施する。	実施済		保健福祉局	医療衛生企画課	
29	7	1	性感染症・HIV（エイズ）の検査体制の充実	HIV（エイズ）や性感染症について不安のある方に対し、検査を実施する。 平日昼間検査（委託医療機関（入札により決定）） 週1回（月曜日） 平日夜間検査 月2回（月曜日） 土日検査（委託医療機関（入札により決定）） 土曜又は日曜のいずれか月4回	実施済		保健福祉局	医療衛生企画課	
30	7	1	青少年活動センターにおける啓発、居場所の提供の実施	南青少年活動センターにおいて、10代及び20代の若者を対象に性感染症予防やデートDVの予防のため啓発事業を行う。恋愛やセクシュアルヘルス課題について気軽に相談できる場所を提供する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	育成推進課	再掲

② 人権尊重の精神に基づく性教育の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
31	7	2	性に関する指導の推進	児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。	実施済		教育委員会	体育健康教育室	再掲

③ 男女それぞれに特有な病気の予防対策

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
32	7	3	乳がん検診 子宮頸がん検診	40歳以上の女性市民（ただし、子宮頸がん検診は20歳以上）を対象に検診を実施する。（受診間隔は2年に1回）	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
33	7	3	乳がん啓発活動の実施	専門医やNPO、企業、学生、行政等が連携して、乳がんの早期発見・早期治療を啓発する「ピンクリボン活動」に取り組んでおり、京都市もその活動に参画し、乳がん罹患に関するプレスト・アウェアネスの啓発や、乳がん検診の受診率の向上に努める。	変更実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ピンクリボン活動 専門医やNPO、企業、学生、行政等が連携して、乳がんの早期発見・早期治療を啓発する「ピンクリボン活動」に取り組んでおり、京都市もその活動に参画し、乳がん罹患に関するプレスト・アウェアネスの啓発や、乳がん検診の受診率の向上に努める。 ・市民公開講座の開催 事業者との連携の下、令和6年11月に肺がん市民公開講座、12月に乳がん市民公開講座を開催し、受診率の向上に努める。 	保健福祉局	健康長寿企画課	
34	7	3	前立腺がん検診	50歳以上の男性市民を対象に検診を実施する。（受診間隔は2年に1回）	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
35	7	3	がん検診推進事業	新たに対象年齢になる方（子宮頸がん：20歳、乳がん：40歳）に対して、本市のがん検診を無料で受診できる「無料クーポン券」を配布する。また、国民健康保険加入全世帯に対して、「がん検診ガイド」を送付し、子宮頸がん検診、乳がん検診をはじめとした、各種がん検診の受診率の向上に努める。	変更実施	<ul style="list-style-type: none"> ・無料クーポン事業 新たに対象年齢になる方（子宮頸がん：20歳、乳がん：40歳）に対して、本市のがん検診を無料で受診できる「無料クーポン券」を配布する。 また、令和6年度からは、子宮頸がんの無料クーポン券の対象年齢を24、28歳に拡充し、更なる受診率向上に取り組む。 ・がん検診ガイド 国民健康保険加入全世帯に対して、「がん検診ガイド」を送付し、子宮頸がん検診、乳がん検診をはじめとした、各種がん検診の受診率の向上に努める。 	保健福祉局	健康長寿企画課	
36	7	3	子宮頸がん予防接種	当該年度内に12歳～16歳となる女性を対象に、予防接種法その他の関係法令に基づき、子宮頸がん予防ワクチンの無料接種を実施する。また、平成25年度～令和3年度の期間、全国的に積極的な勧奨が差控えられていたことにより、接種機会を逸した可能性のある平成9年～平成20年度生まれの女性に対しても、令和4年8月10日から令和6年度末まで（※）、救済措置（＝キャッチアップ接種）として予防接種法上の定期接種を最大3回実施する（すでに定期接種を実施された方は対象外）。 加えて、過去に定期接種対象年齢後に自費で任意接種をされた方についても、接種費用の償還払いを令和6年度末まで実施する。 ※ 令和6年度末までに1回目を接種した場合に限り、2回目及び3回目の接種期限を令和7年度末まで延長。	実施済		保健福祉局	医療衛生企画課	
37	7	3	子宮頸がん予防啓発活動の実施	京都新聞が実施する女性向けの健康づくりの企画に併せて、本市の子宮頸がん検診の広報や、専門医による子宮頸がんの早期検診・早期発見・早期治療のための普及啓発活動を実施する。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
38	7	3	骨密度測定の実施	地域のイベント等に出向いて、骨密度測定を実施し、骨粗しょう症予防について普及・啓発を行う。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	

④ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
39	7	4	こころの健康増進センターでの相談事業	医師、心理士、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員等によるこころの健康に関する相談を実施する。(電話又は来所)	実施済		保健福祉局	こころの健康増進センター	
40	7	4	精神保健福祉相談	区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課において、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等によるこころの相談を実施する。	実施済		保健福祉局	こころの健康増進センター	
41	7	4	青年期健康診査	18歳から39歳までの市民で、会社等で健康診査を受ける機会のない方を対象に健康診査を実施する。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
42	7	4	スクールカウンセラーの全市立学校への配置	全市立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	実施済		教育委員会	生徒指導課	
43	7	4	心の健康に関する学校教育の取組	各学校において、体育科・保健体育科の授業の中で、心と体の関わりについて理解を深め、不安や悩み、ストレスに対処できる力を育む指導を学習指導要領に基づき実施する。	実施済		教育委員会	体育健康教育室	

⑤ 妊娠・出産期における健康管理の支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
44	7	5	成人・妊婦歯科相談	妊産婦及び18歳以上の市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による歯科健診・相談・指導を実施する。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
45	7	5	ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース）	出産を控えた夫婦を対象に、妊娠期に必要な栄養の知識とそれらを日常の食生活で摂取する方法について、旬の食材や身近な食材を用い、調理実習を通じて学習する。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
46	7	5	風しん抗体検査	風しん予防対策の一環として妊娠を希望する女性等を対象に、協力医療機関において無料で抗体検査を実施する。	実施済		保健福祉局	医療衛生企画課	
47	7	5	風しん予防接種の一部公費負担の実施	風しん抗体検査の結果、抗体が十分でないと判定された、妊娠を希望する女性等を対象に、風しん予防接種の一部公費負担を実施する。（使用ワクチンはMR（麻しん風しん混合ワクチン）又は風しん単独ワクチン）	実施済		保健福祉局	医療衛生企画課	
48	7	5	母子健康手帳	各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び京北出張所で母子健康手帳、妊産婦健康診査受診券綴及び予防接種受診券綴を交付する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
49	7	5	妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等対策	母子健康手帳の「妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）（疑）連絡票」によって届け出た妊産婦に対し、子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問指導を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
50	7	5	妊産婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査受診券綴を併せて交付し、妊娠期間中14回分の妊産婦健康診査（多胎妊娠の場合は追加交付）及び産後概ね1か月で行う産婦健康診査の受診について公費負担を行う。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
51	7	5	すくすく子育て情報発信事業	妊婦にやさしい環境づくりのシンボルマークである「マタニティ・マーク」を使用し、公共機関等において妊婦に対する社会的配慮についての普及啓発を行うほか、「マタニティ・マーク」を使用した「プレママバッジ」と妊娠中からの子育て情報をまとめた冊子「赤ちゃんといっしょ」を、母子健康手帳と併せて妊婦に交付する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
52	7	5	親子の健康づくり講座（プレママ・パパ教室）	妊婦とその家族を対象として、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健等に関する講習等を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	

⑦ 乳幼児のすこやかな発育・発達支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和6年度事業概要	実施状況	未実施・変更実施の理由	所管局	課等	備考
53	7	6	ふれあいファミリー食セミナー（すくすくコース・わんぱくコース）	・すくすくコース 乳児の保護者を対象に、子どもの発達発育に合わせた離乳食の進め方等の講話、デモンストレーション、個別相談等を行う。 ・わんぱくコース 幼児及びその保護者を対象に食材学習及び調理実習を行う。	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
54	7	6	乳幼児歯科相談	0歳から就学前の乳幼児を対象に、歯科医師・歯科衛生士による歯科健診・相談・指導を実施する。（予約制）	実施済		保健福祉局	健康長寿企画課	
55	7	6	京都市急病診療所等の運営	休日等の初期救急医療に対応するため、急病診療所（小児科、内科、眼科、耳鼻咽喉科）（中京区）及び休日急病歯科診療所（中京区）を運営する。	実施済		保健福祉局	医療衛生企画課	
56	7	6	親子の健康づくり講座（親子で楽しむ健康教室）	乳幼児とその保護者を対象として、乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とした講座等を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
57	7	6	京（みやこ）あんしんこども館（子ども保健医療相談・事故防止センター）の運営	子どもの病気や発育といった育児における悩みや不安についての小児科医等による保健医療相談や、子どもの心肺蘇生講習会や自転車用ヘルメットとチャイルドシートの使用講習会の開催、家庭を再現したモデルルーム等を活用した子どもの事故防止の普及・啓発等を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
58	7	6	親子すこやか教室	乳幼児健康診査等から把握した、子どもの発達や子育てに不安や悩みを感じ、心理的負担の強い保護者とその子どもを対象としてグループワークや交流を行う。集団活動の場を通じた体験の場を提供しながら継続的な支援を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達の促進を図る。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
59	7	6	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	生後4か月、8か月、1歳6か月、3歳の乳幼児を対象に、健康診査、保健指導を実施する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
60	7	6	新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、育児に必要な保健指導を行う。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
61	7	6	新生児聴覚検査費助成事業	先天性難聴の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
62	7	6	乳幼児関係者に対する救命講習の実施	乳幼児が事故等により呼吸や心臓が止まった時、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人による応急手当が実施できるよう心肺蘇生法等の救命講習を実施する。	実施済		消防局	教育管理課	
63	7	6	1か月児健康診査	主に医療機関で受診する1か月児健康診査（健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、子どもの健康状態や育児相談等）についての費用を助成する。	実施済		子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	